

## Ⅲ 前期基本計画

平成24年(2012年)度～平成28年(2016年)度

### 【第2章】 分野別基本計画





# うきうき 活力と魅力あふれる まちづくり



## 豊かで活力あふれるまち になると

- (1) 産業
  - ① 商工業・金融・港湾
  - ② 雇用環境・勤労者
- (2) 農林水産業
  - ① 農業
  - ② 畜産業
  - ③ 林業
  - ④ 水産業
  - ⑤ 公設地方卸売市場



## 伝えたい 魅力あふれるまち になると

- (1) 観光
- (2) 国際・国内交流
- (3) 文化財



(1)産業(①商工業・金融・港湾)

## 01 産業の振興と経営基盤の充実強化

～地域の商工業が活力を生み出すまち～

### 現況と課題

- 1 工業の現況は、平成21年(2009年)工業統計調査によると、4人以上の事業所では、事業所数134か所、従業者数4,853人、製造品出荷額等1,306億5,974万円と平成16年(2004年)に比べ、減少しています。
- 2 近年、LEDの先端的な技術や高度な知識によって、全国的に注目される企業が誕生・立地し、活発な研究開発と生産活動を展開しています。また、本市の主要産業である製塩業や医薬品、化学薬品、工業薬品製造業の化学工業を中心に、関連企業の集積も進んでいますが、地場企業の多くが経営体質の弱い零細・小規模な事業所であり、経営基盤の強化が課題です。
- 3 「鳴門複合産業団地」には16社が進出し、全区画分譲に至りましたが、平成23年(2011年)10月現在、市営産業団地「なるとソフトノミックスパーク」は10区画に7社が進出しており、全区画立地に向けて、県内外の優良企業の誘致を行い、関連の事業所への波及効果と市民の働く場の創出に努める必要があります。少子高齢化の進展にともない、地域内での需要の高まりが見込まれる医療・介護・健康関連産業をはじめ環境・エネルギー関連産業などの成長分野や本市の強みを活かせる観光・農水産分野等の企業を地域内に育成ならびに集積することで持続可能な地域経済の発展をめざす必要があります。
- 4 商業の現況は、平成19年(2007年)商業統計調査によると、卸小売業では、商店数796店、従業者数4,242人、商品販売額774億1,760万円と平成16年(2004年)に比べ、減少しています。飲食店でも、平成18年(2006年)事業所統計調査によると、商店数337店、従業者数1,378人と平成16年(2004年)に比べ、減少しています。
- 5 近年、本市や周辺市町においても、郊外型の大規模・中規模小売店舗や飲食店、複合商業施設が増加し、自家用自動車中心の商業核が形成されるなど、社会構造や消費行動が変化しており、中心商店街では、利用者の低迷が続くなど、空店舗も目立ち、空洞化が問題となっています。今後は、地元商店街や商工会議所等と商店街の活性化に向けた意思統一を図り、気運を盛り上げる協力体制を構築するとともに、空店舗の有効活用の促進や商店街の活性化を推進できる人材の育成が重要です。
- 6 本市は、豊かな自然や歴史・文化と農水産品に恵まれた観光都市であることから、宿泊業や飲食サービス業をはじめとする観光関連産業の育成・充実とともに、観光関連事業者と農水産品の生産者等との連携による取り組みも重要となっています。
- 7 地場産品については、なると金時や鳴門わかめをはじめとするブランド農水産品やそれらを活用した加工品、伝統的な塩、足袋のほか国の伝統的工芸品の指定を受けた大谷焼などの販路拡大に向けて、PRやキャンペーンに取り組んでいます。今後も、ブランド力強化に向けたPRに努めるとともに、本市の豊かな農水産品と製造業分野における高い生産



技術や観光都市としてのおもてなしサービス等が互いに活かせる「農商工連携」の推進による地域経済の活性化が重要です。

- 8 近年、地域におけるさまざまな課題の解決を、地域住民自らが主体となり、地域資源を活かしながら、ビジネスの手法で取り組んでいくコミュニティビジネス\*が注目されています。コミュニティビジネスの推進気運を高め、創業に向けたサポートを行うことで、地域に新たな起業や就業機会を導き出し、新産業の創出や地域経済の活性化を図る必要があります。
- 9 市内中小企業の運転資金・設備資金などの資金繰りの需要に対しては、市内金融機関と連携して、経営基盤パワーアップ資金等の本市独自の融資制度を設けていますが、より利用しやすい制度内容と迅速な対応が求められています。
- 10 港湾は、県が管理する折野港・亀浦港・撫養港・粟津港の4港があり、海運流通基地として重要な役割を担っています。さらに港湾機能の向上が図られ、利便性が得られるよう、地元利用者からの意見・要望を管理者に働きかけていく必要があります。

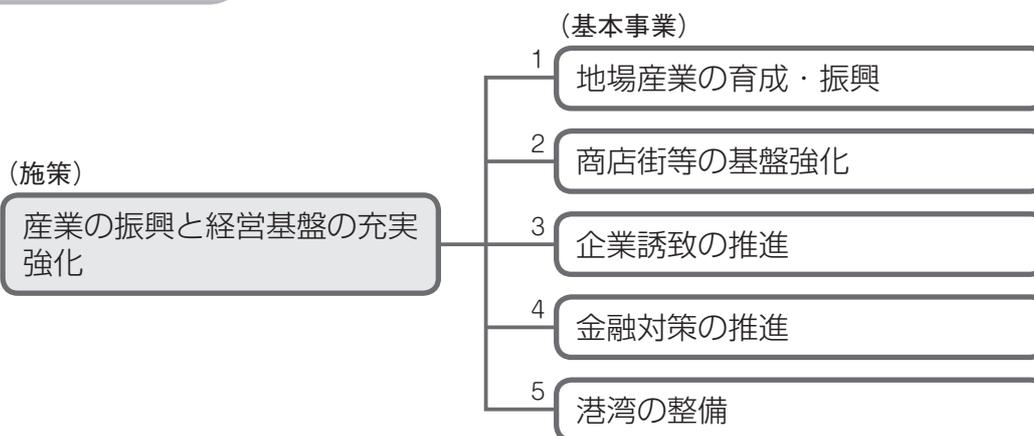
### 基本方針

地場企業の経営安定・経営基盤強化のため、専門的な知識・技術をもった人材等を活用したサポート制度の充実に努めるとともに、事業資金の円滑な供給を推進するなど地場企業の経営支援を行います。また、豊かな農水産品や大谷焼をはじめとする伝統的な産業製品ならびに製造業分野における高い生産技術などを全国的にPRするとともに、農水産業や製造業、観光関連産業等の相互連携を支援し、さらなる地域ブランドの推進と販路拡大を図り、地場産業の育成と振興に努めます。

さらに、県内外の優良企業の誘致を推進するとともに、地域課題の解決を地域資源を活用して取り組むコミュニティビジネスを推進し、地域の強みや特性を生かした産業集積と地域経済の発展をめざします。

地域産業の振興や海上交通の利便性の向上、港湾における自然環境の保全を図るため、港湾機能の充実と自然環境に配慮した港湾施設整備を促進します。

### 施策体系図



## 主要な施策の内容

### 1 地場産業の育成・振興

#### (1)地場企業の経営安定・基盤強化

- ①地場企業の経営・技術・販売等の高度化を図るため、企業退職者や有資格者など専門的な知識や技術、ノウハウを持った人材を登録・派遣する「ビジネスサポーター制度」などのサポート制度を充実するとともに、公的試験研究機関などの積極的活用を事業主に働きかけます。
- ②産業構造の変化に柔軟に対応できる人材の確保・育成を推進するため、関係機関と連携し、求職者と求人企業のマッチングや研修機会の拡充に努めます。
- ③市内での新規創業や地場企業の事業拡張・新事業創出等にも商工会議所や商工会等の関係機関と連携して、支援に努めます。
- ④地場企業の海外展開に向け、関係機関と連携し、情報提供等に努めます。
- ⑤産業分野ごとの課題やその解決策について話し合う「産業版出前市長室」を開催するなど、行政と事業者との相互理解を深めながら、事業者からの意見をより実効性のある施策に反映します。

#### (2)コミュニティビジネスの推進

地域におけるさまざまな課題の解決を、地域住民自らが主体となり、地域資源を活かしながら、ビジネスの手法で取り組んでいくコミュニティビジネスを推進し、創業に向けたサポートを行うことで、地域に新たな起業や就業機会を創出し、地域経済の活性化を図ります。

#### (3)地場製品のブランド化の推進と販路拡大

- ①地場製品の特性を生かしたさらなる地域ブランド化を図るため、県内外の物産展での紹介とあわせて観光キャンペーンと連携したPR活動を行い、販路拡大を図ります。
- ②中小企業者と農漁業者が互いに連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して、「農商工連携」による新たな商品やサービスの開発に取り組みやすい環境づくりを関係機関とともに進め、国等の支援制度に関する情報提供に努めます。
- ③地場企業が農水産品や観光資源、伝統技術など地域資源を活用して、新たな商品やサービスの開発・市場化に取り組みやすい環境づくりを関係機関とともに進め、国等の支援制度に関する情報提供に努めます。
- ④関係機関と連携し、製造業・販売業等を対象とした、販売対策や食品表示等の適正化に関する啓発・研修を充実するなど、地場製品の安全・安心を図り、ブランド力の向上に努めます。

#### (4)伝統産業の保護・育成とPR

「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」に基づき国の伝統的工芸品の指定を受けた大谷焼の技術・技法の保護に努めるとともに、大谷焼・足袋・塩・わかめ加工品等の本市が誇る伝統的な産業の製品を全国的にPRし、さらなるブランド化を促進します。

#### (5)市内の需要喚起及び消費の促進

商工会議所等と連携して、市内での需要喚起と消費行動を促進します。

### 2 商店街等の基盤強化

#### (1)商店街等の活性化

- ①商店街の活力を取り戻すため、商店街組織の自主性・主体性を尊重しながら、指導団体である商工会議所等と連携し、組織強化を進めていきます。若手事業者同士の交流や連携を促進し、後継者を養成するとともに、意欲のある事業者を発掘するため、関



係機関とともに各種研修や交流の機会拡充を図り、商店街の活性化を推進できる人材の育成に努めます。

- ②商工会議所等と連携し、商店街の空店舗に関する情報収集・調査を行い、起業希望者やコミュニティ活動を行う各種市民団体に向けた情報提供を行うなど、空店舗の有効活用を促進します。空店舗を活用したコミュニティビジネスによる起業やコミュニティ活動の拠点づくりをはじめ、商店街や空店舗で市民と観光客等が交流できるにぎわいイベントの開催を支援するなど、人と人とがふれあえる交流の場として、にぎわいのある魅力的な商店街づくりを促進します。

### 3 企業誘致の推進

#### (1)誘致活動の積極的展開

県との連携により、地域の立地条件や特性を積極的にPRし、問い合わせに対するきめ細やかな対応に努め、県内外の優良企業を「なるとソフトノミックスパーク」などへ誘致し、関連地場企業への波及効果と市民の働く場の確保に努めます。

#### (2)誘致企業との交流の促進

地場企業と誘致企業との交流・連携により、製品の相互活用、新事業の創出・商品開発など新たな分野への事業展開を促進します。

#### (3)企業立地優遇制度の充実

企業の投資意欲を喚起し、誘致促進を図るため、市独自の企業立地優遇制度の充実に努めるとともに、国等の制度に則した積極的な支援策を検討します。

#### (4)ベンチャー\*企業の育成と新たな産業集積

関係機関等との連携により、環境・エネルギー関連分野などの先端技術等に関する研究施設や関連企業の起業促進や誘致に努め、新たな産業の集積に努めます。

### 4 金融対策の推進

#### (1)融資制度の活用

商工会議所・商工会と連携して、市内中小企業のための金融相談を実施するとともに、国等の融資制度の利用に際した迅速な橋渡しと本市独自の融資制度の充実に努め、資金繰りの需要に対応しながら、地場企業の経営安定を支援します。

### 5 港湾の整備

#### (1)港湾施設の整備

瀬戸内海の自然や歴史を生かした広域的な港湾ネットワーク形成をめざすとともに、港湾機能の整備充実、都市環境の改善を促進します。また、港湾などにおける秩序ある水域利用に努めるとともに、国が老朽化の著しい堤防を整備している撫養港海岸保全施設整備事業の早期完成を促進します。

#### (2)港湾環境の整備

豊かな生態系を育む自然環境の形成を図るため、利用者や地域住民、関係機関と連携しつつ、港湾における自然再生を促進します。

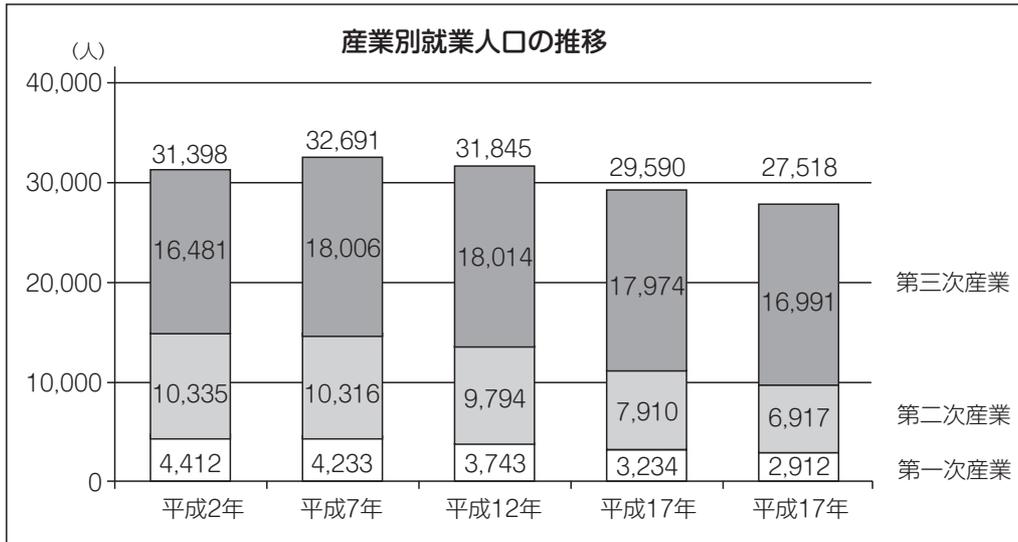
(1)産業(②雇用環境・勤労者)

## 02 雇用の安定と勤労者福祉の向上

～いきいきと働き、安定した生活ができるまち～

### 現況と課題

- 1 産業構造や雇用ニーズに対する変化が進むなか、女性の社会進出や有期雇用労働者、パートタイム労働者の増加、若年層を中心にした就労意識の変化など雇用を取り巻く環境は大きく変化しています。また、世界規模の経済情勢等により、全国における失業率が高水準にあるなど、今後も厳しい雇用情勢が続くと予想されることから、きめ細やかな雇用対策を国・県などと連携して講じる必要があります。
- 2 市民の働く場を確保するため、県内外の雇用力のある企業誘致を推進する必要があります。また、地場企業においても、従業員の継続雇用と新規採用が常時行えるよう、経営安定のための支援が重要です。
- 3 活力ある地域経済を維持するには、就労意欲のある高齢者と障がい者がともに持てる能力を発揮できる雇用環境の整備が課題であり、高齢者雇用安定法及び障害者雇用促進法の正しい認識と理解を企業に働きかける必要があります。
- 4 企業や労働者が、男女雇用機会均等法の趣旨を十分理解し、働く女性とその能力を十分に発揮し、安心して就労できる雇用環境を整備することが必要となっています。
- 5 青少年(15～34歳)人口は減少傾向にあり、厳しい経済情勢のなか、若年失業者、フリーター\*等の非正規雇用の増加、ニート\*や自立に困難を抱える若者の増大など、35歳未満の働く若者を取り巻く環境は大きく変化しています。このようななか、勤労青少年が、仕事と人、社会との関わりを通じ、自信と意欲を備え、継続的なキャリア形成を図り、社会の構成員として自立して、健全に成長することを促すため、勤労青少年ホームの果たす役割はますます重要になってきています。
- 6 近年、都会での生活によるストレスを癒す豊かな自然、人々のつながりが残る田舎暮らしへのあこがれなど「ふるさと回帰」が増加してします。本市出身者を含む県外在住の中高齢者等が「ふるさと鳴門」を第2の人生の場として選び、移住していただくことで、豊富な知識、技術、経験を地域社会で活かしていただくことも重要になっています。

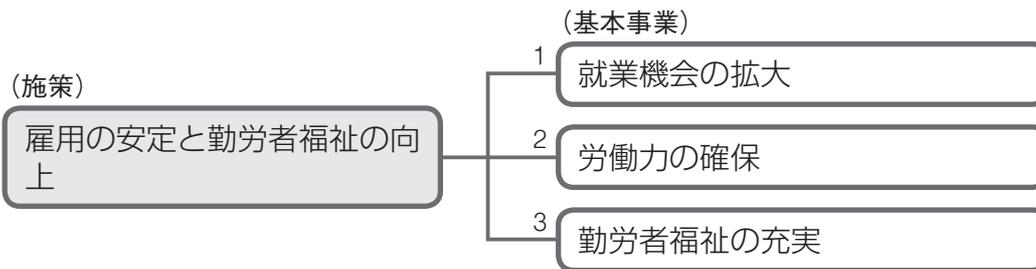


(注) 各年分類不能があり、内訳を足し合わせても総数に一致しない。(資料：総務省「国勢調査」)

## 基本方針

生涯働く期間の長期化や働き方の多様化が進むなか、安定的・継続的な就業の実現をめざし、市民の働く場を確保するため、地場企業の経営基盤強化と雇用力のある企業の誘致に努めます。また、本市産業を牽引する労働力を確保するため、職業能力の開発や勤労者福祉の充実など、いきいきと労働に従事できる環境づくりを支援します。さらに、女性・高齢者・障がい者などの働きやすい労働環境への改善と就業機会の拡大を図るため、国・県など関係機関との連携を強化します。

## 施策体系図



## 主要な施策の内容

### 1 就業機会の拡大

#### (1) 地場産業の育成・振興

地場企業の経営基盤強化を図り、就業場所の確保に努めるとともに、従業員の資質向上や人材育成を支援します。

#### (2) 企業誘致の推進

県内外の優良企業を「なるとソフトノミックスパーク」などへ積極的に誘致し、市民の働く場の確保に努めます。

#### (3) 雇用の安定と就労条件の整備

① ハローワークと連携し、求職者に対して幅広く求人情報を提供するとともに、各種の

スキルアップセミナーや合同就職面接会等を関係機関とともに開催するなど、雇用を促進します。さらに、国が行う、求職者への生活支援制度や雇用の安定・創出に取り組む事業主への支援制度などの周知を図るとともに、県とも連携して、国の雇用対策事業を活用して、雇用機会の創出に努めます。

②関係機関と連携し、事業者に労働時間短縮やワークシェアリング\*の導入を啓発するなど、就業機会の拡大を図ります。また、パートタイム労働者の雇用管理の改善に取り組み、通常の労働者と均衡のとれた待遇が確保されるよう関係機関と連携し、事業主への啓発に努めます。

#### (4)女性・高齢者・障がい者の雇用促進

①企業や労働者が、男女雇用機会均等法の趣旨を十分理解できるよう周知を行うとともに、働く女性とその能力を十分に発揮し、安心して就労できるよう、雇用環境の整備を事業主に働きかけます。

②高齢者の継続雇用・再就職の促進と障がい者雇用の促進に関する国の制度について、関係機関と連携し、事業主への周知と啓発を行い、高齢者・障がい者の就業機会の拡大に努めます。また、高齢者が生きがいを持って仕事に取り組めるよう、シルバー人材センターとの連携を図ります。

## 2 労働力の確保

### (1)人材育成の促進

技術革新の進展、産業構造の変化に適応する人材を育成するため、国・県などの関係機関と連携しながら、各種のスキルアップセミナー等の研修を実施するほか、求職者及び事業主に対して、職業訓練等の活用を促し、技術や資格取得による職業能力の開発を促進します。また、求職者が、適正や職業経験などに応じて、職業選択や職業能力開発を効果的に行えるよう、関係機関と連携して支援します。

### (2)若年労働者の地元定着化の促進

若年層に魅力ある職場環境づくりを事業主に働きかけるとともに、県内外の優良企業の誘致や就職者激励大会の開催などを通じて、若年労働者の就業場所を確保し、地元定着化を促進します。

### (3)UJIターン\*の促進

本市出身者を含む県外在住の中高齢者等の豊富な知識、技術、経験を地域社会で活かしていただくため、UJIターンによる「ふるさと鳴門」への移住を促進します。

## 3 勤労者福祉の充実

### (1)勤労青少年ホームの充実と利用促進

指定管理者制度の導入により、民間のノウハウを活かした運営のもと、利用者のニーズの把握に努め、意見を取り入れながら、各種講座やクラブ活動を充実していくなど余暇活動に加えて、ボランティア活動など社会参加の場を提供し、同世代・異世代間、地域間の幅広い交流を促進します。また、社会環境や地域状況に即した相談対応に努め、地場企業等の関係機関と連携して、広報・周知に努め、利用を促進します。



(2)農林水産業(①農業)

03 農業の振興

～担い手が活躍し、ブランド力を備えたまち～

現況と課題

1 本市の農業は、温暖な気候、砂地畑や肥よくな土壤に恵まれ、特産のかんしょ・大根・れんこん・らっきょう・日本梨などを中心に、高品質で収益性の高い作物の栽培を行い、安定した経営が行われています。また、これらの作物の生産高は県全体の50%以上を占めるなど、全国的にみても優良な産地を形成し、安全・安心な農産品として京阪神地域や首都圏などの大消費地を中心に安定供給することにより、高い評価と市場占有率を得ています。

2 近年の農業情勢は、生産者の高齢化や後継者不足を要因とした担い手の減少にともなう遊休農地の増加、また、輸入農産物の増加や消費の伸び悩みにもなう販売価格への影響などの課題に加え、消費者の「食」に対するニーズの多様化や安全性への要求がこれまで以上に強まっています。このため、生産サイドでは環境への配慮や消費者ニーズへの対応を一層求められており、高度な生産・出荷管理と消費者の要求の変化に対応できる農産物供給体制の確立を図ることが急務となっています。

そこで、より安全で高品質なものを将来にわたり生産し、付加価値を高め、さらなるブランド力の向上を実現するためには、農業者や農業団体、行政が一体となり、高度な生産技術の次世代への継承と販売戦略の強化、変化する社会経済情勢に対応できる先進的経営者の育成を図っていくことが必要となっています。

3 農業用水については、都市化・混住化の進展及び生活様式の変化にともなう水質の悪化と、地下水の過剰な汲み上げにともなう地下水の塩水化、地盤沈下による排水不良など、利水環境が悪化しています。また、未整備の農道や用排水路、老朽化した取水・排水施設も多く、施設機能の維持が難しくなっており、農業生産性の向上を阻害する要因となっています。

このため、農道・かんがい排水施設などの農業基盤整備を推進することにより、土地利用の高度化を図り、生産性の高い農業経営を確立し、魅力ある農村の振興を進める必要があります。

■農家数の推移

(単位：戸)

	総農家数	自給的農家	専業農家	兼業農家	兼業農家	
					[第一種]	[第二種]
平成2年	2,185	—	666	1,519	409	1,110
平成7年	1,958	387	533	1,038	443	595
平成12年	1,823	374	465	984	397	587
平成17年	1,669	413	492	764	326	438
平成22年	1,551	422	528	601	252	349

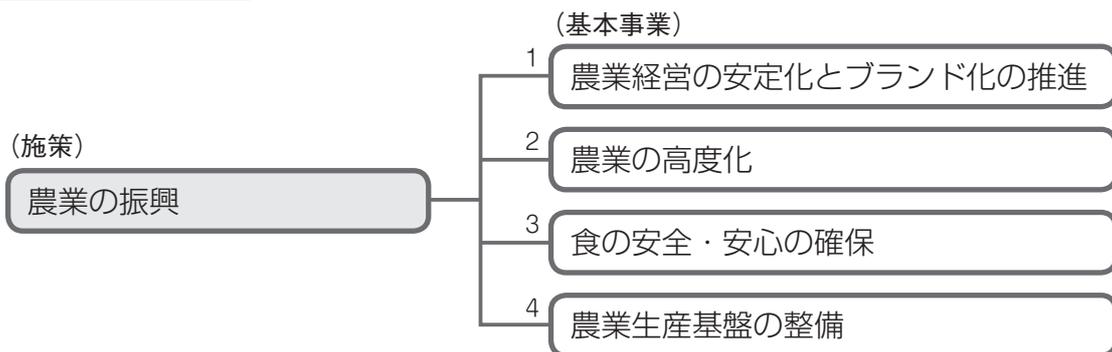
(資料：農林水産省「農林業センサス」)

## 基本方針

地域農業における将来の多様な担い手の確保・育成と遊休農地の解消や農地の効率的利用の促進と農業の高度化に努めるとともに、持続性の高い農業生産を確立し、農業経営の安定化を図ります。

また、消費者の信頼を高めるため、農産物の鳴門ブランドを確立し、高品質で安全・安心・安定的な市場供給を行うことを基本とした農業生産・販売体制を確立します。

## 施策体系図



## 主要な施策の内容

### 1 農業経営の安定化とブランド化の推進

#### (1) ブランドの確立

- ①安全・安心な農産物の安定供給と鳴門ブランドの確立やイメージアップを図るため、農協、農業関係者等と一層の連携、強化を図ります。
- ②農産物の海外輸出や販路拡大を促進するため、関係機関と連携し支援に努めます。
- ③郷土色豊かで競争力のある加工品などの研究、開発に努めるとともに、起業を支援します。

#### (2) 多様な担い手の確保・育成

- ①営農意欲の高い農業者に対し、優良農地の集約化や技術・経営情報の提供、営農資金の充実などを図ることにより、認定農業者など経営感覚に優れた農業経営者や農業生産法人など中核的担い手の確保・育成に努めます。
- ②新規就農希望者への支援・養成や担い手への農地などの情報の提供や情報収集、あっせんに努めます。
- ③女性や高齢者の持つ感性・知識・経験などが発揮できる活力ある農業を促進します。
- ④地域に適した作物の栽培を農業支援センター、地域農業者などと連携し推進します。
- ⑤農業後継者のパートナー対策を推進します。

#### (3) 優良農地の確保と活用

- ①農業振興地域の整備に関する法律・農地法・農業経営基盤の強化の促進に関する法律の適切な運用を行い、集団的な優良農地の確保に努めます。
- ②農地管理情報データベースを利用し、利用権の設定やあっせん・売買を推進し、農地利用の効率化に努めます。
- ③農地の遊休化を抑制するため、地域農業者や農業団体と調整しながら、農業生産法人や集落営農などの促進や多面的な農地の活用に努めます。
- ④農地の保全及び利用率の向上を図るため、土地基盤整備を促進します。



#### (4)生産資材の安定確保

砂地畑農業の維持には、連作障害対策として手入れ砂を補給する必要があるため、試験研究機関と連携しながら産地維持対策としての代替砂の研究・実証栽培試験に努めるとともに、将来にわたる手入れ砂の確保について、国・県などの関係機関に要請していきます。

#### (5)農業団体の再編・強化

地域農業団体の中核となる農業協同組合は、今後、さらに農業を取りまく社会・経済情勢の変化が予想されることから、より一層の事業強化、組織体制の充実を図ることが求められており、合併の促進と経営基盤の強化に努めます。

## 2 農業の高度化

### (1)農業施設等の整備

- ①農作業の効率化を図るため、集出荷施設などの整備を推進します。
- ②農作業の軽減や低コスト化を図るため、機械化・省力化技術の導入を推進します。

### (2)流通販売体制の整備

- ①需要動向に即した生産・出荷を行うため、市場情報や消費者ニーズの迅速な収集伝達機能や流通業務施設などの整備拡充を促進します。
- ②農産物の鳴門ブランドの確立やイメージアップに取り組み、高速道路網整備や高度情報化社会に対応した販売体制の強化と情報発信及び販路の拡大を支援します。
- ③農産物が市内で効率的に流通する地産地消\*への取り組みを支援します。

### (3)先端技術の導入

既存技術の向上とバイオテクノロジーなどの先端技術を活用して、商品性と付加価値の高い農産物の生産展開を図るため、農業研究所をはじめ各研究機関などとの連携をとりながら知識集約型農業をめざし、新しい農業技術の開発に努めます。

### (4)地域資源としての活用と新しい農業経営の研究

- ①産業として魅力ある農業を展開するため、農業の持つ多面性や潜在能力と伝統・文化・観光資源などの地域資源を包括的に活用しながら、都市住民との交流促進を図り、市民農園の整備促進や観光農業など体験農業の推進に努めます。
- ②農業への理解を深めるため、農作業などを農業協同組合や学校と連携して実施することにより、体験農業としての学習機会の提供に努めます。
- ③農業の六次産業化\*や農商工連携への取り組みを推進し、付加価値の拡大や新ビジネスの創出による地域農業の高度化を図ります。

## 3 食の安全・安心の確保

### (1)環境にやさしい農業の推進

- ①農薬の適正かつ安全な使用について、関係機関・関連団体との連携を図りながら農業者への指導を行うとともに、土づくりを基本とした有機・減農薬農業を推進し、化学肥料・農薬などを減らした持続性の高い栽培技術の普及・定着を進めます。
- ②有機資源を活用した資源循環型農業を実現するため、高収益を見込める作物の導入促進と土づくりを含めた利用技術の確立を図り、高付加価値型農業・生産性の高い農業を推進します。
- ③農業用使用済みプラスチックフィルムや農業生産等において使用された農薬の容器などの農業生産資材廃棄物は、環境保全上の支障を生ずることがないように適正な処理に努めます。

## 4 農業生産基盤の整備

### (1) 農道の整備

県道・市道との調整を図りながら、地域農業振興の基本となる幹線農道の整備を推進するとともに、輸送労力の節減や営農の効率化を図るため農道整備に努めます。

### (2) 用排水施設の整備

農業用水の水質改善と安定的確保及び自然配水区域の拡大、用排水分離による耕地の汎用化と塩害防止を図るため、国営農地防災事業・地盤沈下対策事業・ほ場整備事業・国営附帯農地防災事業などを推進し、用排水施設を整備することにより優良農地の整備・確保に努めます。

### (3) 農村環境の整備

農地・水・環境の良好な保全と質的向上を図るため、地域ぐるみで効果の高い共同活動を支援するとともに、集落道と生活排水処理施設の整備を推進します。

### (4) 農地の防災保全

農地災害を未然に防止するため、排水機場・ため池等整備事業などを推進し、防災・保全施設を整備します。

また、国及び県の補助事業を活用し、施設の適正な管理体制の強化や長寿命化を図ります。



いも掘り体験



レンコン農家体験



農水産フェア



## (2)農林水産業(②畜産業) 04 畜産業の振興

～安全・安心な畜産物を提供できるまち～

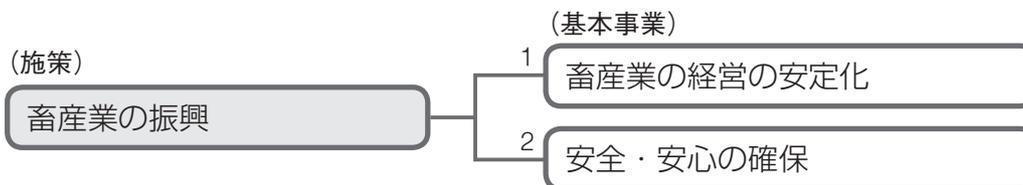
### 現況と課題

- 1 畜産は、国際的な競争が激しくなるなか、BSE(牛海綿状脳症)\*、鳥インフルエンザの発生などに端を発し、消費者の食の安全・安心に対する関心は高まっていることから、より一層生産者の安全管理体制の強化が求められています。
- 2 効率的で生産性の高い経営を行うためには、生産コスト削減を図りながら、経営規模の拡大や飼料の自給率向上をめざすなど、経営の効率化を進める必要があります。また、家畜排せつ物などの有効利用と環境問題の解決が大きな課題となっています。

### 基本方針

畜産業においては、効率的で生産性の高い畜産経営を行うための知識や技術の普及を図り、消費者の求める安全で安心できる良質な畜産物の生産とトレーサビリティ・システム\* (生産・加工・流通履歴管理システム)を確立するとともに、環境保全確立のための施設を整備し、家畜排せつ物の適正な処理と有効利用を推進します。

### 施策体系図



### 主要な施策の内容

#### 1 畜産業の経営の安定化

##### (1)畜産農家・耕作農家の連携促進

規模の拡大や飼料自給率の向上を図り、生産性の高い畜産経営を振興するとともに、畜産農家における家畜排せつ物の適正処理と耕作農業の地力増強を図るため、畜産農家・耕作農家の連携による有機肥料の生産や土づくりを促進します。

#### 2 安全・安心の確保

##### (1)生産・販売管理の強化

食の安全・安心が求められており、トレーサビリティ・システムによる畜産物の生産管理を畜産農家や流通業者等と協力しながら推進することにより、消費者にとって安全・安心な畜産物の提供に努めます。

## (2)農林水産業(③林業) 05 林業の振興

～豊かな自然と共存できるまち～

### 現況と課題

- 1 本市の林野面積は、7,556haであり、市総面積の約56%を占めていますが、気候及び地質など自然条件は森林の育成には適していないのが現状です。しかし、治山治水などの防災機能、水資源のかん養、生活環境の保全、地球温暖化\*防止機能など、森林には公益的な機能が大きく、また、観光資源としても重要な要素であり、継続的な維持管理が必要です。

### 基本方針

森林は木材や林産物の生産という経済面だけでなく、災害防止や生活環境の保全、また観光資源など多様な機能を持ち、市民の生活に重要な役割を果たしていることから、自然環境に配慮しながら、森林の保全・整備に努め、有効活用を図ります。

### 施策体系図



### 主要な施策の内容

#### 1 緑豊かな森林の整備

##### (1)森林資源の保護・保全と適正利用

- ①森林などについては、水資源のかん養・自然環境保全・防災などの公益的機能に配慮するとともに、快適で潤いのある住環境を創出・確保するための緑地として、機能の保全と適切な利用を図ります。
- ②松食い虫被害については、樹幹注入、伐倒等を効果的に行います。

##### (2)森林整備地域活動の支援

森林所有者などによる計画的かつ一体的な森林整備を推進するため、森林整備地域活動支援事業を活用し、歩道の整備等を図り、地域における活動の支援を行います。

##### (3)森林組合の広域合併

森林組合は、地域林業の振興と適正な森林管理を図るうえで重要な役割を果たすことが求められており、経営基盤・事業活動の強化を図るため、広域合併による組織の強化を促進します。

##### (4)野生生物との共存・共生

- ①有害鳥獣による農産物等への被害対策として、継続的に捕獲檻や電気柵等防護柵の設置を進め、個体数の調節を図りながら被害の抑制に努めます。
- ②侵入防止用防護柵の設置を行う営農組合に対し補助を行うなど、野生生物との棲み分け・共存を図ります。



(2)農林水産業(④水産業)

## 06 水産業の振興

### ～鳴門ブランドで飛躍するまち～

#### 現況と課題

- 1 本市の水産業は、播磨灘・小鳴門海峡・紀伊水道という漁場環境の異なる3漁場を中心に、定置網漁業・小型底曳網漁業・一本釣り漁業・養殖漁業など多様な漁業経営が行われています。その中でも、鳴門鯛は特産品として広く全国に知られており、また、鳴門わかめも食材として全国の消費者から愛用され、本市の漁業生産額に占める割合は大きい状況にあり、付加価値を高め、一層のブランド化を図っていく必要があります。
- 2 近年、海洋汚染による漁場環境の悪化や水産資源の枯渇により漁獲高が減少しており、掃海事業による漁場機能の回復、人工魚礁や投石による漁場整備、クルマエビ・ヒラメなどの種苗放流などの対策を講じています。また、漁業従事者の高齢化や後継者が減少しており、後継者の育成が大きな課題となっています。
- 3 経営基盤の安定・強化を図るため、徳島県下の漁業協同組合による大型合併の促進が求められており、観光漁業・産直市などこれまで以上に市場開拓や販路拡大を検討し推進することが必要です。
- 4 本市の漁港は、県管理漁港の4港と市管理漁港の8港がありますが、漁港施設の多くで老朽化による機能低下が進んでいます。安全・安心な水産物供給体制づくりを推進していくために、漁港施設を機能強化し、従来に比べて効率的な補修更新を行うために、条件に合う漁港の水産基盤ストックマネジメント事業を計画する必要があります。

#### ■漁業経営体の推移

(単位：経営体、隻)

		平成15年	平成20年
漁業経営体数		500	435
漁船隻数	無動力船隻数	18	8
	船外機付船隻数	465	455
	動力船隻数	385	333

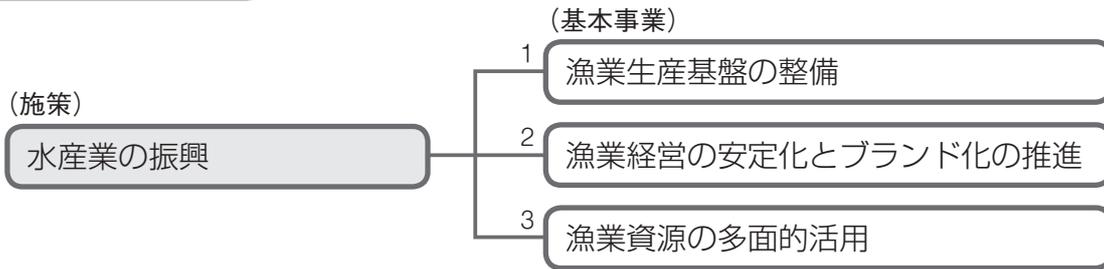
(資料：農林水産省「漁業センサス」)

#### 基本方針

漁業資源の保護・育成を目的とした資源管理型漁業の推進と漁業経営の安定化を図るため、施策を展開します。また、水産物の鳴門ブランドの確立を図るとともに、消費者が求める新鮮で安全・安心・安定的な市場供給や販売体制づくり、後継者の確保、女性の担い手育成を促進します。

漁業資源の多面的活用と関係団体との連携・協力体制の確立に努めるとともに、漁業地域の活性化に資することを目的とした漁港の維持・補修を推進します。

## 施策体系図



## 主要な施策の内容

### 1 漁業生産基盤の整備

#### (1) 漁場の整備

- ① 掃海事業などを実施し、漁場機能の回復を図ります。
- ② 人工漁礁や投石による漁場の再生を図ります。

#### (2) 漁港の整備

水産基盤ストックマネジメント事業において、機能保全計画を策定し、施設の長寿命化によるライフサイクルコスト\*の縮減と同時に、海洋土木構造物の機能保全に対する知見が集積され、今後増大が予想される漁港施設の更新コストの縮減を図ります。

#### (3) 水産資源の保護管理

- ① 水産研究所・栽培漁業センターとの連携による優良種苗の増養殖と種苗放流を推進し、資源管理型漁業を促進します。
- ② 魚介類の資源状況・需要動向に応じた適正な漁獲を促進し、漁業者自らが資源の保護と管理の徹底を図るよう関係機関とともに指導を進めます。
- ③ 養殖技術のより一層の改良や、生産コストの削減と赤潮などリスクの軽減対策の整備を促進します。

#### (4) 試験研究機関の連携

資源管理型漁業を推進するとともに、消費者の信頼と子どもたちの漁業に対する理解と関心を高める必要があるため、試験研究機関との連携強化を図ります。

#### (5) 漁村環境の整備

漁村地域の生活雑排水処理の向上により海洋汚染防止を図る必要があることから、漁業集落排水施設の整備を検討します。

### 2 漁業経営の安定化とブランド化の推進

#### (1) ブランドの確立

- ① 新鮮で安全・安心な水産物の安定供給と鳴門ブランドの確立やイメージアップを図るため、漁協、漁業関係者等と一層の連携、強化を図ります。
- ② 水産物の海外輸出や販路拡大を促進するため、関係機関と連携し支援に努めます。
- ③ 郷土色豊かで競争力のある加工品などの研究開発に努めるとともに、起業を支援します。
- ④ 漁協・加工事業者等と連携し、水産物の適正な表示等を図り、消費者に対する食の安全・安心の確保に努めます。

#### (2) 経営近代化の促進

- ① 不安定な従来の獲る漁業から、つくり育てる漁業へのより一層の転換を促進するとともに、加工品などの特産品の研究・開発に努めます。



②省力機械の導入や共同利用施設の整備により、作業の効率化及び生産コストの削減に努めます。

③赤潮対策の情報体制を確立し、養殖漁業経営の安定化を図ります。

### (3)後継者の育成

①各種生産技術や販売手法の研修を行い、高収益な漁業の担い手の育成に努めます。

②生活環境の改善を行い、女性の担い手を育成します。

### (4)漁業関連団体の育成

漁業協同組合・漁業生産組合などの水産業関係団体の合併を促進することにより組織強化を図るとともに、共同化、共販率の向上を促進し、効率化と機能強化を進めます。

### (5)流通販売体制の整備

①漁業生産物の鮮度保持による商品価値の向上を図るため、製氷・冷蔵・冷凍などの施設の改善・整備・拡充を促進します。

②地元に着した「産直市」などを通じて、地産地消\*を推進するとともに、地域の活性化を図ります。

## 3 漁業資源の多面的活用

### (1)観光漁業の推進

遊漁船や釣り場施設など、レクリエーションとしての場などの施設の整備促進に努めます。

### (2)体験学習の支援

漁業への理解を深めるため、漁獲や種苗放流などを漁業協同組合や学校と連携して実施することにより、体験漁業としての学習機会の提供に努めます。



鳴門わかめ収穫の様子



鳴門鯛の水揚げ



(2)農林水産業(⑤公設地方卸売市場)

## 07 公設地方卸売市場の活性化

～新鮮で豊富な食材を届けるまち～

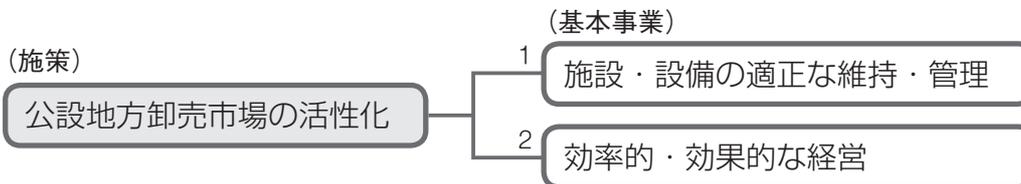
### 現況と課題

- 1 公設地方卸売市場は、昭和50年(1975年)5月の開設以来、日常の食生活に欠かせない青果物と水産物を取り扱い、本市や周辺地域の生鮮食料品の流通拠点として機能してきました。しかし、大型量販店の進出や流通形態の多様化など市場を取り巻く環境は大きく変化しています。市場の管理運営については、これまでも見直しを行い、活性化を図るとともに、効率的な管理運営に努めてきましたが、施設の老朽化をはじめ、市場の取扱量の減少など経営状況は依然として厳しく、市場の将来のあり方について、さらなる見直しが必要とされています。

### 基本方針

公設地方卸売市場の活性化をめざし、より効果的な管理運営を進めるとともに、施設の将来のあり方について検討を行い、見直しを進めます。

### 施策体系図



### 主要な施策の内容

- 1 施設・設備の適正な維持・管理  
環境・衛生面に留意し、老朽化した施設・設備の適正な維持・管理に努めます。
- 2 効率的・効果的な経営
  - ①卸売業者や仲卸業者など市場関係者の経営状況を把握し、社会状況の変化にあわせた指導を行うことにより経営の健全化を図ります。
  - ②生産者・消費者・市場関係者間の連携を強化し、顧客ニーズの把握・分析を行い、地域需要に適合した商品の充実、情報提供及び品質管理の徹底などを図り、市場機能の向上に努めます。
  - ③消費動向と供給体制の変化をふまえ、卸売業者と仲卸業者それぞれが有効に機能するよう努めます。
  - ④市の環境行政に即応した、市場関係者の自己責任によるごみ分別と減量化を図ります。
  - ⑤公設市場の将来のあり方について、運営審議会など市場関係者をはじめ市民の意見もふまえながら、あらゆる方向から検討を行い、経営方法の見直しを進めます。



(1)観光

## 01 観光・交流のまちづくり

～だれもが鳴門の魅力を発信できるまち～

### 現況と課題

- 1 観光を取り巻く環境は、全国的に少子高齢化時代を迎え、定着人口が見込めないなかで、地域ににぎわいを創出するためには、観光を通じて交流人口の増加を促すことが重要なテーマとなっています。そのためには、市民にとっても郷土に自信と誇りをもつことができる観光・交流のまちづくりをめざしていくことが大切であり、観光関連事業者や行政だけでなく、市民がいろいろな場面で観光・交流に関わり、市民の思いや活動を観光のまちづくりに活かすことが求められているとともに、観光振興を推進できる組織や人材の育成が重要です。
- 2 本市は、全国に知られた鳴門海峡の渦潮をはじめとする美しい自然景観、四国八十八箇所第一番・二番札所や大谷焼、大塚国際美術館などの歴史・文化資源、なると金時や鳴門わかめ、鳴門鯛などの新鮮な食材など、多くの観光資源に恵まれています。また、映画撮影をきっかけとした新たな観光資源も誕生しています。
- 3 しかし、高速交通網の整備などによる交通インフラの充実により、観光客の行動範囲がますます広がりつつあり、通過型観光に拍車がかかることから、滞在型の観光振興の推進が必要です。滞在型観光を促進させるためには、豊富な地域資源を活用した体験プログラム等特色ある観光周遊コースを設定するとともに、広域近隣市町と連携した広域的な観光振興を図るために魅力ある観光周遊ルートの開発等への取り組みが必要です。
- 4 また、地域間競争が激化するなか、広域エリアからのさらなる誘客を図るため、魅力ある観光資源を活かした観光ブランド化を推進するとともに、鳴門海峡の世界遺産化や国指定文化財への登録等をめざした取り組みを図ることが必要です。
- 5 国では中国をはじめとする東アジア諸国を最重点市場と位置づけ、効果的な海外プロモーション(ビジットジャパンキャンペーン)を展開し、県でも「医療観光」「教育旅行」ツアーなどを推進するなか、徳島阿波おどり空港と中国・湖南省を結ぶ定期チャーター便が就航するなど、観光・交流の拡大に期待が寄せられています。本市においても、受け入れ態勢の整備など外国人誘客促進に向けての取り組みが求められています。
- 6 観光ニーズの多様化や個人旅行の形態が変化しているなか、本市は豊富な観光資源があるにも関わらず十分なPRができていないことから、旅行者のニーズに応じるため、情報提供を行うための手段として、インターネットや携帯電話等による情報発信の強化を図ることが課題です。
- 7 J1昇格をめざす「徳島ヴォルティス」のホームタウンとして、プロスポーツを通じた交流人口の増加を図るため、関係団体や市民と連携し地域に密着したにぎわいを創出する取り組みが必要です。

■観光入込客数の推移

(単位：千人)

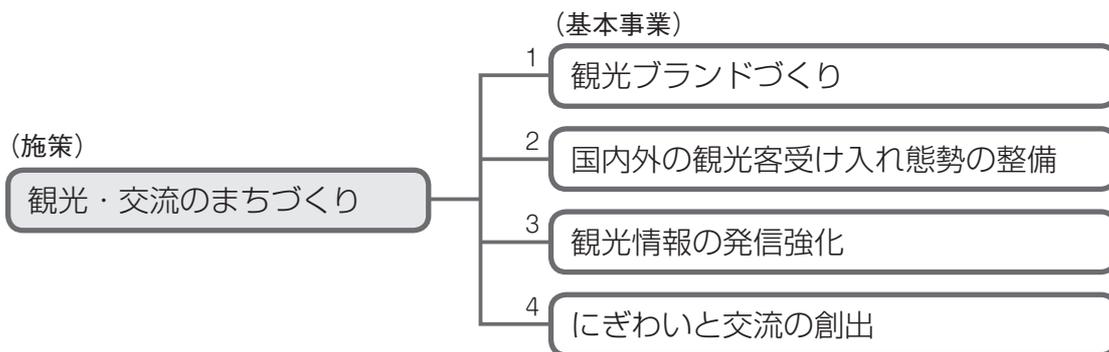
	鳴門市観光入込客数	徳島県観光入込客数
平成18年	2,807	12,973
平成19年	2,188	13,566
平成20年	2,284	13,697
平成21年	2,343	14,198
平成22年	2,222	14,108

(資料：商工観光課、県観光政策課「観光調査報告書」)

基本方針

鳴門海峡をはじめとする美しい自然景観、ベートーヴェン「第九」交響曲アジア初演の地、鳴門板野古墳群など悠久の歴史文化、阿波おどりに代表される伝統文化、新鮮で豊富な食材などの観光資源を観光ブランドとして推進するとともに、観光客の受け入れ態勢の整備を図ります。また、四国や瀬戸内周辺都市等との広域連携、中国やドイツとの交流を核とした訪日外国客の誘客、ロケやプロスポーツへの支援等を通して、訪れる人にとって魅力的であり、市民も自信と誇りをもつことができる観光・交流のまちづくりを推進します。

施策体系図



主要な施策の内容

1 観光ブランドづくり

(1)新たな観光資源の活用

鳴門板野古墳群など悠久の歴史文化資源や人気漫画・アニメとの共同事業など新たな観光資源の活用に取り組み本市観光ブランド化に努めます。

(2)体験・滞在型観光への取り組み

阿波おどり、「第九」、大谷焼、農水産物の収穫など既存の体験交流の充実や「エステ・岩盤浴」などの女性向けサービス産業等を結びつけた特色のある周遊モデルルートの開発と普及を図り、観光客の滞在時間の延長や宿泊につながる体験・滞在型観光の振興に努めます。

(3)郷土の食材を活かした料理等の普及

「なると金時」、「鳴門わかめ」、「鳴門鯛」などの地元の新鮮な食材を活用した料理ならびに「鳴ちゆるうどん」等のご当地グルメの普及等を行います。

(4)ブランド力の強化

本市を代表する観光資源である渦潮などが集まる観光交流拠点である鳴門公園地域のさ



らなる活性化を図るため、新たなにぎわいづくりを検討するなど、関係団体との連携によりブランド力強化に向けた取り組みを進め、観光振興に努めます。

## 2 国内外の観光客受け入れ態勢の整備

### (1)市民ぐるみの観光推進

旅行者の嗜好の多様化にともない、発地型から着地型へと旅行形態が変化するなか、観光客にとってガイドのニーズが高まっていることから、観光案内ができる「観光ボランティアガイド」を育成し、観光案内の要望に対応できる受け入れ態勢の整備に努めます。

### (2)二次交通手段の向上

観光客がスムーズに移動できるよう、徳島阿波おどり空港、高速バス停留所、JRなど主要交通拠点と観光地、また、それぞれの観光スポット間を有機的に結ぶ移動手段の確保・改善や点在する観光資源を楽しむ手段である、レンタサイクル等による利便性が向上するために必要な施策の取り組みを推進します。

### (3)外国人観光客の誘客促進

- ①中国やドイツとの交流実績を活かして外国からの観光客誘致を促進するため、観光案内板等の多言語化や地域ぐるみの受け入れ態勢の整備を図ります。
- ②阿波おどり空港と中国・湖南省との定期チャーター便の就航にともない、中国人観光客の誘客促進を図るとともに、友好都市である中国・湖南省張家界市との観光・交流の拡大に向け、関係機関と連携した取り組みを推進します。

### (4)ふるーあ鳴門の機能充実

高速鳴門バス停留所及び周辺エリア(ふるーあ鳴門)における観光客の利便性向上のため、観光情報センターでの案内サービスの充実に努めます。また、本州と四国ならびに周辺地域を結ぶ高速バス交通の拠点づくりに努めます。

### (5)観光協会の組織力強化

法人化される観光協会が中心となり、行政ではできない幅広い観光事業の展開を図るため、観光協会の組織力強化の支援を行います。

## 3 観光情報の発信強化

### (1)観光情報提供の充実・強化

- ①観光パンフレットの充実や観光情報サイト「鳴門NAVI」について、さまざまな利用者の要望に対応できるよう、内容の充実や外国語での情報提供の拡充に努めます。
- ②高速バス路線や航空路線で結ばれた地域、近隣府県での大規模イベントならびに県人会など効率的かつ効果的な観光客誘致キャンペーン等も含め、あらゆるネットワークを活用した情報発信を展開します。
- ③東アジアを中心とした教育旅行や研修旅行等の受け入れ先として、県・鳴門市観光協会等と積極的なPR活動を推進します。

### (2)観光客誘致共通ロゴの活用と普及

本市が地域ぐるみで観光・交流のまちづくりに取り組み、観光振興の気運を盛り上げていることを伝えるため、「鳴門へおいでよ」をイメージしたロゴやキャッチコピーの活用・普及に努めます。

## 4 にぎわいと交流の創出

### (1)広域観光交流の推進

四国の玄関口に位置する交流拠点都市としてASAトライアングル交流圏推進協議会や瀬戸内四都市広域観光推進協議会などとの広域連携を深めるなかで広域循環型観光ルート

の開発を行い、国内外の観光客に魅力のある観光メニューを提供します。

### (2)プロスポーツとの連携

プロスポーツチームによる集客力や情報発信力を活用することにより、地域のにぎわいや地域間交流が促進されることから、観客動員増を図るための広報活動支援やホームゲームイベントの共同開催など、チーム関係者ならびに市民とさらなる連携を図りながら地域を活性化します。

### (3)コンベンションやロケの誘致促進

本州と四国との交通の結節点であるという地の利を活かし、会議や学会、スポーツ大会などのコンベンションを誘致します。

本市のPRと交流人口の増加につながる映画やテレビドラマなどのロケの誘致に努め、地域の活性化を図ります。

### (4)市民参加型イベントの推進

鳴門の歴史・文化等を活用し、市民の人が参加しやすいイベントを開催することにより人と人が触れあうことのできる交流の場づくりを推進します。また、市内で開催されているさまざまなイベント情報を集約し情報発信・PRを推進します。



レンコン農家体験



阿波おどり



©徳島ヴォルティス



鳴ちゆるうどん



## (2)国際・国内交流

# 02 国際・国内交流の推進

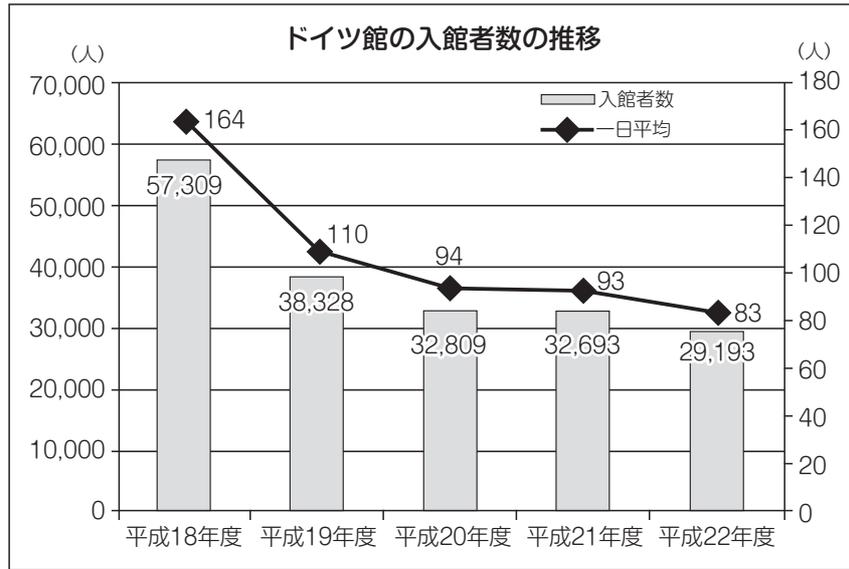
～人と文化が交流し、にぎわいあふれるまち～

### 現況と課題

- 1 本市の国際交流は、昭和49年(1974年)にドイツ・リューネブルク市と姉妹都市盟約を締結、親善使節団を相互に派遣するなど、活発な交流を行ってきました。また、平成11年(1999年)には、中国・山東省青島市と友好交流意向書を締結、国際都市とのネットワークが広がっています。さらに、平成23年(2011年)10月に、中国・湖南省張家界市と友好都市提携を締結するなど、今後さらに日独・日中交流をはじめとする国際交流の発展が期待されます。
- 2 国内では、昭和55年(1980年)に群馬県桐生市と親善都市の盟約を、平成11年(1999年)には福島県会津若松市と親善交流書を、平成15年(2003年)には沖縄県上野村(合併により現在は宮古島市)と親善交流意向書を締結し、市民・民間団体・行政が一体となった交流を進めてきました。今後も幅広い交流活動を推進することにより、青少年の育成や新たなまちの魅力づくりなど、地域間交流を通じて地域の活性化を図っていくことが重要です。
- 3 しかし、行政が担う交流には限界があることから、市民主体による国際・国内交流を促進し、市民と行政が連携して交流活動を発展させていく必要があります。これまで、鳴門日独友好協会や鳴門日中友好協会などの組織が独自の活動を展開しながら、国内外の都市と市民レベルでの交流を推進しており、市民の交流活動は徐々に広がってきています。今後は、市民・民間団体・行政がそれぞれの役割を分担し、協働しながら、地域に根ざした親善交流を推進し、その成果をいかにまちづくりにつなげていくかが課題となってきます。
- 4 ドイツ館については、ドイツ兵捕虜との交流という本市固有の史実を背景に、市内の人々の国際交流に対する意識啓発に寄与してきました。平成18年(2006年)度には、指定管理者制度を一部導入し、館の運営やイベントの企画実施などに民間のアイディアと経営手法を取り入れ、サービスの向上に努めてきました。平成24年(2012年)度からは賀川豊彦記念館との一体管理を導入することにより、さらにサービスの向上等を図ります。今後とも日独交流の中核施設として、また、観光施設としてさらに充実していく必要があります。



鳴門市ドイツ館

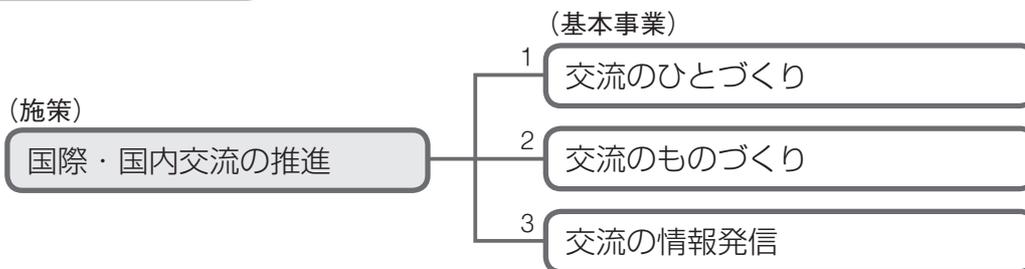


(資料：ドイツ館)

## 基本方針

本市の歴史と伝統に培われた文化を基盤とした地域の発展や産業の振興のため、姉妹都市や親善都市と人・もの・情報の交流を積極的に推進することにより、国際感覚や郷土愛、思いやりなど市民の心の成長に寄与するとともに、市民主導の交流によるまちづくりをめざします。

## 施策体系図



## 主要な施策の内容

### 1 交流のひとづくり

#### (1) 市民参加・市民主導の交流事業の推進

鳴門日独友好協会や鳴門日中友好協会などの自発的な交流団体を支援・育成するとともに、協働による交流事業を推進し、より多くの市民が交流に参加できるよう努め、交流のさらなる発展をめざします。

また、外国語講座や外国人のための日本語講座、国際理解講座の開催などの市民が参加できる交流事業を支援することにより、市民一人ひとりが国際感覚を身につけ、心豊かな市民生活が送れるような環境づくりを進めます。

#### (2) ボランティアの支援

通訳、観光ガイド、ホームステイの受け入れなどの市民ボランティアを支援し、交流環境の基盤整備を進めます。



### (3)教育交流の推進

友好関係にある国内外の都市にある学校同士が連携した教育交流活動を積極的に支援します。交換留学や学校訪問、インターネットを活用した授業などを通じて、外国や他地域の文化、生活の違いなどに対する理解と共感を深め、自分たちの住むまちの歴史や伝統を再認識するなど、次代を担う子どもたち、若者たちの心豊かな人間形成を図ります。

## 2 交流のものづくり

### (1)ドイツ館の充実

- ①日独国際交流の中核施設として必要な基盤整備を進めます。さらに、ドイツ村公園や「道の駅\*」などの周辺施設とあわせた一体的な観光交流拠点として展示、設備などの充実に努めます。
- ②さまざまな研究機関や団体、国際交流ネットワークと連携し、ドイツ兵捕虜に関する資料の収集や調査研究及び成果の発表に努めます。
- ③指定管理者や関係団体、ボランティアなどとの連携によるイベントの開催、広報紙や市公式ウェブサイトによる情報提供やドイツ館報「ルーエ」等の発行などにより積極的な情報発信に努めます。

### (2)交流環境の整備

外国語表記の案内板の整備やガイドブックの作成など、外国人に対する居住・訪問環境を整備するとともに、市公式ウェブサイトの一部外国語表記や外国語による生活・観光情報の提供に努めます。

また、友好親善関係にある都市との交流を、経済をはじめとするさまざまな分野に結び付けていくための環境整備に努めます。

### (3)文化芸術交流の推進

これまでの親善交流をさらに充実させるため、文化芸術分野での相互交流事業を推進します。「第九」演奏会はもとより、市展・文化展など本市の文化行事に対して交流都市からの出展を促す一方、他都市の文化行事への参加や芸術文化についての意見交換会の開催、相手都市に滞在しての創作活動・発表、共同制作など、より踏み込んだ交流活動を支援し、友好関係を深めるとともに新しい文化の創造をめざします。

## 3 交流の情報発信

### (1)交流活動情報の受発信の推進

広報やマスコミ等のメディアを活用し、交流活動を国内外に発信するとともに、交流都市の情報の収集・提供に努め、市民の交流活動への参加を促進します。



リュウネブルク市親善使節団を迎えてコスモス交流

### (3)文化財

## 03 文化財の保護と活用

～鳴門の歴史を守り、伝承する心を育てるまち～

### 現況と課題

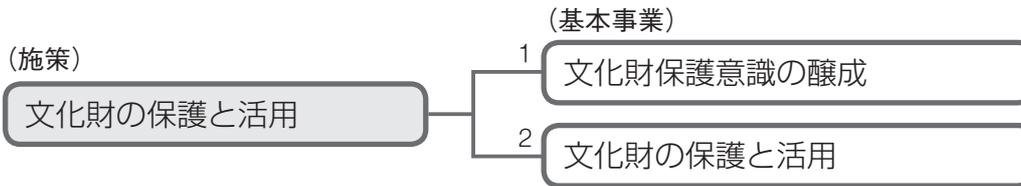
- 1 本市には、国指定文化財7件、県指定文化財15件、市指定文化財54件、国登録有形文化財23件の計99件の指定・登録文化財が所在します。この中には、江戸時代の製塩施設を今にとどめる国指定重要文化財「福永家住宅」や、前方後円墳が段階的に発展していく過程が理解できる「鳴門板野古墳群」、大正時代にドイツ兵捕虜と地域住民との間で異文化交流が活発におこなわれた「板東俘虜収容所跡」等、さまざまな時代のロマンを感じ取ることができる文化財が数多く残っています。また、最近の動きとしては、四国4県と関係市町が共同して「四国八十八箇所霊場と遍路道」の世界遺産登録に向けた取り組みも行われています。
- 2 文化財は長い歴史の中で生まれ、今日まで守り伝えられてきた貴重な市民の財産であり、これらを保存整備し、次の世代に確実に継承していくことが我々の務めです。また、人間性の喪失や倫理観の欠如など、人間としてのあり方が問われている今日、文化財を保護・保存し、活用することが心のゆとりや地域の再認識につながる重要な役割を果たすものです。
- 3 地域ごとに特色ある魅力を持つ本市において、文化財にもその地域的魅力が顕著に表れています。魅力ある文化財にふれることは豊かな感性を芽生えさせるとともに、郷土を愛する意識を醸成させます。しかし、今まで以上に、市民が身近な場で文化財に接することができ、地域に根ざした個性豊かな文化財保存継承活動が行える環境を整備していくためには、文化財管理体制の充実を図ることが重要な課題となります。
- 4 埋蔵文化財に関しては、平成18年(2006年)度に作成された徳島県遺跡地図をもとに、地域開発との調和を図りながら、保存体制を強化する必要があります。

### 基本方針

地域で生まれ伝えられてきた文化財の保護管理と活用を進め、保護意識の高揚を図るとともに、貴重な共有財産として地域住民とともに次世代に継承することができる環境整備を進めます。国指定文化財となりうるものについては、積極的な調査により価値付けを進めるとともに申請に向けた取り組みを進めます。また、市域に残る文化財の基礎調査も継続的に実施し、県及び市指定文化財の対象となる物件の抽出を行い、順次指定していきます。



## 施策体系図



## 主要な施策の内容

### 1 文化財保護意識の醸成

文化財保護活用団体の育成と充実を図り、地域的特色を反映した財産としての認識を深め、愛着を持ってもらうための環境整備を進めます。また、「四国八十八箇所霊場と遍路道」の世界遺産登録については、県や関係市町と連携して推進します。

### 2 文化財の保護と活用

#### (1)文化財調査と資料収集

文化財の保護・活用を推進するため、基礎資料の収集・整備に努めるとともに、有形資料の収集も進めます。また、貴重なものについては、文化財指定を視野に入れた基礎資料の充実を図ります。

#### (2)文化財の保護管理と整備活用

①指定文化財の状況調査を行い、適切な保護管理に努めるとともに、地域に調和した整備・活用の方法を検討します。また、基礎調査により価値があると認められたものについては、指定文化財として保護するとともに、地域に根ざした活用方法を研究していきます。

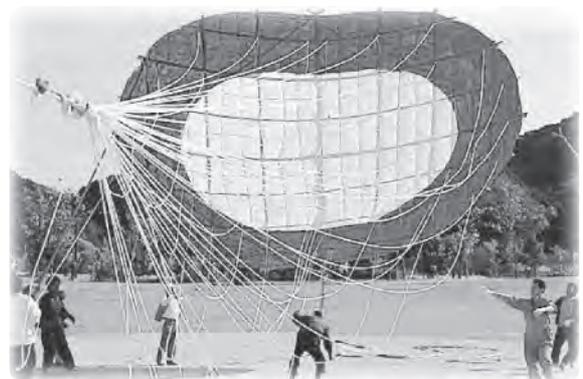
②文化財の公開・活用を図るため、公共施設等を利用した公開や県教育委員会及び文化財保護団体との連携の中での活用を図ります。今後は、文化財の性質に応じて多様な公開と活用の場の創出を図ります。

#### (3)埋蔵文化財の保護

地域開発との調和を図り、円滑な保護体制の充実に努めます。



国指定重要文化財「福永家住宅」公開の様子



鳴門市指定有形文化財「わんわん凧」



## ずっと笑顔で 生きがいを感じる まちづくり

2e1

ひとにやさしく健康で安らげるまち になると

- (1) 人権
- (2) 男女共同参画
- (3) 地域福祉
- (4) 高齢者福祉
- (5) 障がい者福祉
- (6) 低所得者福祉
- (7) 保健・医療
- (8) 社会保障
  - ①国民健康保険
  - ②後期高齢者医療保険
  - ③介護保険
  - ④国民年金

2e2

子どもたちの笑顔と歓声が聞こえるまち になると

- (1) 子どものまち
- (2) 児童福祉
- (3) ひとり親家庭等の福祉

2e3

たくましく生きる力を育むまち になると

- (1) 教育行政
- (2) 学校教育
  - ①幼稚園教育
  - ②義務教育
- (3) 大学連携

2e4

生きがいあふれるまち になると

- (1) 生涯学習
- (2) 図書館
- (3) スポーツ・レクリエーション
- (4) 文化振興



(1)人権

## 01 人権の尊重

～一人ひとりを大切にするまち～

### 現況と課題

- 1 だれもが安心して生きがいのある生活ができる平和で豊かな社会を実現するためには、市民一人ひとりの基本的人権が尊重されることが必要です。しかしながら、同和問題をはじめとした、女性、子ども、高齢者、障がい者などに対する偏見や差別は、今なおさまざまな形態で存在しています。
- 2 本市の同和問題は、これまでの取り組みにより、事業面の整備については地区内外の格差は是正されてきています。しかしながら、大学などへの進学率をはじめとする教育問題やこれと密接に関連した不安定就労問題などの格差がなお存在するなか、高度情報化社会におけるインターネットを利用した差別書き込みなど新たな課題も生じており、教育・啓発の分野ではまだ課題が残っています。「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の失効、「鳴門市第三次同和対策総合計画」の終了などにより、特別対策による同和対策事業は終了しましたが、引き続き同和問題の解決を人権問題の重要な柱としてとらえ、人権の尊重されるまちづくりに取り組んでいます。
- 3 本市の人権推進は、「人権教育及び啓発の推進に関する法律」に基づき策定された国及び県の「人権教育・啓発に関する基本計画」、本市の人権教育・啓発に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本方向を示す「鳴門市人権条例」、「教育振興計画」などをふまえながら、市民との協働により、すべての基本的人権が尊重される地域社会の実現に向けた取り組みを進めています。近年ではインターネットや携帯電話による新たな人権侵害が増加傾向にあり、変化する社会情勢に応じた取り組みが求められています。
- 4 学校人権教育においては、人権を尊重する態度や行動を育成するため、「徳島県人権教育推進方針」「人権教育の指導方法等の在り方について【第三次とりまとめ】」などをふまえ、知的理解の深化と人権感覚の育成を図る人権学習に取り組むとともに、教職員研修を充実させ、全教職員が一体となった人権教育を推進しています。また、毎年、鳴門市人権教育研究大会を開催し、保育所、幼稚園、小・中学校の公開授業(保育)や学校教育・社会教育の分科会研究討議などを行い、人権教育の実践的研究を深め、人権教育の改善・充実を図る取り組みを推進しています。  
今後は、学校(園)を核とした、学校・家庭・地域社会が一体となった人権教育をより一層推進し、地域ぐるみ、市民ぐるみで同和問題の解決とすべての人の人権が尊重される社会の実現に努める必要があります。
- 5 社会人権教育においては、すべての市民が、人権問題の重要な課題として同和問題について正しく認識し、自らの課題として完全解決のために行動することをめざして、これまでの同和教育の成果や手法を活かした人権教育の構築を図り、講演会、研修会を開催するとともに、各種学級・講座や社会教育関係団体、各種機関・団体、企業などで学習活動を推進しています。また、鳴門市人権教育推進協議会及び市内13地区に組織されている地区人権教育推進協議会の活動を支援する他、同和問題解決への取り組みを通して市民の人



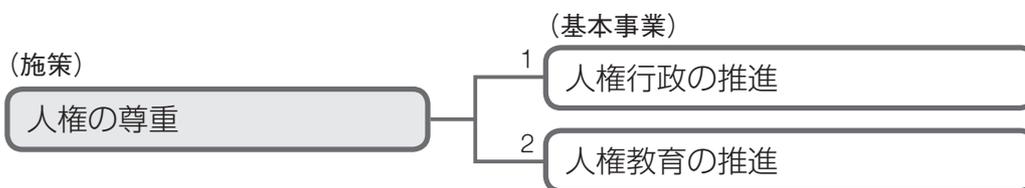
権意識の高揚を図り、すべての差別をなくすための実践活動の充実や活発化に努めており、今後もこれらの取り組みを一層充実・強化していく必要があります。

- 6 人権地域フォーラムをはじめとする啓発事業の実施については、市公式ウェブサイトなどの活用により広く周知しており、研修内容についてはケーブルテレビや広報などを通じて幅広く紹介することにより、市民一人ひとりの人権意識を高めるための取り組みを進めています。今後はその意識が人権を尊重する行動につながるような啓発手法を創り上げることが求められています。人権行政を推進していくなかで、行政・鳴門市人権教育推進協議会・地区人権教育推進協議会などが協働し、人権啓発をより効果的・組織的に実施していくことが必要です。

## 基本方針

人権尊重社会の実現に向けて、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者などのさまざまな人権問題に対し、基本的人権の尊重という普遍的な視点からのアプローチと具体的な人権課題に即した個別的な視点からのアプローチにより、あらゆる差別解消に向けた人権教育・啓発の取り組みを市民と一体となって積極的に推進します。学校人権教育においては、人権教育の改善・充実を図り、人権尊重の態度や行動を育成し、同和問題をはじめさまざまな人権問題を解決する確かな人権教育を推進します。また、社会人権教育においても、すべての市民がさまざまな人権問題を解決する意欲と実践力を高められるよう、学習内容・手法の改善・充実及び学習機会と場の拡充を図ります。

## 施策体系図



## 主要な施策の内容

### 1 人権行政の推進

#### (1)人権意識の高揚

すべての市民が、あらゆる人権問題に対し、正しい理解と認識を深め人権を尊重する行動をとることができるよう、啓発冊子の作成・配布や、人権セミナー・人権地域フォーラム・ヒューマンライツメッセージなどの実施など、あらゆる機会を通して効果的かつ継続的に啓発事業などのさまざまな施策を推進します。

#### (2)人権相談体制の充実

- ①法務局や人権擁護委員との連携を強化し、人権相談日の開設や電話による人権相談を実施するなど、人権擁護活動の充実を図ります。
- ②インターネットによる人権侵害が新たな社会問題として増加していることから、モニタリングの実施やインターネットによる人権侵害情報提供窓口を設置し、関係機関との連携により人権侵害の解消に努めます。

### (3)施設の活用

人権福祉センター・川崎会館については、地域社会全体に開かれたコミュニティセンターとして、女性のためのカウンセリングなどをはじめ各種相談や住民交流、人権啓発を図る文化祭など広く人権に係る事業を総合的に実施していきます。

## 2 人権教育の推進

### (1)学校人権教育の推進

- ①人権教育の推進者として、教職員の資質の向上を図るため、教職員研修を充実させ、全教職員が一体となった人権教育を推進します。
- ②「徳島県人権教育推進方針」「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」などの知見をふまえ、知的理解の深化と人権感覚の育成を図るため「体験を通じた学習」を重視した人権学習に取り組み、人権を尊重する行動がとれる力の育成を図ります。
- ③同和教育の成果や手法等への評価をふまえ、人権教育のさらなる改善・充実を図ります。
- ④校種間の連携を密にし、研修や情報交換を行い、発達段階をふまえ、地域の実情に応じた系統的な人権教育の推進を図るとともに、地域の資源を活用した授業・教材づくりに努めます。

### (2)差別の現実から学ぶ

具体的な個人権課題の学習を進めるにあたって、人権問題に関する知識を得るだけでなく、それぞれの人権課題に関わる当事者等の思いや願いの理解を深める人権教育の創造を図ります。

### (3)一人ひとりを大切にする教育の充実

「自分も大切 他の人も大切」の価値観を子どもたち一人ひとりに育み、自己実現・人間関係(仲間づくり)・共生の視点から一人ひとりを大切にする教育の充実を図ります。

### (4)学校・家庭・地域社会との連携

- ①学校における人権教育を家庭、地域に向けて情報発信し、家庭、地域の人権教育に対する理解を深め、地域の教育力の向上に努めます。
- ②学校を核として学校・家庭・地域社会が一体となった人権教育を推進し、人権を基盤とした学校づくり、地域づくりに努めます。

### (5)社会人権教育の推進

- ①社会教育関係の指導者や職員の研修を充実し、指導体制の強化に努めます。
- ②各種学級・講座、団体・機関、企業などでの同和問題をはじめとするさまざまな人権問題学習の推進、系統的・継続的学習の機会と場の拡充を図り、視聴覚教材や資料の充実など、魅力ある学習内容・手法の創造・充実を図ります。
- ③鳴門市人権教育推進協議会や地区人権教育推進協議会、企業部会の活動支援に努めるとともに、「鳴門市人権教育推進強調月間」における啓発活動をはじめ、各種講演会、啓発パンフレット等の作成と配布など、あらゆる機会と場をとらえて、市民一人ひとりの人権意識の高揚、啓発活動の推進・充実に努めます。



## (2)男女共同参画

# 02 男女共同参画社会の実現

～お互いを認め合うまち～

### 現況と課題

- 1 昭和50年(1975年)の国際婦人年以降、女性の地位向上に向けた活動が展開され、我が国でも男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題とした男女共同参画社会基本法が公布・施行され、日本における男女平等への環境整備は大きく前進しました。しかし、今なお女性の政策決定の場への参画は不十分であり、職場・地域・家庭においても、女性が不利益な扱いを受ける性別役割分担意識が根強く残っています。
- 2 本市では、平成13年(2001年)3月に「鳴門パートナーシッププラン」を、平成23年(2011年)3月には、新たにDV\*防止基本計画を包含した「鳴門パートナーシッププランⅡ(セカンド)ステージ」を策定し、プランに基づき時代に即応した施策を積極的に展開することにより、男女共同参画社会の構築に努めています。また、男女共同参画社会の実現に向けての気運を広く醸成するため、平成24年(2012年)2月には「男女共同参画宣言都市」を宣言し、平成25年(2013年)には「男女共同参画推進条例」を制定する予定です。
- 3 男女共同参画社会の実現には、男女平等への意識改革が重要であり、男女共同参画セミナーや広報、職員による学校や地域への出前講座、パンフレット作成・配付等により積極的に啓発活動を行っています。また、政策形成・意思決定の場への男女共同参画は21世紀社会の基盤となるものです。本市では、政策決定の場への女性の参画を促進するため、審議会委員などの女性委員登用比率について、平成22年(2010年)までに40%達成をめざしていましたが、目標達成には至りませんでした。以後も目標値を維持し、女性委員が登用されていない審議会等の解消に努めていますが、そのためには、女性の活躍の場を広げ、あらゆる分野への参画の基礎となる自立をめざした能力開発を促進し、人材の育成と発掘を進めることが必要です。さらに、女性の基本的人権の侵害となるDV(ドメスティック・バイオレンス)やセクハラ(セクシュアル・ハラスメント)など、女性に対するあらゆる暴力の根絶と救済支援のため、関係機関との連携システムを拡充し、女性相談など相談業務の充実が求められています。こうした課題を克服するため、鳴門パートナーシッププランⅡ(セカンド)ステージにより推進されている施策の進捗状況を把握し、より一層の施策展開に取り組む必要があります。
- 4 DV被害者の一層の早期発見と救済支援につなげるため、平成23年(2011年)度から、女性支援センター『ばあとなー』を「女性子ども支援センター」に拡充し、新たに家庭児童相談員を配置しました。学校等の関係機関との連携を強化し、DV・児童虐待の防止啓発に努めるとともに、DV被害者とその子どもへの迅速かつ円滑な支援の推進により、ここに寄り添うワンストップ支援を遂行し、DV被害者の経済的・精神的自立までをサポートすることが求められています。

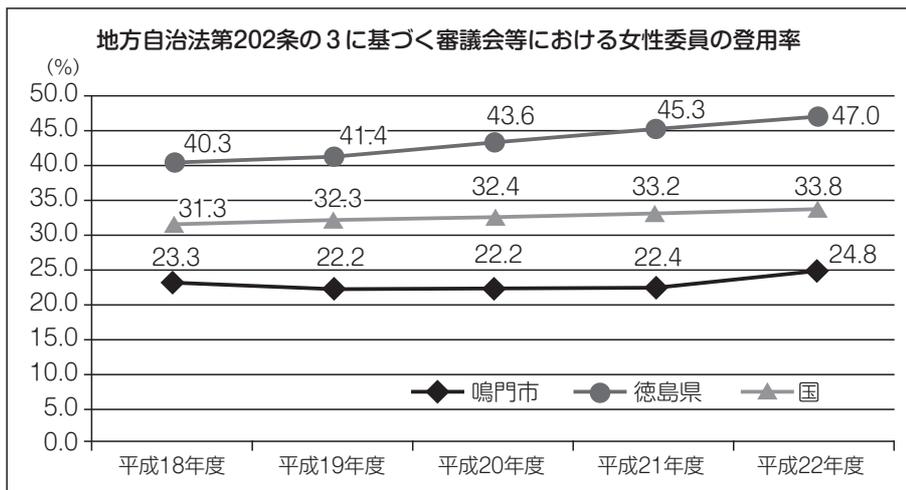
前期基本計画(分野別)

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

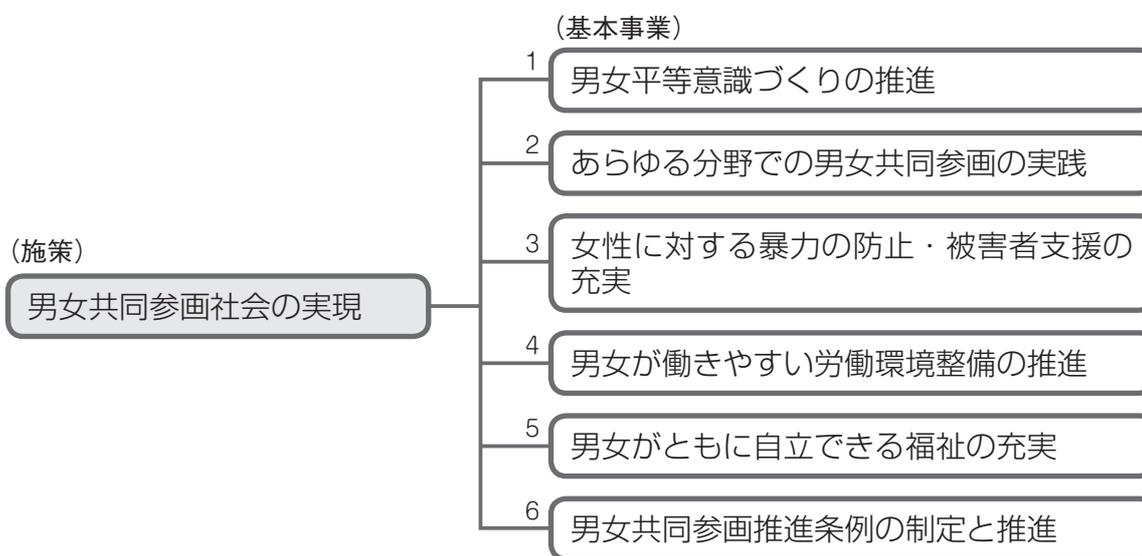


(資料：人権推進課「鳴門パートナーシッププランⅡ(セカンド)ステージ」)

## 基本方針

男女共同参画社会基本法の理念のもと制定する男女共同参画推進条例に基づき、ジェンダー\*にとらわれず、男女が社会の対等な構成員として互いを認め合い、社会のあらゆる分野において自己の能力を最大限に発揮し、男女がともに利益も責任もわかちあえる社会づくりを推進します。また、女性の人権を侵害するDVの早期発見、救済及び予防啓発に努め、暴力を次世代に引き継がない環境づくりを推進します。

## 施策体系図



## 主要な施策の内容

### 1 男女平等意識づくりの推進

男女共同参画の推進に向け、学校教育・社会教育・家庭教育・マスメディアの情報など、あらゆる場においてジェンダーに敏感な視点の育成や啓発活動の推進に努めることにより、ジェンダーに縛られた見方や考え方を解消し、男女平等意識づくりを推進します。



## 2 あらゆる分野での男女共同参画の実践

- ①審議会などの委員、政策・方針決定等への女性の積極的参加を図るため、女性グループの活動促進や女性リーダーの育成により人材の発掘及び育成に努めます。また、社会活動への参加を推進し、男女の経済的・生活的自立をめざした能力開発の推進を行います。
- ②国際交流・国際的活動への男女平等参画を実践し、地球規模の視点に立つ公正な国際協力の拠点づくりを推進することで、男女共同参画社会の実現を図るための施策を推進します。
- ③家庭内での男女の対等な関係をもとに、男性と女性がともに家庭責任と地域づくりを担い、安心して育児や介護ができる環境づくりを推進します。
- ④防災分野における男女共同参画を推進し、男女双方の視点に配慮した災害に負けない安全・安心なまちづくりを進めます。

## 3 女性に対する暴力の防止・被害者支援の充実

暴力を許さない社会づくりを推進するため、学校や地域で出前講座を実施し、意識変革やDV予防啓発、早期発見に努めます。女性子ども支援センター「ぱぁとなー」を拠点としたワンストップ支援を遂行することでDV被害者の保護と救済支援体制を強化し、被害者の精神的・経済的自立までをサポートする体制づくりに努めます。

## 4 男女が働きやすい労働環境整備の推進

職場における労働条件の整備・労働状況の改善を推進し、仕事と生活の調和のとれた多様な働き方を推奨することにより、男女が心身ともに健康で働きやすい労働環境の整備を進めます。

## 5 男女がともに自立できる福祉の充実

男女が互いを思いやり、困難な状況下でも自立した多様な生き方ができるよう、社会福祉の充実と一生涯の健康保障を図ります。

## 6 男女共同参画推進条例の制定と推進

「男女共同参画推進条例」を制定し、各種計画の策定や政策の決定等に当たっては男女共同参画の視点を反映させ、あらゆる分野での施策を市民等との協働により着実に実行し、市民一人ひとりが男女共同参画を実感できるまちづくりを進めます。



### (3)地域福祉

## 03 地域福祉の総合的推進

～みんなで支え合うまち～

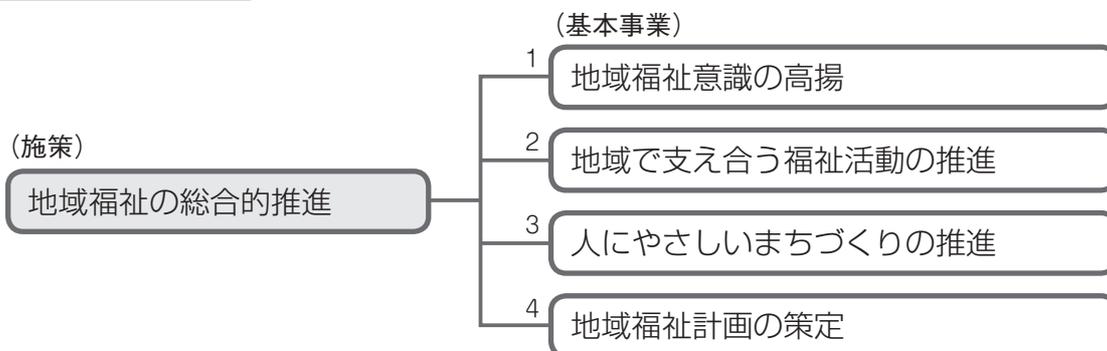
#### 現況と課題

- 1 地域社会のだれもが住み慣れた地域で安心して暮らせる社会を実現しようとする理念のもと、平成12年(2000年)に社会福祉事業法が社会福祉法に改正されました。少子高齢化が進展し、世帯構成の変化とライフスタイルの多様化が進むなか、思いやりを持って他を助け支えあう福祉社会づくりが求められています。そのためには、行政、社会福祉事業者、ボランティア・NPO法人\*、市民などが連携・協働し、地域でだれもが必要となきときに、ニーズに応じた福祉サービスを気軽に利用できる総合的なサービス提供体制の充実が必要となっています。
- 2 地域福祉の主体である市民などの参画を得て、地域における要支援者の生活上の解決すべき課題と、それに対応する必要なサービスの内容や量、その現状を明らかにするとともに、ボランティア・NPO法人、市民などと連携・協働し、地域福祉を総合的・計画的に推進することが求められています。このため、県が示した市町村地域福祉計画策定ガイドラインをふまえ、国の社会保障制度改革や市の個別計画との整合性を図りながら、本市の地域福祉計画を策定する必要があります。

#### 基本方針

地域で思いやりを持って助け合い支え合う福祉社会づくりのため、社会福祉協議会、民生委員児童委員やボランティアなどの活動の推進を図るとともに、市民の福祉意識を高め、地域福祉活動への積極的参加を促進します。また、地域福祉の担い手である各種団体や地域住民などの参画のもと、福祉の施策全般を包括した地域福祉計画を、社会保障制度改革と整合性を図りながら策定し推進します。

#### 施策体系図





## 主要な施策の内容

### 1 地域福祉意識の高揚

#### (1)地域福祉の意識啓発

福祉に対する理解と意識を高め、身近な地域の福祉活動に積極的に参加する意識の醸成を図り、協働による地域福祉を推進するため、広報などによる啓発活動を推進します。

#### (2)実践的な福祉教育の推進

学校教育・社会教育などにおいて、福祉に関する学習を充実し、ボランティア活動、病院や老人ホームなどとの交流活動など、実践活動の拡大を図ります。

### 2 地域で支えあう福祉活動の推進

#### (1)社会福祉協議会の活動支援

地域福祉活動を推進するため、地域福祉活動の中核的役割を担う社会福祉協議会の活動を支援するとともに、連携の強化を図ります。

#### (2)民生委員児童委員の活動充実

地域における福祉活動の担い手である民生委員児童委員及び主任児童委員の研修を充実し、資質の向上を図るとともに、地域に密着した活動の活発化を図ります。

#### (3)ボランティア活動の促進

市民が積極的にボランティア活動に参加できるよう、啓発や情報提供に努めるとともに、福祉関係NPO法人などに対する活動の支援を行います。

### 3 人にやさしいまちづくりの推進

高齢者や障がい者などが地域社会で安心して暮らせる環境づくりのため、誘導ブロックの設置、段差の解消、スロープの設置、障がい者用トイレの設置などバリアフリー\*のまちづくりを進め、あわせて人にやさしいまちづくりについての市民の理解と協力を促進するための啓発を行います。

### 4 地域福祉計画の策定

地域で思いやりを持って助け合い支え合う福祉社会づくりのため、地域福祉の主体となる市民などの参画のもと、福祉サービスの適切な利用、社会福祉事業の健全な発展、地域福祉活動への住民参加など、福祉の施策全体を包括した地域福祉計画を国の社会保障制度改革と整合性を図りながら策定し推進します。

(4)高齢者福祉

## 04 高齢者福祉の推進

～いつまでも元気にいきいき暮らせるまち～

### 現況と課題

- 1 本市における65歳以上の高齢者は、平成16年(2004年)3月31日には14,756人で人口64,932人に占める割合(高齢化率)は22.7%でしたが、平成23年(2011年)3月31日現在、人口が62,137人と減少しているなか、高齢者数は16,196人と増加を続け、高齢化率は26.1%となっています。民生委員児童委員の平成23年(2011年)10月の調査で、一人暮らし高齢者は1,581人となっており、年齢別人口構成から今後も少子高齢化が進展することはほぼ確実で、一人暮らし高齢者や高齢者だけで構成される世帯の増加や、医療・介護・福祉ニーズの増大は避けられない状況となっています。
- 2 本市では3年ごとに「鳴門市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」を策定し、保健・福祉・介護を中心とした高齢者施策の在り方やサービスの整備、将来像などを示していますが、高齢化が一層進展する状況下、高齢者が自立した生活を尊厳をもって送ることができるよう支援するとともに、高齢者が自ら健康増進・介護予防・生きがいづくりなどに努め、他の高齢者の支援や地域社会の活性化のために主導的に活動することが求められています。
- 3 平成18年(2006年)度の介護保険制度改正で創設された地域支援事業では、高齢者の自立支援と介護予防を推進することや、包括的支援事業及び任意事業の実施により地域社会全体で高齢者を見守り支援することを定めていますが、これらの取り組みは高齢者福祉の施策と密接に関連し合っており、相互に補完し合いながら高齢者施策を推進していかなければなりません。
- 4 高齢者を取り巻く種々の課題に包括的に対応するため、平成22年(2010年)度から高齢者福祉部門と介護保険部門を統合した長寿介護課を新設し、あわせて高齢者総合相談窓口を開設しましたが、これらの業務を一層拡充・推進するとともに、医療・住宅・防災・就労などの関係部局とも連携した施策の展開が必要です。  
また、行政組織だけでなく、地域包括支援センター、民生委員児童委員、地区自治振興会、社会福祉協議会、老人クラブ連合会、婦人会などの各種団体、NPO法人\*やボランティアグループなどの組織や地域住民の皆さんと連携した総合的・包括的な高齢者支援が重要です。

### ■65歳以上人口の推移

(単位：人、%)

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
総人口	64,575	64,923	64,620	63,200	61,513
65歳以上人口	9,954	12,140	13,991	15,124	16,323
総人口に占める比率	15.4	18.7	21.7	23.9	26.7
ひとり暮らし高齢者(世帯)	952	1,288	1,715	2,016	2,393

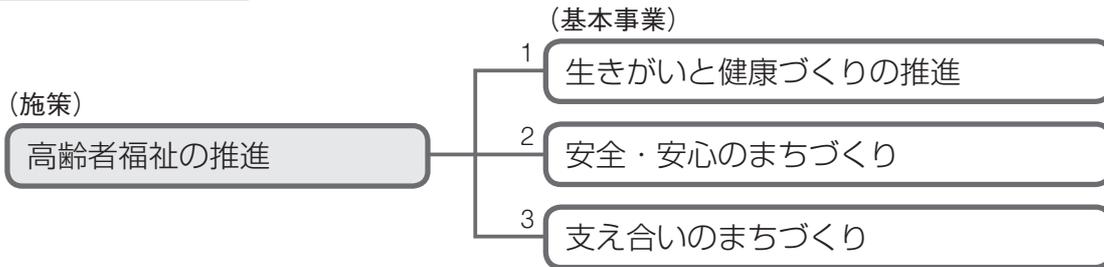
(資料：総務省「国勢調査」)



## 基本方針

高齢者一人ひとりが健康増進・介護予防に努め、生きがいを持ち、安全・安心に暮らせる地域社会の実現を図るとともに、市民全体で見守り支え合う体制の構築を図るため、3年ごとに策定する「鳴門市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、保健・医療・福祉サービスなどの総合的かつ計画的な拡充に努めます。

## 施策体系図



## 主要な施策の内容

### 1 生きがいと健康づくりの推進

#### (1) 社会参加の促進

- ①シルバークラス・趣味の教室・シルバースポーツなど、生涯学習の活動の場の確保に努めるとともに、いきいき・なるボランティアポイント事業などを通じてボランティア活動への参加を促進し、高齢者が生きがいを持って日常生活を送れるように努めます。
- ②シルバークラスセンターの活動支援や事業者に対する高齢者雇用の啓発に努めるなど、就労機会の拡充を図ります。

#### (2) 老人クラブの活性化

- ①健康(ヘルス)・友愛(フレンドシップ)・奉仕(サービス)の老人クラブ全国三大運動を軸に、老人クラブ連合会及び単位クラブの活動活性化の支援を行います。
- ②会員数の増強に努めるとともに各専門委員会や介護予防リーダーの活動の活性化、交通安全・防災・防火、多世代交流などの多岐にわたる活動推進を支援します。

#### (3) 健康づくりと自立支援・閉じこもり予防の推進

- ①介護保険の地域支援事業と連動して、一次予防\*事業対象者の健康増進・介護予防を図り、高齢者が自立した生活を営めるよう支援します。
- ②平成24年(2012年)度末に市営バス事業からの撤退が予定されていますが、新たな形態での老人無料乗車券交付事業の継続や、各種外出支援策を推進します。

#### (4) 高齢者用施設の活用

高齢者が生きがいを持って社会参加や交流活動を行えるよう、老人福祉センター、老人憩いの家、老人趣味の作業室などの有効活用に努めます。

### 2 安全・安心のまちづくり

#### (1) 居住環境の向上

公共施設のバリアフリー\*化などをはじめとしたユニバーサルデザイン\*のまちづくりを推進し、高齢者や障がい者などが安心して暮らせる環境整備に努めます。

## (2)高齢者の住宅の確保

低所得高齢者などの市営住宅への優先入居制度や徳島県居住支援協議会住宅情報検索システムなどを活用した、高齢者の住宅確保支援を行います。また、民間企業によるサービス付き高齢者向け住宅などの高齢者の住まいづくりを支援するとともに、情報提供に努めます。

## (3)防災対策の推進

地区自治振興会、婦人会、消防分団などと連携した自主防災会の整備・活用を推進するとともに、鳴門市避難支援プランに基づいた個別計画を策定し支援に努めます。

# 3 支え合いのまちづくり

## (1)在宅福祉サービスの充実

高齢者が住み慣れた地域や家庭で自立した生活を送れるよう、在宅福祉サービスの充実を図ります。

## (2)施設福祉サービスの適正実施

市内外において、高齢者福祉施設サービスの適正実施と有効活用、地域に開かれた運営に努めます。

## (3)高齢者見守りネットワークの構築、活用

地域包括支援センターを核として、民生委員児童委員、老人クラブ連合会、地区自治振興会、社会福祉協議会、その他団体、民間協力機関などと連携した高齢者の見守り強化に努めます。





## (5)障がい者福祉

# 05 障がい者福祉の推進

～だれもが自立して社会に参加できるまち～

### 現況と課題

1 障がい者福祉の分野においては、平成17年(2005年)10月に障害者自立支援法が制定され、障害種別ごと縦割りになっていた福祉サービスが「障害福祉サービス」と「地域生活支援事業」に再編されました。また、平成22年(2010年)10月に障害者自立支援法が改正され、利用者の定率負担(応益負担)の原則が廃止となり、負担能力に応じた負担(応能負担)とされました。

障害者自立支援法に基づき障害福祉計画の作成が義務付けられたこととともない、平成19年(2007年)3月に「鳴門市障害者計画・障害福祉計画」を、平成21年(2009年)3月に「第2期鳴門市障害福祉計画」を作成し、さらに一層の障がい者福祉施策の推進に努めているところです。

今後も障がい者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、この計画に基づきながら、障がい者の多様なニーズに的確に対応していくための基盤整備を図っていくとともに、障がいのある人の個性と人格の尊厳を重視した、障がい者福祉施策を推進していくことが求められています。

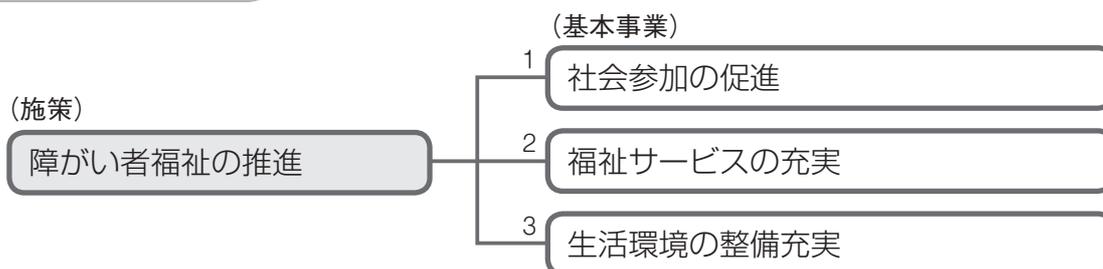
また、自閉症や学習障がいなどの発達障がい近年注目されていますが、乳幼児期における早期発見から、療育・教育・就労まで一貫した支援が求められており、平成17年(2005年)に施行された「発達障害者支援法」に基づき、発達障がい者(児)の自立及び社会参加をめざして関係機関と連携した支援が求められています。

2 また、平成21年(2009年)8月の政権交代により、障害者自立支援法は廃止され、平成25年(2013年)8月までに障害者総合福祉法(仮称)の制定が予定されており、障害者制度改革の進行を注視する必要があります。

### 基本方針

市民がお互いの個性と人格を尊重しあい、地域社会でいきいきと暮らせる社会の実現をめざして、障がい者が地域社会の中で自立し、積極的に社会参加できるよう、「鳴門市障害者計画・障害福祉計画」に基づき、地域・関係機関・行政が一体となって、社会参加の促進、福祉サービスの充実、生活環境の整備充実などを総合的に推進します。

### 施策体系図



## 主要な施策の内容

### 1 社会参加の促進

#### (1)啓発・広報の充実

市民がお互いの個性と人格を尊重し、ともに地域で生きる社会の実現をめざして、広報や市公式ウェブサイトなどを活用し広報・啓発に努め、障がい者に関する正しい理解と認識を促進します。また、学校教育・社会教育の場において市民への福祉教育の拡充と充実に努めます。

#### (2)地域生活支援の促進

①障がい者の社会参加の促進を図るため、リフト付きワゴン車の活用や移動支援、コミュニケーション支援などを進めるとともに、利用者同士が交流の場や憩いの場としても活用できる地域活動支援センターの利用を促進します。

②NPO法人\*などとの連携を強化し、ボランティア活動など、障がい者が社会参加できる機会の拡充に努めます。

#### (3)雇用・就労支援の充実

障がい者のニーズに応じた支援が行えるよう、障害者就業・生活支援センター、ハローワーク等との連携強化を図り、雇用促進に向けたネットワークを構築し、情報の収集と提供に努めるとともに、就労の場の確保など就労の支援を進めます。

#### (4)文化・スポーツ活動の振興

文化活動やスポーツ・レクリエーション活動を通じて障がい者の社会参加を促進するとともに、機能訓練、心と体の健康維持増進に役立てます。また、各種スポーツ教室や障がい者スポーツ・レクリエーション大会などの開催に努めます。

### 2 福祉サービスの充実

#### (1)生活の安定

自立支援医療の給付、重度心身障害者等医療費の助成、各種所得保障制度などの利用を促進します。

#### (2)在宅支援の充実

障がい者の自立生活を促進するため、訪問系サービス・日中活動系サービスの活用を積極的に進めるとともに、日常生活用具の給付や補装具費の支給を行います。

#### (3)居住系サービスの充実

障がい者の自立を促進するため、障がい者の住まいの場としての居住系サービスを十分に活用するとともに、関係機関と連携を図りながらサービス供給基盤の整備・充実に努めます。

#### (4)相談・支援体制の充実

相談者の多面的なニーズに的確に応えるため、相談、福祉サービスの利用援助、社会資源を活用する支援等の相談支援事業の充実を図ります。また、地域自立支援協議会の運営を通じて相談支援事業の持続的発展が可能なシステムづくりと、人材の確保に取り組みます。

### 3 生活環境の整備充実

#### (1)地域活動支援センターの充実

障がい者が通い、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を図るため地域活動支援センターの充実に努めます。



(2)障がい者用施設の整備・充実

障がい者のさまざまな活動拠点としての機能を果たせるよう、障害者会館などの整備・充実に努めます。

(3)住環境の改善

重度身体障害者住宅改造費助成・住宅改修費の助成や福祉ホーム利用助成の活用を図るとともに、公営住宅の整備にあたっては、障がい者にも配慮した居住環境の改善に努めます。

(4)地域ぐるみの安全・安心の確保

災害時などにおいて障がい者が安全に避難できるよう、関係機関や地域住民と連携を図り、地域での支援体制の整備に努めます。また、障がい者の権利を擁護するために成年後見制度、日常生活自立支援事業の普及・啓発を推進します。

(5)教育・療育体制の充実

教育機関と保健・医療・福祉関係機関等が十分に連携し、乳幼児期から学校卒業後まで、それぞれの段階にわたって一貫した教育・療育が行われるよう体制の整備に努めます。

## (6)低所得者福祉

# 06 低所得者福祉の推進

～頑張る力を応援するまち～

### 現況と課題

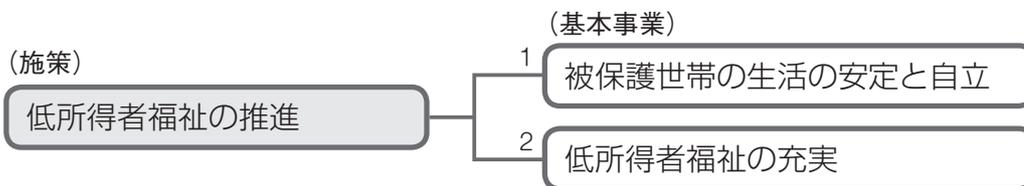
- 1 本市における生活保護世帯は、平成16年(2004年)度の月平均345世帯から平成22年(2010年)度は494世帯と増加しており、全国的にもこうした傾向がみられます。少子高齢・人口減少社会の到来、家族形態の変容、就業形態の変化など社会状況は大きく変わり、今後も経済環境の低迷が続けば生活保護世帯の増加が予測されます。

低所得者などへの適正な生活保護制度の運用に努めるとともに、低所得者が経済的、日常生活的に自立し、広く社会生活的にも自立し安定した生活が送れるよう支援するため、実情に即した相談・援助業務などを充実させ、セイフティネットとしての役割を果たしていく必要があります。

### 基本方針

低所得者の福祉増進を図り、安定した生活を確保するため、生活保護制度の適正な運用に努め、被保護世帯の生活援助及び自立に向けた支援を充実させるとともに、生活福祉資金などの活用により生活能力の向上と経済的、社会生活的な自立を促します。

### 施策体系図



### 主要な施策の内容

#### 1 被保護世帯の生活の安定と自立

被保護世帯については、民生委員児童委員や関係機関と連携しながら、訪問活動などによる実態把握により、実情に即した適正な保護の実施に努めます。また、就労支援対策などの充実により経済的自立を図るとともに、日常生活や広く社会生活的にも自立し安定した生活を確保するため、援助・支援に努めます。

#### 2 低所得者福祉の充実

低所得者の経済的自立や生活意欲の助長促進、在宅福祉や社会参加を図り、安定した生活を確保するため、生活福祉資金など各種施策や制度の周知と活用を促進するとともに、相談・支援体制の充実に努めます。



## (7)保健・医療

# 07 健康・医療対策の推進

～健康でいきいきと暮らせるまち～

### 現況と課題

- 1 老人保健法が改正され、これまでの基本健康診査が、平成20年(2008年)度からは「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく特定健康診査になるとともに、医療保険者に対して加入者への実施が義務化されました。さらに、その結果に基づき特定保健指導を行うこととされていることから、より一層健康意識の高揚を図りながら、受診率を高めていく取り組みが必要となります。
- 2 母子保健事業においては、1歳6か月児健康診査など発達段階に応じた乳幼児健康診査、妊婦への出産・育児指導などを行っています。今後は、「心を育てる指導」が重要であり、それぞれの健診や相談時において精神面・身体面で経過観察が必要とされた子どもたちに対して継続した関わりを持つとともに、保護者の支えとなるような援助を行う必要があります。  
また、幼児期の子どもの発達支援事業として、関係部署と協力をしながら、医師や臨床心理士などを保育所や幼稚園に派遣し、保護者の相談や支援を行う取り組みを進めていくことも重要です。  
さらに、妊婦に対する心遣いをお願いするため、平成19年(2007年)度に導入したマタニティマーク\*制度を普及させ、健やかなマタニティライフの確保への取り組みが必要です。
- 3 生活習慣病とは、食習慣・運動習慣・喫煙・飲酒などの生活習慣がその発症・進行に起因する病気であり、健康的な生活習慣を確立することによりその発症を防ぐことが可能です。また、将来にわたって生活習慣病を予防していくため、乳幼児期から適正な生活習慣を身につけ、適正な食品を選ぶ力や食事づくりができる力を育てる「食育」が重要です。そこで、福祉・教育・保健が連携した「食のネットワーク」組織を強化し、「食育」を推進する必要があります。また、市民が主体の健康づくりの普及啓発活動をする食生活改善推進員(ヘルスマイト)の養成及び育成支援を行う必要があります。
- 4 感染症については、これまでのように発生してから防疫措置を講じるだけではなく、その発生・拡大を普段から防止するための啓発活動を行うとともに、発生時には早急かつ適切な対応が必要です。
- 5 救急医療については、1次(休日・夜間)が鳴門市医師会による在宅当番制により、2次が東部Ⅱ医療圏(1市5町)における6病院の病院群輪番制及び救急告示医療機関により、3次が県立中央病院及び徳島赤十字病院に併設されている救急救命センターにより、それぞれ対応する体制が確立されています。さらに、徳島大学附属病院救急部においても、3次救急患者を受け入れる体制が整備されています。  
また、少子化が進むなか、安心して子どもを生き育てる環境を整備するため、小児救急の受け入れ体制の充実を進めてきており、東部地区(4市7町1村)では、小児の休日・夜間における急な疾病に対応しています。

前期基本計画(分野別)

基本目標1

基本目標2

基本目標3

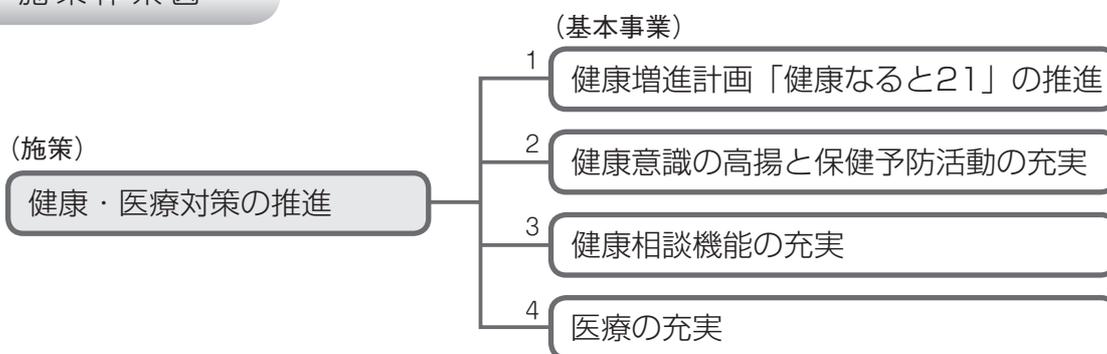
基本目標4

6 生活習慣病の予防と健康的な生活環境の整備を目的として、平成17年(2005年)に市民参加により策定した健康増進計画「健康なると21」に基づき、健康意識の高揚と健康寿命の延伸を図るべく、行政、企業、地域社会などあらゆる団体が連携、「笑顔、ふれあい、元気のあるまちなると」の実現に努めています。平成24年(2012年)度には計画の最終年度を迎えることから、これまでの取り組みの評価を行い、その結果に基づいた「第2次健康なると21」を策定し、新たに市民の健康づくりをより一層推進することが必要です。

## 基本方針

生涯を通じた健康づくりを基本に置き、市民自ら健康の増進に努めることができるよう、健康意識の高揚と保健予防活動の充実を図るとともに、行政、地域社会、企業などあらゆる団体との連携を図りながら、「健康なると21」の実現に努めます。

## 施策体系図



## 主要な施策の内容

### 1 健康増進計画「健康なると21」の推進

- ①肥満、高血圧、脂質異常症などに起因して起こる生活習慣病を予防する事により、健康寿命の延伸を図りながら健康意識の高揚に努め、健康的な生活環境整備に取り組みます。
- ②乳幼児期から正しい食生活が身につくよう「食のネットワーク」機能の強化に努めます。
- ③食生活の改善や食育の推進を図るため、食生活改善推進員(ヘルスメイト)の養成及び育成支援を行い、市民が主体の健康づくりの普及啓発活動による「郷土の食育」を推進します。
- ④たばこ・アルコールへの取り組みを強化し、禁煙・適正飲酒の実行に努めます。
- ⑤心の健康づくりや自殺予防について、知識や理解を深めるため、市民に情報提供するなど各関係機関との連携強化により取り組みます。

### 2 健康意識の高揚と保健予防活動の充実

#### (1)健康増進法による保健事業の推進

- ①各種がん検診等の実施により、がん予防や早期発見の推進を図り、がんの死亡率を減少させることを目的に取り組みます。
- ②お元気SUN ROOM(健康相談プラザ)での相談機能の充実を図ります。
- ③各種健診・相談時における40歳以上の交付希望者に健康手帳を交付し、市民の健康管理のために有効に活用されるよう周知します。



- ④健康運動教室や健康栄養教室、各種講演会等の実施により、知識や技術の普及を図ります。
- ⑤生活保護者を対象とした基本健康診査については、経年的にデータを分析し、継続した健康管理及び助言・指導が必要な人には、訪問等により効果的な保健指導を行います。

#### (2)高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定保健指導の実施

特定健康診査の健診結果に基づく特定保健指導を行うため、保健師、管理栄養士の指導技術の向上に努め、特定保健指導の充実を図ります。

#### (3)母子保健事業の推進

- ①妊婦一般健康診査事業として、妊娠全期間を通じて健康診査費を助成します。
- ②母子手帳交付時にマタニティマーク入りキーホルダを交付するとともに、妊婦への思いやりと心遣いをお願いするため、マタニティマーク制度の周知に努めます。
- ③妊娠・出産に際し適切な医学的管理と保健指導が行われ、出産後も安心して子育てができるよう、生活環境や子どもの発達状況に応じた個別の相談・指導に努めます。
- ④発達段階に応じた乳幼児健診などの受診率の向上や未受診者の把握に努めるとともに、医療機関・中央こども女性相談センターなどとの連携を強化し、経過観察児に対する積極的な事後フォローを図ります。

#### (4)子どもの発達支援事業

子どもの健やかな成長・発達段階を支援するため、関係部署と協力しながら、保護者や子育てに関わる関係者が、医師や臨床心理士などの専門家の指導や助言のもと、子どもへの関わり、子どもの能力を育てていくための取り組みを進めます。

#### (5)歯科保健指導の充実

- ①歯科医師会の協力を得て、歯科保健に関する啓発活動を行います。
- ②1歳6か月児、3歳児健康診査時などに歯科検診及び歯科保健指導を実施し、また、1歳6か月児健康診査受診児に対してフッ化物塗布を推進し、虫歯予防に努めます。また、成人についても歯科相談を実施し、快適な生活維持に努めます。

#### (6)結核予防・予防接種の推進

- ①乳幼児については接種可能年齢児に対する通知や個人の接種歴にあわせた接種勧奨を、児童・生徒については学校との連携などを図ったうえでの接種勧奨を、高齢者のインフルエンザに関しては広報や健康増進事業を通じた周知徹底を、それぞれ行うことにより、予防接種の接種率の向上に努めます。
- ②安全な予防接種体制づくりをさらに進めるとともに、副反応や健康被害の発生時には迅速かつ的確な対応を行います。
- ③結核予防については、ハイリスク者に働きかけを行います。

#### (7)感染症対策の強化

感染症に関する啓発活動を行うとともに、発生時には徳島保健所など関係機関との連絡を密に行い、迅速に対応します。

### 3 健康相談機能の充実

「お元気SUN ROOM(健康相談プラザ)」において、保健師・看護師・栄養士が妊産婦・育児・栄養・健康づくりなどに関する相談を行います。今後も、利便性の向上を図り、市民の健康増進に努めます。

## 4 医療の充実

### (1)保健・医療・福祉の連携強化

医療機関の通院者・退院者などで、日常生活上保健指導が必要な場合、医療機関との相互の情報交換を進めるなど、効果的な地域保健活動を推進します。

### (2)救急医療の充実

医療や行政等関係機関との連携強化を図り、救急医療及び小児救急体制の充実に努めます。

### (3)連絡会の開催

健康保険鳴門病院、鳴門市医師会、徳島県歯科医師会鳴門市支部及び徳島県薬剤師会鳴門市支部との連絡会を開催し、市民の健康増進を図るため、各団体間の連携強化に努めます。

### (4)地域医療の充実

本市地域医療の中核病院である健康保険鳴門病院と市民のつながりをより密接なものとするため、市民参加を積極的に支援する鳴門市と健康保険鳴門病院との連携事業を推進します。



おやこの食育教室の様子



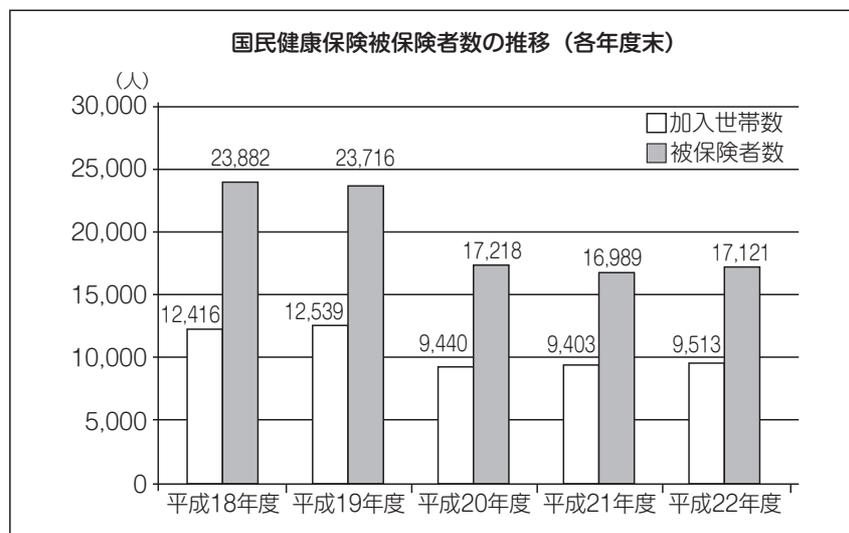
(8) 社会保障(①) 国民健康保険

## 08 国民健康保険制度の円滑な実施

～安心して医療を受けることができるまち～

### 現況と課題

- 1 平成22年(2010年)12月の高齢者医療制度改革会議の最終とりまとめにおいて、後期高齢者医療制度の廃止後、現在、後期高齢者医療制度に加入されている多くの方が国民健康保険の被保険者となる方向性が示されました。この制度の移行に際し、75歳以上についての財政運営は都道府県単位で行い、事務は都道府県と市町村が分担と責任を明確にしつつ、共同運営する仕組みとなる予定です。
- 2 本市では、従来からの課題である適正な賦課収納による国民健康保険財政の健全化、診療報酬明細書の点検などによる医療費適正化、生活習慣病予防に着目した特定健診・特定保健指導の推進に加え、予定される制度改正への迅速かつ適切な対応を行うことが必要となっています。
- 3 将来的には、後期高齢者医療制度廃止から5年後を目標に、全年齢での国民健康保険の都道府県単位化が図られる予定となっています。

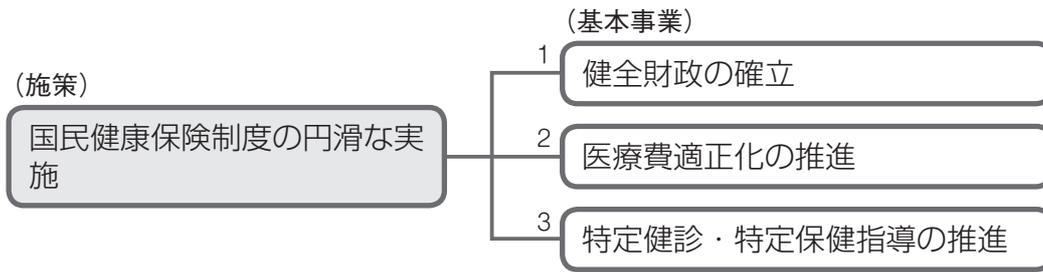


(注) 75歳以上被保険者は、平成20年度から後期高齢者医療制度に移行 (資料: 保険課)

### 基本方針

保険料賦課の適正化、収納率の向上、医療費の適正化の推進などにより、被保険者間の負担の公平、財政の安定に努めるとともに、平成20年(2008年)度から医療保険者に義務化された特定健診・特定保健指導事業に取り組み被保険者の健康意識の高揚を図ります。また、予定される医療制度改革への迅速かつ適切な対応を行います。

## 施策体系図



## 主要な施策の内容

### 1 健全財政の確立

- ① 応能割合・応益割合を勘案した適正な賦課に努め、平準化を図るとともに、滞納者対策の充実などにより、収納率の向上と負担の公平化を進めます。
- ② 財政調整基金については、財政基盤の確立や将来における医療費負担の急激な増加に対応するため、継続的な保有に努めます。

### 2 医療費適正化の推進

- ① 診療報酬明細書などの点検や縦覧点検の拡充、医療費通知等の実施等により、医療費の適正化に努めます。
- ② 人間ドックや脳ドック助成事業など保健事業を継続実施し、健康の維持・増進と疾病の早期発見・早期治療に努めます。

### 3 特定健診・特定保健指導の推進

特定健診の推進を行い、健診の結果メタボリックシンドローム\*該当者ならびに予備軍と判定された受診者に対する特定保健指導(動機付け支援、積極的支援)についても積極的に行い、生活習慣病などの予防に努めます。



## (8) 社会保障 (②) 後期高齢者医療保険

# 09 後期高齢者医療制度の円滑な実施

～安心して医療を受けることができるまち～

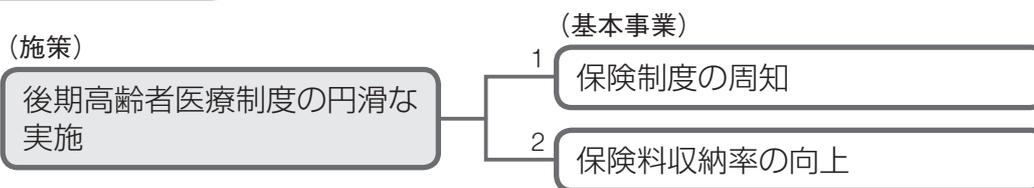
### 現況と課題

- 1 平成20年(2008年)4月より老人医療制度が廃止され、新たに75歳(一定の障がいを持つ人は65歳)以上のすべての人が加入する「後期高齢者医療制度」が始まり、徳島県内すべての市町村が加入する「徳島県後期高齢者医療広域連合」が保険者として、保険料の決定や医療を受けた時の給付などを行っています。
- 2 本市では、保険料の徴収・申請や届出の受付・保険証の引き渡し等の事務を行っており、市内在住の被保険者の窓口となることから円滑な運用に努めています。
- 3 後期高齢者医療制度は廃止予定となっており、平成22年(2010年)12月に行われた「高齢者医療制度改革会議」の最終取りまとめでは、制度廃止時には改めて後期高齢者医療制度の被保険者は被用者保険や国民健康保険へ再加入するなどの方針が示されています。  
制度の移行に際しては、迅速かつ適切な対応を行うとともに、市民への丁寧な周知を図り混乱が起らないよう努める必要があります。

### 基本方針

市町村事務の適切な執行に努めます。また、制度廃止時については、被保険者のみならず市民に広く制度の周知を図り、後期高齢者医療制度廃止・新制度開始時の混乱回避に努めます。

### 施策体系図



### 主要な施策の内容

#### 1 保険制度の周知

後期高齢者医療制度は廃止予定であり、現在加入の被保険者は、被用者保険または国民健康保険の被保険者となる予定です。このため、国の制度移行スケジュールにあわせ、被保険者のみならず市民全員に周知を行い、制度移行にともなう混乱回避に努めます。

#### 2 保険料収納率の向上

保険料の適切な徴収は後期高齢者医療制度運用に不可欠なものであり、保険料徴収業務等については各市町村に割り振られていることから、本市においても保険料の収納率の向上に努めます。

## (8) 社会保障 (③) 介護保険

# 10 介護保険制度の円滑な実施

～住みなれた地域で安心して生活できるまち～

### 現況と課題

1 平成23年(2011年)3月31日現在における本市の人口は62,137人、内65歳以上の高齢者数は16,196人、高齢化率は26.1%となっています。また、要介護・支援認定者数は介護保険制度が開始された平成12年(2000年)度末の2,065人から一貫して増加を続け、平成22年(2010年)度末には3,104人となり、介護・介護予防サービスを必要とする人は増大しています。

制度創設以来増加を続けていた介護給付費は、平成18年(2006年)度に介護報酬の引き下げや介護保険制度の改正で、本市では4.66ポイントの減少が図られ、その後も落ち着いた水準で推移していましたが、平成21年(2009年)度からは介護報酬の引き上げや高齢化の進展にともない再び増加傾向にあります。

2 本市の第1号被保険者保険料基準額月額、介護給付費の増大にともない、第1期(平成12年度～14年度)の3,520円から、第2期(平成15年度～17年度)4,440円、第3期(平成18年度～20年度)5,300円と引き上げてきましたが、介護報酬の引き下げや制度改正、また、介護予防や介護給付費適正化の取り組みにより、第4期(平成21年度～23年度)において、全国平均が1.7%上昇するなか、本市では4,800円に引き下げることができました。

今後、介護報酬の改定やサービス事業所の整備などにより介護給付費が増加することも想定されますが、被保険者の制度に対する理解を図るとともに、大幅な保険料引き上げにつながることをないよう対策が求められています。

3 本市の施設等整備状況は、平成23年(2011年)3月末現在、介護老人福祉施設4か所(定員220人)、介護老人保健施設4か所(定員328人)、介護療養型医療施設4か所(定員130人)、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)7か所(定員117人)となっていますが、国の療養病床の再編方針の変更や介護保険施設の増床意向、市民ニーズや入所待機者状況などをふまえ、適正な整備を検討しなければなりません。

4 本市は、一次予防\*事業対象者への介護予防事業に注力しており、実施主体では市直営に限定せず地域包括支援センターや総合型地域スポーツクラブ、NPO法人\*などへの委託を、実施場所では市中央部だけでなくお住まいの地域(日常生活圏域)単位での開催を、実施方法では徳島大学・四国大学や老人クラブ連合会などとの連携、専門指導員の派遣や自主サークル化などを進めています。

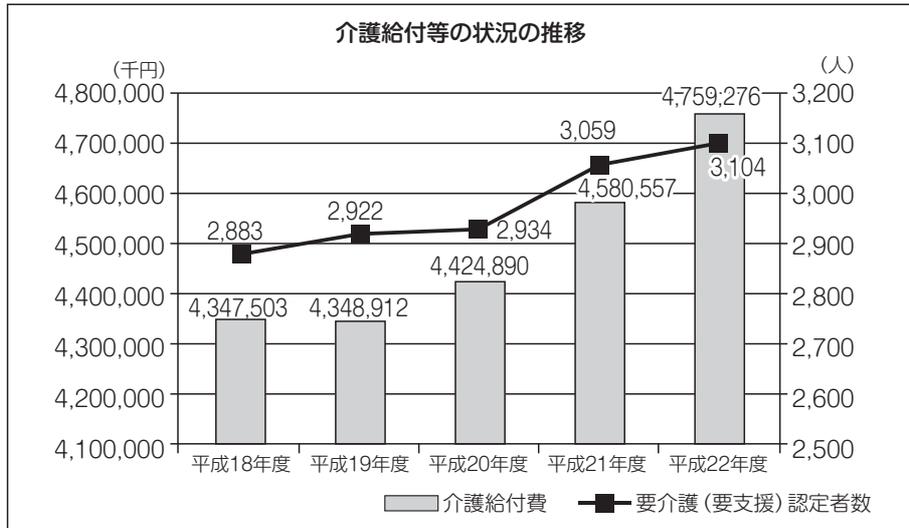
また、二次予防\*事業対象者の把握には努めていますが、通所型介護予防事業の実施や介護予防事業への参加推奨について一層の取り組み強化が必要です。

5 平成18年(2006年)度から市内5圏域に委託により地域包括支援センターを設置しており、保健師等・社会福祉士・主任介護支援専門員の専門職の配置、中立公平な事業運営、緊急時24時間対応などを義務付けています。

指定介護予防支援事業所としての業務量増大、一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯や認知症高齢者の増加にともなう見守り・支援の必要、その他高齢者を取り巻くさまざま



な課題へ適切に対応するために、地域包括支援センターの機能強化が必至となっています。

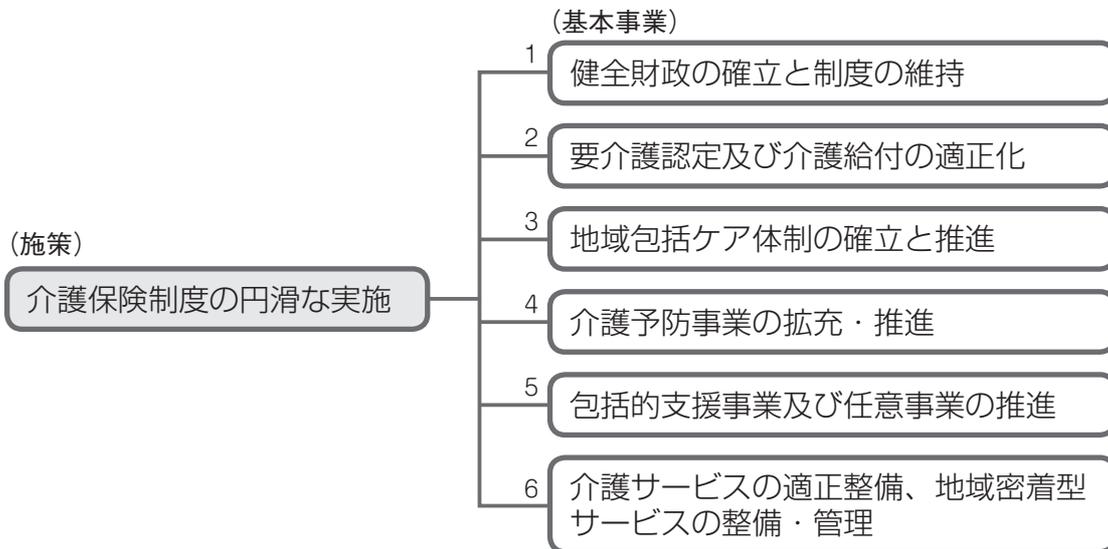


(資料：長寿介護課)

## 基本方針

「鳴門市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、高齢者が健康増進・介護予防に努め、住み慣れた地域で安心して自立した生活を営めるよう支援するとともに、必要とされる施設・在宅介護サービス等の整備を図ります。

## 施策体系図



## 主要な施策の内容

### 1 健全財政の確立と制度の維持

将来にわたり介護保険制度を安定的に維持するために、適正なサービスの提供、公平かつ合理的な保険料負担、制度の周知などに努めます。

## 2 要介護認定及び介護給付の適正化

介護保険制度の安定的かつ健全な運営に資するため、要介護認定の適正化や認定審査会委員等の研修に努めるとともに、ケアプラン評価・介護給付費通知・住宅改修等・介護相談員派遣事業などの介護給付費適正化事業の一層の推進を図ります。

## 3 地域包括ケア体制の確立と推進

- ①日常生活圏域を単位として、高齢期になっても住み続けることのできる高齢者住まいの整備を図り、医療との連携強化、介護サービスの充実、介護予防の推進、見守り・配食・買い物など多様な生活支援サービスの確保や権利擁護などに努める「包括ケアシステム」の構築を行います。
- ②平成22年(2010年)度～23年(2011年)度にかけて実施した「市町村地域包括ケア推進事業」モデル事業の成果を生かし、継続した取り組みを推進します。

## 4 介護予防事業の拡充・推進

- ①一次予防事業対象者への、市や地域包括支援センターが主催する運動器の機能向上(シニア・ハワイアンフラ、中国健康体操、高齢者体力向上)教室・栄養改善(らくらくクッキング、65歳からの男のクッキング)教室・口腔機能の向上教室、認知症予防脳の楽習教室などの各種介護予防事業を拡充するとともに、老人クラブ連合会や総合型地域スポーツクラブなどと連携した介護予防事業も推進します。
- ②いきいき介護予防支援事業やいきいき・なんとボランティアポイント事業を通じた介護予防・生きがいづくり・外出支援や、二次予防対象者に対する通所型介護予防事業などの推進、また介護予防に取り組むサークルなどとの連携により、地域において高齢者が自ら健康増進・介護予防に努める状況を醸成します。

## 5 包括的支援事業及び任意事業の推進

- ①高齢者に対するワンストップサービス拠点として地域包括支援センターの活動の活性化を図り、総合相談支援、権利擁護・虐待防止、包括的・継続的ケアマネジメント\*支援、認知症予防啓発などに努めます。
- ②市の指導や連携した取り組みを強化し、市民からの期待や事務量の増大に対する人的・財政的支援についても検討します。
- ③平成19年(2007年)度～20年(2008年)度を実施した認知症地域支援体制構築等推進モデル事業の成果を活かした認知症予防・普及啓発の継続や、家族介護支援、高齢者サロンなどの任意事業についても工夫した取り組みを行います。

## 6 介護サービスの適正整備、地域密着型サービスの整備・管理

- ①3年ごとに策定する「鳴門市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」において、高齢者数や介護サービスの需要量を推計し、介護保険料負担を勘案しながら、必要なサービス供給体制の整備を行います。
- ②地域密着型サービスの認可や運営についての指導・監督に努め、市民の利便性の向上やサービスの質の向上に努めます。
- ③介護サービスだけでなく、NPO法人の活動やインフォーマルサービスの創設支援に努めるとともに、地域資源の把握・情報の発信に努めます。



(8) 社会保障 (④) 国民年金

## 11 国民年金制度の推進

～将来の安心をともに考えるまち～

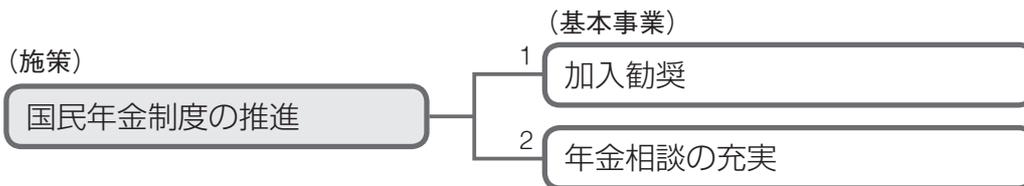
### 現況と課題

- 1 国民年金は、老後の生活や、思わぬ怪我や病気で障がい者になったとき、また、配偶者を亡くして遺族になったときなどに備え、お互いを支え合う制度であり、その運営業務は、平成22年(2010年)1月に社会保険庁が廃止され、日本年金機構に移行されました。
- 2 本格的な少子高齢化が進むなか、老後の生活設計の基盤として大きな役割を果たしていますが、年金制度への不信感の高まりや、加入者に非正規労働者が増加していることなどから、近年納付率が低下しており、特に若い世代の納付率が低い状況にあります。国民年金制度の円滑な運営のためには、制度に対する理解と認識を深めることが必要であり、制度の普及啓発や相談体制の充実が求められています。
- 3 適用(加入)と収納(納付)がバランス良く保たれ、市民一人ひとりの年金の受給権を確保し、安定した老後の生活を送ることが望まれています。

### 基本方針

国民年金制度の周知を図り、加入勧奨と相談業務の充実に努めます。

### 施策体系図



### 主要な施策の内容

- 1 加入勧奨  
老後などの生活の安定のため、広報や成人式で配布するパンフレットなどで年金制度の周知・啓発に努め、未加入者については窓口での相談時などに加入促進に努めます。
- 2 年金相談の充実  
被保険者に対し、複雑多様化するニーズに適切に対応した年金相談を行い、受給権確保に努めます。

## (1)子どものまち

# 01 地域で子どもを育てる活動支援

～子どもたちが健やかに育つまち～

### 現況と課題

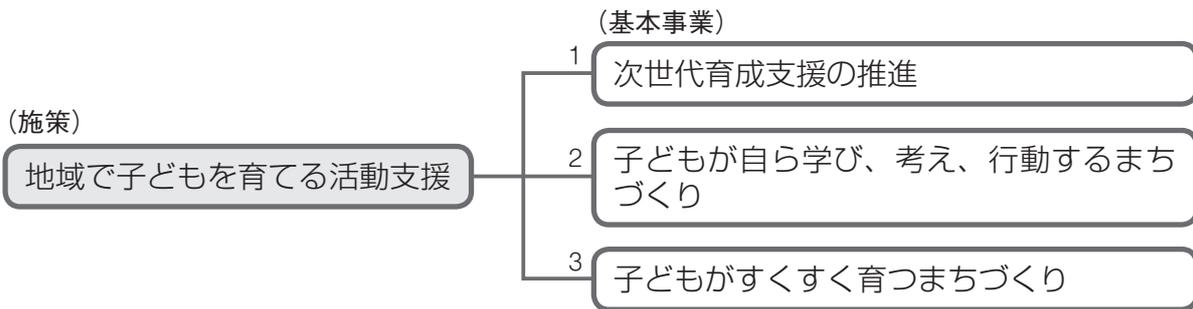
- 1 本市では、平成13年(2001年)5月5日のこどもの日に「子どものまち宣言」を行い、「地域で子どもを育てる」という視点に立ち、子どもの夢や可能性を育む地域社会の実現をめざして取り組みを進めています。  
平成15年(2003年)7月に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、本市では平成17年(2005年)3月に「鳴門市次世代育成支援対策行動計画」を、平成22年(2010年)3月にはその後期計画を策定しました。この計画に沿って、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス\*)の実現を推進し、子どもを豊かに育む体験活動の充実や地域における子育てを支援するための施策を推進していく必要があります。
- 2 子どもたちが、いきいきと自発的・主体的にさまざまな活動に取り組むためには、恵み豊かな自然や産業・歴史・文化、公共施設などをそれぞれの地域で有効に活用するとともに、家庭・学校・地域・行政が連携し子育てを助け合うネットワークの強化が必要です。
- 3 鳴門市子どものまちづくり推進協議会など各種団体や子ども関係の団体により各地域での行事が開催されているほか、スポーツ少年団活動などを通じて、児童・生徒の健全育成が図られています。また、育児サークル・子ども会などにおいては、他市との交流も活発に行われており、さまざまな活動や体験を通して子どもたちは多くのことを学んでいます。さらに、子ども会を指導する高校生のジュニアリーダーも活躍しています。  
しかし、少子化の進行にともない、多くの団体で会員の確保が課題となっており、活動内容などのあり方を検討することが必要です。こうしたなか、各地域で行われている子どもたちの活動などの情報をニーズに応じて的確に提供するとともに、それを支える新しい指導者の育成や子どもたちが参加しやすい環境づくりが求められています。
- 4 少子化・核家族化の進展、保護者の就労形態の変化、住民の近隣関係の希薄化などを背景に、子どもやその家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。次代を担う子どもたちが、心も体も健やかに育つことのできる社会、子育てに喜びや楽しみを持ち、安心して子どもを生み育てられる社会の実現が望まれています。

### 基本方針

すべての子どもたちが、健やかに生まれ育ち、夢と希望を持って生活できるよう、福祉分野をはじめ、保健・教育・労働など、子どもと家庭に関わる分野が相互に連携し、子どもを取り巻く環境整備や地域社会の取り組みを図りながら、次世代育成支援の推進をします。



## 施策体系図



## 主要な施策の内容

### 1 次世代育成支援の推進

「鳴門市次世代育成支援対策行動計画」に基づき、家庭・地域・企業・行政などさまざまな担い手による協働のもと、地域社会全体で子育てを支援する体制づくりを進め、次代を担う子どもたちが健やかに育つことができる環境づくりを総合的に推進します。

### 2 子どもが自ら学び、考え、行動するまちづくり

#### (1)子どものまちづくりへの参画

まちづくりへの子ども自身の参画を促すため、関係機関などと連携して子どもの意見を聞く機会の確保に努めます。

#### (2)体験活動の充実

家庭・学校・地域・行政が連携して、子どもが育つ3つの要素である「遊び」・「学び」・「働く」体験を豊かにする活動を推進するとともに、スポーツ活動の充実に努めます。

### 3 子どもがすくすく育つまちづくり

#### (1)子育て支援の充実

「児童福祉」の項(P.108~109)参照

#### (2)子どもの活動を支えるネットワークを活かした体験活動の充実

子どもたちの活動を支援する組織のネットワークである鳴門市子どものまちづくり推進協議会の活動を図ります。また、協議会を通じて、子どもの心を豊かに育むための活動に多くの大人が参加するよう促すとともに、市の関係部局が連携を図り、地域住民・NPO等と協力しながら、子どもたちのための体験活動の充実に努めます。

#### (3)体験とふれあいの活動拠点の活用

子どもたちが屋内外で自由な活動を行うために、地域住民や関係機関などが連携し、地域の実情をふまえながら、既存施設の有効活用を図ります。また、鳴門ウチノ海総合公園については、体験学習や親子・友だち同士で気軽に参加できるふれあいイベントなどを行うことができる体験活動の拠点として、活用していきます。さらに、クリーンセンター「フクロウと子どもたちの森」を活用し、自然とふれあいながら環境を守る心を育むことができる体験活動の機会の提供に努めます。

#### (4)情報の収集と提供

子どもたちの活動に関する情報を幅広く収集し、適切に情報を提供するシステムの充実に努めます。

## (2)児童福祉

# 02 児童福祉の推進

～安心して子どもを産み育てることができるまち～

### 現況と課題

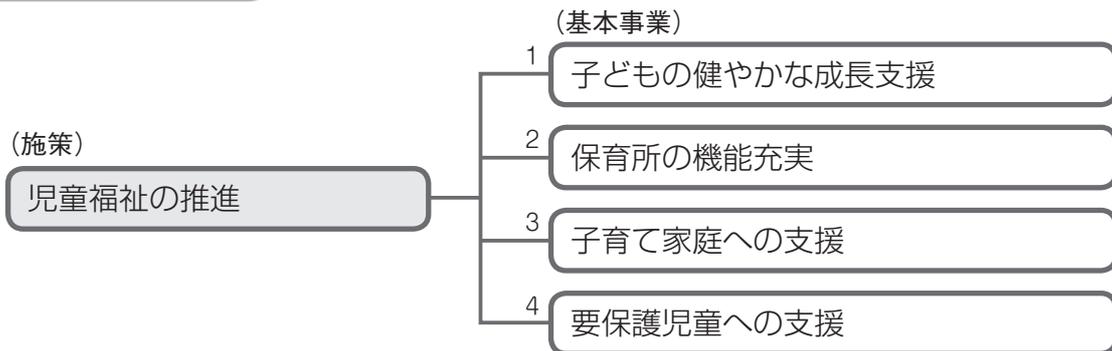
- 1 平成19年(2007年)における平均の合計特殊出生率\*は、本市が1.22で全国平均(1.31)・徳島県平均(1.33)や他市と比較しても、低い数値となっています。また、0歳～14歳の人口の減少が続き、少子化が進んでいます。
- 2 少子化や核家族の進行などにより、孤独感や育児不安を感じる人が増えてきています。出産後の母親の孤立や育児不安を解消するために、平成23年(2011年)1月から、乳児を持つ家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供を行う「鳴門市おめでとう赤ちゃん訪問事業」を開始しました。また、軽度の発達障がい疑われる乳幼児をできるだけ早期に発見し、就学年齢までに関係機関の連携により適切かつ継続的な支援をする「保育所における巡回相談事業」も平成22年(2010年)度から実施しています。
- 3 本市には、平成23年(2011年)4月現在、公立6施設(うち2か所休止)・私立16施設の保育所があります。今後、保育サービスの質の確保と向上を図るとともに、国が検討を進めている「子ども・子育て新システム」に示されている、幼稚園・保育所の一体化などに向けた取り組みが求められています。また、保育行政の効率化を図るため、公立保育所について、再編計画に基づき適正配置をさらに検討していく必要があります。
- 4 安心して子どもを育てることができるよう、2か月児からの乳児保育や一時的な保育、開所時間の延長、保健師との連携による育児相談の実施や育児講座の開設などさまざまな子育て支援を行っていますが、今後さらに、幼稚園・保健・医療・福祉・教育・地域社会などと連携を進めた、多様な子育て支援機能の充実・強化を図る必要があります。
- 5 平成23年(2011年)10月現在、14か所の児童クラブ\*があり、放課後に学校の余裕教室などを利用して指導員が遊びを指導するなど、子どもが集団で安心して過ごすことができる場を提供し、健全な育成を図っています。
- 6 児童虐待や家庭内暴力など家庭での児童養育に関する問題については、家庭児童相談員を配置し、相談体制の充実を図ってきました。母子支援を総括的に行うため平成23年(2011年)4月からは、女性子ども支援センター「ぱぁとなー」に家庭児童相談員を配置し、機能強化を図っています。さらに、関係機関・団体や行政で構成される鳴門市要保護児童対策地域協議会を設置し、未然防止と早期発見に努めるとともに、個々のケースに対応していく体制づくりを図っています。  
また、子ども手当など子育て家庭への支援や、児童養護施設への入所など要保護児童への援助なども行っています。



## 基本方針

すべての子どもが、心身ともに健やかに育成され、次代を担うにふさわしいたくましく心豊かで個性ある人に成長できるよう、家庭・地域・行政が連携を深めながら、多様な体験活動の機会提供や関連施設の整備・機能充実など、より良い育成環境づくりを進めます。また、安心して子どもを産み育てることができるよう、地域が一体となって子育て支援を進める環境づくりをめざします。

## 施策体系図



## 主要な施策の内容

### 1 子どもの健やかな成長支援

#### (1) 児童クラブの充実

学校の余裕教室や公共施設の有効活用により、公設民営の児童クラブの充実を図り、共働き家庭等の子育て支援と児童の健全育成を推進します。

#### (2) 地域活動の促進

- ① 子どもが地域や集団の中で創造性や協調性を伸ばすことができる環境づくりを進めるなど、地域ぐるみの健全育成を促進します。
- ② 母親クラブなど地域活動組織の育成を図ります。

#### (3) 情報提供・相談体制の充実

- ① 家庭における保育機能の充実を図るため、関係部署と協力し4か月までの乳幼児家庭全戸訪問を実施し、県や児童委員との連携を深め、地域団体とのネットワーク化を図り、育児情報の提供や相談体制の充実に努めます。
- ② 絵本を通じて親子の絆を深め、子どもの豊かな人間性を育むため、4か月健診時を活用して絵本との出会いの場を提供するとともに、絵本を贈り親子で絵本に親しむ環境づくりを進める「ブックスタート事業」を推進します。

### 2 保育所の機能充実

#### (1) 保育サービスの質の確保・向上

- ① 保育所に通うすべての子どもが良好な環境のもとで保育を受けることができるよう、地域別・年齢別の保育ニーズに対応しサービスの充実を図ります。
- ② 多様化する保育ニーズを見極め、保育所における特別保育事業などの拡充を図ります。

#### (2) 子育て支援の強化

保育所を開放することにより、わんぱく教室や地域活動事業の開催や子育てに関する相談や育児講座の実施を支援し、機能の充実を図ります。

### (3)食育の推進

子どもの成長や発達段階に応じた適切な食事の取り方や望ましい食習慣の定着を図るため、乳幼児の食に関する相談や情報提供を行い、保育所と家庭が連携して食育の推進に努めます。

### (4)巡回相談事業

子どもの健やかな成長・発達を支援するため、保育所に派遣した医師、臨床心理士が子どもの行動を観察し、発達相談や助言等を行う、巡回相談を関係部署と協力しながら実施します。

### (5)保育行政の効率化

- ①乳幼児数の動向に基づく定員の見直しや再編計画をふまえた子育て支援を行う保育所の配置などに向けて検討するとともに、保育所保育指針に基づく保育所の果たす役割や機能をふまえながら、効率的な保育行政の運営に向けた取り組みを推進します。
- ②国の「子ども・子育て新システム」に示されている、幼稚園・保育所の一体化について検討します。

### (6)安全で安心な保育環境の整備

子どもたちが安心して安全に活動できる環境づくりを進めるため、衛生的で環境にやさしい施設の整備に努めるとともに、老朽化施設については、国・県の補助制度を活用しながら、耐震改修など施設整備を図ります。

## 3 子育て家庭への支援

- ①中学校修了前児童を養育している人に対して支給される子どものための手当、入院・治療を受けた場合の乳幼児医療費助成など、諸制度の充実と周知を推進します。また、子どもを家庭で養育することが一時的に困難になった場合などに、児童養護施設などで短期間子どもを預かる子育て支援短期利用事業を推進します。
- ②子どもを持つすべての保護者を支援し、仕事と育児を両立できるよう、ファミリーサポートセンターを支援拠点とし、地域における育児の相互援助活動を推進します。また、小学3年生までの子どもが、病気の回復期にあり集団保育等が困難な期間については、子ども健康支援一時預かり事業を継続実施することにより、保護者の子育てと就労の両立を支援します。
- ③乳幼児のいる子育て中の親子を対象に、地域の身近な場所で育児相談や交流、情報の提供等の機能を兼ね備えた地域子育て支援拠点事業の整備と推進を図っていきます。また、子育て経験者が、現在子育てをされている保護者に、子育ての知恵を直接伝えられる親育て支援に係る事業を推進します。

## 4 要保護児童への支援

### (1)保護・支援の推進

保護者のいない子どもや虐待されている子どもなど家庭に恵まれない児童に対し、一人ひとりの処遇の充実を図り、保護・支援を推進するため、児童養護施設や里親制度を活用するとともに、関係施設・機関との連携を進めます。

### (2)児童虐待の防止体制の強化

児童虐待の未然防止と早期発見を行う体制をさらに強化するため、鳴門市要保護児童対策地域協議会を核として地域支援ネットワークの連携を進め、その支援の充実に努めます。また、女性子ども支援センター「ばあとなー」と連携を図りながら、児童虐待の未然防止と早期発見に努めます。



### (3)ひとり親家庭等の福祉

## 03 ひとり親家庭等の自立支援の推進

～だれもが安心して子育てできるまち～

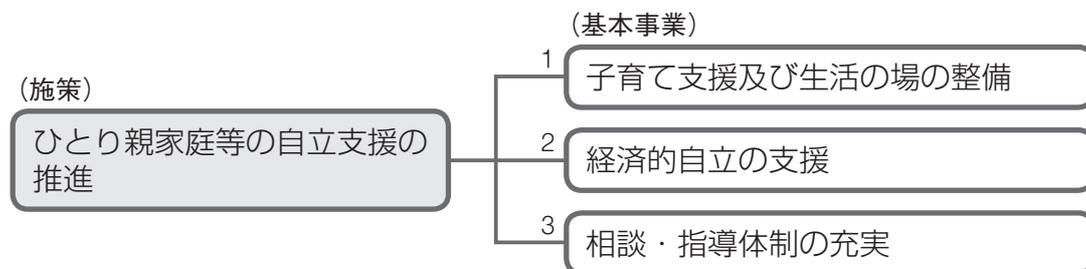
#### 現況と課題

- 1 本市における母子世帯は、平成23年(2011年)4月現在672世帯を数えており、特に最近は、社会構造の変化にともない、離婚の増加等によりひとり親家庭の増加や母親の年齢の若年化が目立っています。こうした状況のもと、母子家庭に対する社会的支援を行うにあたっては、その実情やニーズなどの把握に努め、自立した生活を営めるよう個々のケースに応じたきめ細やかな施策を適切に講じることが求められており、総合的な相談窓口としての母子自立支援員などの機能強化が必要となっています。
- 2 母子家庭の多くは経済的に不安定な状態であるため、就労機会の確保や職業能力向上の機会充実に努めるとともに、国・県の制度に基づき、遺族基礎年金・遺族厚生年金・児童扶養手当などの支給、母子寡婦福祉資金の貸し付け、医療費の助成など、社会的支援を行う必要があります。そのためには、施策や取り組みなどについての情報提供を充実し、地域や社会全体で支援することが必要です。
- 3 父子世帯は、平成23年(2011年)4月現在129世帯で、特に、家事や子どもの養育と就労の両立といったことで悩みを抱えている場合が多くあります。平成22年(2010年)8月から父子家庭にも児童扶養手当の支給が認められ、経済的な問題は改善される傾向にありますが、今後とも、父子家庭の実情やニーズなどの把握に努め、適切な支援施策を検討することが必要です。

#### 基本方針

ひとり親家庭(母子・父子家庭)と寡婦については、その生活の安定と経済的自立を進め、子どもの健全な育成を図るため、個々のケースに応じたきめ細やかな支援や相談体制及び情報提供の充実に努めます。

#### 施策体系図



## 主要な施策の内容

### 1 子育て支援及び生活の場の整備

- ①保育所や児童クラブ\*の優先入所を進めます。
- ②生活指導に関する講習会やひとり親家庭生活支援事業及び母子家庭等日常生活支援事業を活用し、生活の安定と自立を促進します。
- ③家庭での養育が一時的に困難になった場合に、乳児院や児童養護施設などで短期間子どもを預かる子育て支援短期利用事業を進めます。

### 2 経済的自立の支援

- ①児童扶養手当の支給、助産施設への入所や母子生活支援施設への入所扶助、母子寡婦福祉資金の貸し付け、家庭生活支援員の派遣事業など、各種制度の周知を図ります。
- ②母子家庭の就業支援として、就業相談の実施や関連制度を活用するとともに、母子家庭自立支援教育訓練給付金事業、母子家庭高等技能訓練促進費事業を推進します。
- ③ひとり親家庭で、父・母や児童が入院を必要とする場合等は、医療費を助成します。
- ④ひとり親家庭及び若年寡婦の意識の高揚と資質の向上を図るため、ハローワークなどの関係機関と連携し、就労機会の確保に努めます。また、地域活動推進研修会や、児童の健全育成のための各種研修会や講座等の活用を推進します。

### 3 相談・指導体制の充実

総合的な相談窓口としての母子自立支援員などの機能強化を図るとともに、家庭児童相談員・児童委員・主任児童委員などによる相談・指導の充実に努めます。



(1)教育行政

## 01 教育行政の充実

～未来を担う子どもたちを育むまち～

### 現況と課題

- 1 現行の地方教育制度においては、教育委員会が中核的な役割を担い、教育行政の中立性や継続性を確保する観点から、首長から独立した合議制の機関として設置され、学校の管理運営にあたることに、生涯学習、芸術文化、スポーツ等の幅広い分野を担い、教育の機会均等と教育水準の向上を図っています。  
しかし、近年の少子化の急速な進行や社会構造の変化等、また、子どもの学力の低下やいじめ・不登校の問題、学校における凶悪犯罪の発生など、教育を取り巻く環境が大きく変わってきています。こうしたことから、平成19年(2007年)に、教育基本法が60年振りに抜本改正されたことにもとない新学習指導要領は、幼稚園は平成21年(2009年)度から、小学校は平成23年(2011年)度から、中学校は平成24年(2012年)度から全面実施されるなど、地方教育行政の担い手としての教育委員会の果たす役割がますます大きくなっていきます。
- 2 平成23年(2011年)5月1日現在、本市では、幼稚園18園(うち休園1)、小学校18校(うち休校1)、中学校6校1分校、工業高校1校を設置していますが、工業高校は、県の高校再編計画に基づき、平成24年(2012年)度から鳴門第一高校と再編統合され、県立鳴門渦潮高校が設置されます。鳴門渦潮高校では、新たな総合学科や本県初となる体育科が設置され、地域に開かれた特色ある教育が進められる予定です。
- 3 本市では、学校(園)が保護者や地域住民の意向を把握、反映するため、すべての幼稚園、小・中学校に学校(園)評議員制度を導入しています。また、さらに透明性の高い開かれた学校(園)経営が求められており、学校(園)評価システム鳴門プランを導入し、自己評価・学校関係者評価を実施しています。
- 4 平成16年(2004年)から、生徒指導上の問題や部活動等の一定の事由のある場合に限り、隣接する学校(園)へ通学できるよう、学区制の例外措置として通学区の弾力化を行っています。また、平成17年(2005年)度から、すべての幼稚園、小・中学校で二学期制を導入しました。
- 5 近年の少子化による子どもの数の減少にともない、小規模化が進む一部の学校(園)では、子ども同士で切磋琢磨する機会が減少し、人間関係が固定化したり、集団活動や部活動も成立しにくいなど、多様な教育活動に支障をきたし、学校(園)運営に深刻な課題を抱えている現状に鑑み、平成20年(2008年)5月に本市の学校再編計画である「鳴門の学校づくり計画」を策定しました。今後、より良い教育環境づくりをめざして、保護者や地域の方々との話し合いを進めながら学校再編を進めて行く必要があります。
- 6 本市の学校給食は、各学校で実施している自校調理方式(5中学校・13小学校・13幼稚園)と大麻学校給食センターでの共同調理方式いわゆるセンター方式(1中学校・4小学校・4幼稚園)により、すべての学校(園)で完全学校給食を実施しています。

しかしながら自校調理方式で調理している給食調理場では施設・設備の老朽化が進み、修繕費が増大するとともに、児童・生徒数が減少するなかで、仕入れコストの格差による献立等の不公平の問題やウェット方式からドライ方式\*への切り替えによる衛生管理強化といった多くの課題があります。そこで、これらの課題を早期に解決するため、新給食センターを平成27年(2015年)度稼働を目標として整備に努めるとともに、市全体の学校給食の実施運営体制(民間委託を含む)について総合的に検討する必要があります。

- 7 近年、子どもたちの食生活を取り巻く社会環境は大きく変化し、生活習慣病の増加など、食に起因する新たな健康課題が生じています。そこで、国では平成17年(2005年)7月に「食育基本法」を施行し、平成18年(2006年)3月には、「食育基本計画」を策定し、国を挙げて食育を推進しています。

本市においても、市民一人ひとりが食の大切さを見直し、自らが心身の健康を守り、人生を豊かに生きることができる人を育むことを目的に平成22年(2010年)10月に、「鳴門市食育推進計画」を策定し、官民協働による食育を総合的かつ計画的に推進しています。

学校給食においても、平成22年(2010年)9月より、毎月19日を「なんと学校食育の日」と定め、“給食発！ふるさとの味”をテーマに鳴門の特産物をふんだんに使った料理や、徳島県の郷土料理を献立に取り入れるなど、地産地消\*に努めるとともに、地域の食文化や産業に理解を深めてもらう取り組みを進めています。こうした成果をもとに、各学校(園)において、子どもの健康づくり、人格づくりをねらいとした食育の推進を図っていくことが重要となっています。

- 8 教育委員会に教育支援室を設置し、学校現場への教育支援を行っており、今後より一層の教育支援機能の整備充実が求められています。

教育研究所では、情報教育推進のためのコンピューターや情報機器の整備を行うとともに、外国語(活動)教育の推進を図るため、ALT(外国語指導助手)の確保に努めてきました。今後においても、ICTを活かした児童生徒の情報活用能力の育成に努めるとともに、学習指導要領改訂にともなう小学校外国語活動の全面実施や中学校英語の授業時数の増加を見越してALTの増員や運用体制の拡充を図る必要があります。

また、いじめや不登校の問題については、人権や命に関わる極めて重大なことから、その未然防止や早期発見、早期対応などの取り組みが重要です。本市が設置している適応指導教室(うず潮教室)では、教育相談や自立支援などの対応を図っていますが、今後も学校や保護者と積極的に連携・相談しながら、児童生徒の個々の状況に応じた効果的な取り組みを行っていく必要があります。

青少年センターでは、子どもたちが安全で安心して学び遊べる地域づくりを推進するため、地域安全ネットワークの構築や青少年の非行防止、更正指導や環境浄化に努めています。特に、子どもの安全確保対策については、関係諸機関との連携強化やボランティアによるスクールガード\*の充実に努めるなど、地域で子どもを守るきめ細かな取り組みが重要となっています。

- 9 学校(園)施設については、昭和40年(1965年)代から昭和50年(1975年)代に建築された建物が全体の約80%に及び、施設の老朽化が一段と進み、耐震化も含めた整備が喫緊の課題となっていることから、平成27年(2015年)度を目途とした耐震化推進計画を策定し、学校(園)の耐震化に取り組んでいます。しかしながら、平成22年(2010年)度末における耐震化整備については、小・中学校の耐震化率で52.2%と全国平均の78.0%を大きく下回っています。こうしたことから、今後とも、国や県の支援策を有効に活用し、さら



なる事業の前倒しを図るなど、子どもたちが安全で安心できる教育環境の整備を進めていくことが急務となっています。

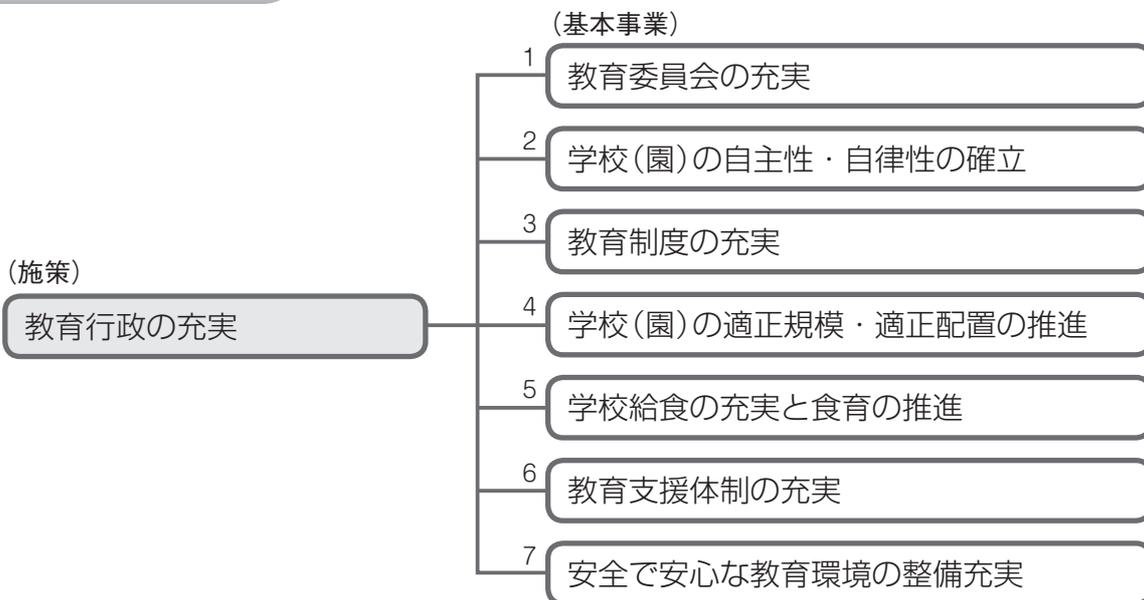
10 全国的に、学校(園)への不審者の侵入による事故・事件が多発している状況にあり、子どもの安全を守る対策が特に求められています。また、遊具等の設備の点検・整備に努め、事故の未然防止を図っていく必要があります。

平成17年(2005年)にアスベストによる健康被害が全国的な問題となったことから、本市の学校(園)において、すべての施設のアスベスト調査を実施し、除去工事を行い安全の確保を図りました。こうしたアスベストやホルムアルデヒド\*等によるシックハウス症候群\*への対応など、今後も子どもの健康を第一とした施設の整備に取り組んでいく必要があります。

## 基本方針

地方分権時代にふさわしい、より地域に根ざした教育行政を展開するため、保護者、地域住民、関係諸機関との連携を図りながら、教育委員会の活性化を図っていきます。また、本市の教育環境を整えるため「鳴門の学校づくり計画」に基づいた学校(園)再編に取り組むとともに、豊かでより質の高い、安全で安心な学校給食を実施し、学校を中心とした食育の推進や地産地消の推進に努めます。さらに、学校教育や社会教育における教育支援体制の構築を図るとともに、安全で安心な教育環境の整備充実を図ります。

## 施策体系図



## 主要な施策の内容

### 1 教育委員会の充実

#### (1)教育委員会の活性化

- ①教育相談窓口等の開設を行い、開かれた教育行政を一層推進します。
- ②教育委員と現場教員や教育関係団体との意見交換会や懇談会を実施するとともに、教育委員の学校訪問等の拡充を図ります。

## (2)教育委員会組織と指導体制の充実強化

- ①教育委員会指導主事等の専門的職員の配置を充実します。
- ②学校(園)の裁量権の拡充、事務等の合理化・負担軽減など、自主的な学校(園)運営の促進を図ります。

## (3)教職員の人材確保と待遇の改善

県教育委員会に対し、有能な教職員の確保と適正な人事異動を強く要望するとともに、臨時教員の人材確保と待遇の改善に努めます。

## 2 学校(園)の自主性・自律性の確立

### (1)開かれた学校(園)づくりの推進

地域に開かれた学校(園)づくりを進めるため、学校(園)運営の透明性を確保し、保護者や地域住民の意向を把握し、それを反映した教育活動に努めます。

### (2)学校(園)評議員制度の充実

幼稚園、小・中学校に導入している学校(園)評議員制度のあり方を検討し、実効性のある制度に再構築します。

### (3)学校(園)評価システムの充実

学校(園)運営や教育活動の改善を進めるため、学校(園)評価システム鳴門プランを導入し、自己評価や学校関係者評価を実施し、地域に信頼される開かれた特色ある学校(園)づくりに努めていますが、さらに制度の充実を図るため、学校運営に関する外部の専門家を中心とする第三者評価の導入を検討します。

### (4)教職員の資質・能力の向上と相談体制の充実

教職員の研修制度や研修内容の充実を図るとともに、教員評価制度の導入に努めます。また、教職員のメンタルヘルス\*への支援を行います。

## 3 教育制度の充実

### (1)二学期制の充実

二学期制についての適正な評価を行い、これまで以上に創意工夫した教育活動のあり方を研究し、二学期制が充実したものになるような取り組みを進めます。

### (2)通学区のあり方

通学区のあり方について検討し、本市の実情に即した通学区を設定します。

## 4 学校(園)の適正規模・適正配置の推進

少子化の進行による子どもの数の減少や教育環境の変化、学校(園)教育の中・長期的なあり方などの状況をふまえたうえで、本市における教育の質を高めるという観点に立ち、学校(園)の適正規模・適正配置を推進します。

具体的には、本市の学校再編計画である「鳴門の学校づくり計画」に基づき、各学校の置かれた状況を見定め、適時性を考慮した再編を進めるため、保護者及び地域の方々との話し合いを積極的に進めていきます。

## 5 学校給食の充実と食育の推進

### (1)学校給食の充実改善

幼稚園、小・中学校の完全学校給食を今後も実施するとともに、総合的に市内の学校給食のあり方とその運営方法、実施体制を検討し、センター方式(共同調理場方式)への移行を基本とする整備計画を推進します。



## (2) 献立内容の充実と地産地消・食育の推進

- ① 園児・児童生徒へのアレルギー対応や学校給食を通じた生活習慣病等の予防・対策など、家庭、学校、関係機関が連携した取り組みを進めることにより給食内容の充実を図り、子どもたちの望ましい食習慣の形成や食に関する理解を促進します。
- ② 子どもたちが学校給食を通じて、より身近に地域の自然、食文化、産業等について関心を持ち、また、理解を深める事ができるよう鳴門の特産物を中心に地域の特産物を使った料理や、徳島県の郷土料理を学校給食の献立に取り入れ地産地消に積極的に取り組みます。なお、毎月19日を「なると学校食育の日」とし、給食献立を活用した食育を重点的に推進します。

## 6 教育支援体制の充実

### (1) 教育の情報化の推進

- ① 情報教育機器の整備・充実に努めるとともに「鳴門市教育の情報化推進協議会」による情報教育に関する研究・研修を一層促進します。
- ② 学校におけるインターネットや校内LAN\*の活用を促進するとともに、ICTを活用した情報教育を推進し、児童生徒の情報活用能力の育成に努めるとともに、インターネットやネットワーク利用における情報モラルやセキュリティについての教育を進めます。

### (2) 教職員研修及び教育研究の推進

教職員の研修環境、研修体制及び研修内容の充実に努めるとともに、教育内容や指導方法等の調査・研究を推進します。

### (3) 外国語指導助手招致事業の活用

外国語指導助手(ALT)の確保を図り、小学校外国語活動ならびに中学校の英語教育の充実と国際理解教育のより一層の推進に努めます。

### (4) 不登校問題適応相談事業の充実

いじめや不登校問題等に起因する子どもの居場所としてのうず潮教室で、その未然防止、早期発見、早期対応を基本とし、子どもの状態にあった自主活動やグループ活動を通じ、子どもが自立し、学校復帰できる支援体制の整備と活動内容の充実を図ります。

### (5) 安全確保対策の推進

- ① 各中学校区で補導員連絡協議会を組織し、地域ごとに計画的・組織的な防犯、補導活動に努めるとともに、鳴門警察署及び鳴門市防犯協会と連携し、各学校(園)での「誘拐防止教室」や「不審者侵入時対応訓練」等を実施します。
- ② 保護者・学校・地域及び関係機関が不審者情報の共有を図り、事件や事故等の未然防止に努めるとともに、通学路等の安全点検の実施や「安全マップ」の作成など、子どもの安全確保に努めます。
- ③ 登下校時の子どもの安全対策として、地域のボランティアの方々によるスクールガードを小学校区単位で配置しており、今後さらに、その活動内容の充実と支援を行います。

### (6) 青少年の非行防止活動の推進

- ① 学校や関係機関と連携を図り、効果的な補導活動を実施するとともに、問題のある児童生徒については、補導後も適切な継続指導に努め、生活の確立と学校生活への早期復帰を支援します。
- ② 青少年への有害図書等の回収ポストの設置などによる有害環境浄化活動の推進を図ります。
- ③ 活動概要「みちびき」や「はまぼう」等の広報誌を通じ、非行防止や健全育成の広報

活動を積極的に推進するとともに、「うずっ子ダイヤル」の活用など、子どもの悩みに対応できる相談体制づくりに努めます。

#### (7)学校と地域社会の連携による教育支援の充実

- ①学校現場を支援するため、保護者、スポーツ指導者、伝統文化継承者、さらに企業等の専門家など、地域住民の方々による教育ボランティア制度を導入・拡充します。
- ②家庭訪問や地区懇談会、地域ぐるみの学校行事、PTA活動の活性化など、学校と地域の方々との交流をさらに深め、家庭や地域の教育力を高めるとともに、学校経営に生かした取り組みを推進します。
- ③総合学習を中心として、積極的に地域教材を取り入れるとともに、インターンシップ\*やボランティア活動など、校外活動の充実を図ります。また、病院や老人ホーム、地域の団体などとの交流活動や地域の自然環境との関わりを大切にする取り組みを進めます。

### 7 安全で安心な教育環境の整備充実

#### (1)学校(園)施設の整備・充実

- ①幼稚園・小中学校の耐震化推進計画に基づき、校(園)舎や屋内運動場の耐震診断を計画的に行い、耐震化対策工事を順次進めます。
- ②老朽化施設について、耐震整備とあわせ、大規模改造や改修・改築工事を進めます。
- ③地球温暖化\*対策への貢献、クリーンエネルギー、防災面、環境教育などの観点から、耐震化の完了した校舎を対象に、国費を活用した太陽光発電装置の整備を検討します。

#### (2)学校(園)の防犯対策整備の充実

不審者対策など学校の防犯強化のため、順次、門扉・フェンス・防犯灯などの整備を図るとともに、防犯ブザーや緊急通報用インターホンの設置・更新を計画的に進めます。

#### (3)子どもの健康・安全対策整備

衛生的で環境にやさしい施設の整備に努めるとともに、遊具や器具等について、点検・整備を行い、安心して活動できる環境づくりを進めます。

#### (4)学校(園)の危機管理対策の推進

学校(園)内外の危険箇所の早期発見に努め事故の未然防止を図るとともに、各学校(園)の危機管理マニュアルの継続的な見直しや周知徹底を行います。また、安全点検や防災訓練などを計画的に実施するなかで、児童・生徒自身及び教職員の危機管理・防災意識の醸成を図ります。



誘拐防止教室の様子





(2)学校教育(①幼稚園教育)

## 02 幼稚園教育の充実

～元気な体と豊かな心を育てるまち～

### 現況と課題

- 1 本市には、各小学校に併設された18の公立幼稚園(うち1園休園)と私立幼稚園が1園あり、市立幼稚園では、基本的に4・5歳児を対象とした2年保育を実施しています。平成23年(2011年)5月現在、園児数は774人で、4・5歳児の85%以上が就園しており、就学前教育の場として定着しています。
- 2 近年の急速な少子化や共働き世帯の増加といった社会構造の変化にともない、地域や保護者のニーズが多様化する一方、家庭や地域の教育力の低下も目立っています。こうしたなか、幼稚園の役割は多岐にわたり、時代の変化に対応した教育が求められています。今後においても、保育所や小学校との連携を強化することや併設園の特性を生かすとともに、義務教育をも見通した幼稚園教育を進める必要があります。
- 3 少子化の進行により、公立幼稚園に就園している園児数は、昭和55年(1980年)度の2,006人から、平成23年(2011年)度には774人となり、約62%減少しており、今後さらに減少することが予測されています。このように将来、園の小規模化は一層進み、多様な教育活動を展開するうえで支障をきたすなど、幼稚園運営により深刻な課題が生じることが懸念されています。
- 4 文部科学省は、教育基本法及び学校教育法の改正を受け、平成20年(2008年)3月に「幼稚園教育要領」を告示し、①発達や学びの連続性をふまえた幼稚園教育の充実、②幼稚園生活と家庭生活の連続性をふまえた幼稚園教育の充実、③子育ての支援と預かり保育の充実の3点を今後のめざす方向性として示しました。こうした動向を受け、県においては、平成21年(2009年)3月に「徳島県幼児教育振興アクションプラン」を策定し、幼稚園におけるこれまでの取り組みを見直し、幼稚園教育のさらなる充実に向け、より一層計画的・具体的な取り組みを進めることが求められています。
- 5 特別な支援を必要とする幼児に対し、早期から支援が行えるよう、早期発見に努めるとともに、すべての教員が特別支援教育に関する専門性の向上を図り、幼児一人ひとりに応じた適切な指導及び必要な支援を、計画的・組織的に行う必要があります。
- 6 また、幼稚園教育が小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼稚園における「学び」の成果を小学校教育につなげていくことが重要です。このため、小学校や保育所との連携を深め、教員同士が相互理解を図りながら、発達の学びの連続性を見通しをもって接続期の教育課程のあり方を検討するなど、接続を円滑にすることが求められています。
- 7 県下に先駆けて、昭和57年(1982年)度から預かり保育(午後保育)を開始しています。また、平成20年(2008年)3月に告示された「幼稚園教育要領」に預かり保育の充実が明示されたことを受け、本市における預かり保育のあり方を見直すとともに、預かり保育の

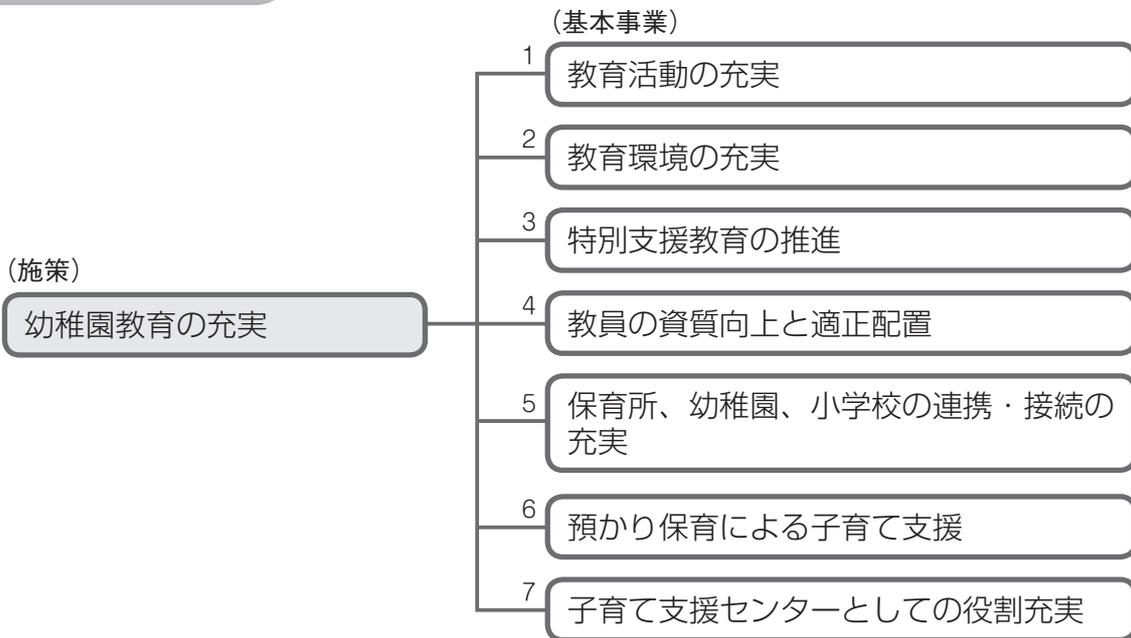
実施に関する条例を制定し平成22年(2010年)4月より施行しています。現在、公立幼稚園の12園において、長期休業日も開設し約54%の園児が利用しており、その内土曜日の開設は4園であったのが、平成23年(2011年)度から1園増やし5園で実施するなど、保護者や地域社会のニーズに応え、預かり保育の内容の充実を図っています。しかし、運営については、就労や育児不安等の保護者が増加の傾向にあり、希望者増加や実施時間延長等の要望にともなう、保育担当者の勤務体制や施設設備において課題が生じています。さらに、小規模園における預かり保育のあり方を検討する必要があります。

8 国において、幼保一体化を含む子ども・子育て支援に関する基本方針が策定され、市町村においては、国による制度改正及び基本方針をふまえ、地域における満3歳以上の共働き家庭の子どもの状況など、地域の実情等に応じて、必要な幼稚園、保育所、こども園(仮称)等を計画的に整備することが求められています。

### 基本方針

幼児期は人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期であり、幼児一人ひとりが心豊かでたくましく生きる力の基礎を育むことができる教育環境の整備を行います。また、地域や保護者のニーズに応え、時代の変化に対応した教育の推進を図るとともに、将来を担う子どもたちの育成のため、地域や保育所・学校と連携した一貫性のある教育を進めます。

### 施策体系図



### 主要な施策の内容

#### 1 教育活動の充実

子どもの発達段階に応じた教育内容や方法を明らかにし、計画的な教育活動を推進します。学校教育のはじまりとしての幼稚園教育の重要性を再認識し、幼稚園教育要領に即して教育課程の編成を行い、教育内容の充実に努めます。また、幼児を取り巻く現状をふまえ、規範意識及びコミュニケーション能力を育成するとともに、基本的な生活習慣の自立



を図る教育を推進します。さらに、思いやりの心、家族を大切にしようとする気持ち、自制心及び善悪の判断といった心の教育を推進します。

## 2 教育環境の充実

新しい教育内容・方法に対応した環境づくりや子育て支援活動等、弾力的な幼稚園運営が行えるよう施設・設備等の充実に努めます。

## 3 特別支援教育の推進

教員の専門性を高める研修に努め、幼児の発達や障がいについて正しく理解し、幼児一人ひとりの支援の方法を明確にし、個別の指導計画及び個別の教育支援計画を作成するなど、特別支援教育の充実に努めます。

## 4 教員の資質向上と適正配置

- ①専門性の向上や多様化するニーズに応えるための実践的研修の強化に努めるとともに、研修機会の充実に努めます。
- ②幼稚園設置基準に即した適正な教員の配置に努めるとともに計画的な教員の採用に努めます。

## 5 保育所、幼稚園、小学校の連携・接続の充実

### (1)保育所と幼稚園の連携

多様化する保育ニーズに対し、少子化が急速に進む地域については、乳幼児の子どもの健やかな成長を推進する観点から、幼保の一体化について検討します。

### (2)幼稚園と小学校の連携

- ①小学校への円滑な接続のため、入学前後の指導方法及びカリキュラムの工夫・改善を図ります。
- ②教員の人事交流及び合同研修、合同活動等を実施し、理解を深め合う工夫をします。

## 6 預かり保育による子育て支援

- ①預かり保育については、教育課程終了後に行う教育活動ということをつまみ、運営にあたっての人員確保と適切な指導体制を整備します。また、事故や災害発生時に対応できる協力体制や危機管理体制を整えます。
- ②教育課程に基づく活動を考慮し、ボランティアをはじめ地域のさまざまな資源を活用しつつ、多様な体験ができる教育計画を作成します。

## 7 子育て支援センターとしての役割充実

- ①専門家による教育相談の実施や未就園児開放事業の充実に努めます。
- ②大学や専門機関等のアドバイザー、カウンセラー、地域の育児経験者などの多様な人材を活用し、地域力を活かした子育て支援の充実に努めます。

(2)学校教育(②義務教育)

## 03 義務教育の充実

～質の高い教育を進めるまち～

### 現況と課題

- 1 平成23年(2011年)5月現在、本市には小学校18校(内1校は休校)、中学校6校と1分校があり、児童数は3,070人、生徒数は1,608人となっています。平成30年(2018年)には、児童数が2,379人(約23%減)、生徒数が1,319人(約18%減)となることが予測され、今後ますます児童生徒数の減少が進みます。
- 2 学級編成についても、複式学級編成の小学校が増えつつあり、平成23年(2011年)度現在、国が示す基準では5小学校1中学校で10学級となりますが、複式解消のための加配教員の配置などにより、2小学校1中学校6学級となっています。
- 3 こうした小規模校の学校では、子ども同士で切磋琢磨する機会が減少し、人間関係や交友関係が固定化したり、集団活動や部活動においても十分な活動ができにくくなってきているなどの影響が出ていると考えられます。さらに今後、学校の小規模化が進むと、多様な教育活動に支障をきたし、学校運営に、より深刻な課題を抱えることが懸念されます。
- 4 多様化、複雑化する教育の諸課題に適切に対応するため、本市では、二学期制の導入や通学区の弾力化を行うとともに、学校ごとに地域の特色を生かし、創意と工夫を凝らした教育活動を展開しています。特に、ゆとりある学校生活の中で「生きる力」を育むため、児童生徒が自ら課題を見つけ、自ら考え、判断し、主体的に課題を解決していく力を養うとともに、人間性豊かな子どもの育成に努めています。さらに、子どもたち一人ひとりを大切に学習指導を行うため、各授業の工夫・改善を図り、少人数学習やT・T(チーム・ティーチング)指導\*などを導入し、個に応じた学習を展開することにより、基礎基本を身につけることを徹底するとともに、それらを活用する力を育成するために、個に応じた学習を展開しています。
- 5 国際化への対応、急速な情報化社会の進展への対応を図るため、ますます、情報教育や国際理解教育が重要となっているとともに、環境教育や食育などのさまざまな学習活動の充実が求められるなど、子どもたちが21世紀をたくましく生きていくための新しい学校教育が要請されています。このようななか、子どもたちが「確かな学力」を身につけ、「豊かな心」を育むことができるよう教育環境や教育活動の充実に努める必要がますます高まっています。
- 6 これまでの障害児教育は、平成19年(2007年)4月の学校教育法の改正により、特別支援教育に移行しました。特別支援教育は、発達障がいも含め、障がいのあるすべての子どもを対象とするものであり、障がいのある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行うことに重点が置かれています。幼稚園や小・中学校、高等学校の通常の学級に在籍する発達障がいのある子どもも含め、より多くの子どもたちの教育的ニーズに対応し、個別の指導計画・教育支援計画の作成などきめ細やかな教育を推進していくことが求められています。



7 各学校・園では、特別な教育的支援を必要とする子どもたちが自立し、社会参加するために必要な力を培うため、子どもたち一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その可能性を最大限に伸ばし、生活や学習上の困難を改善または克服する適切な指導及び必要な支援を行っています。今後、教育と福祉・保健・医療の関係部局等が連携を図りながら、障がいのある子どもの教育相談・支援を乳幼児期を含め早期から行う必要があります。

■児童・生徒数の推移(各年5月1日現在)

	小 学 校			中 学 校		
	学校数	学級数	児童数	学校数	学級数	生徒数
平成19年	18	157	3,371	6	60	1,666
平成20年	18	161	3,322	6	65	1,662
平成21年	18	161	3,259	6	62	1,688
平成22年	18	153	3,138	6	64	1,660
平成23年	18	156	3,070	6	66	1,608

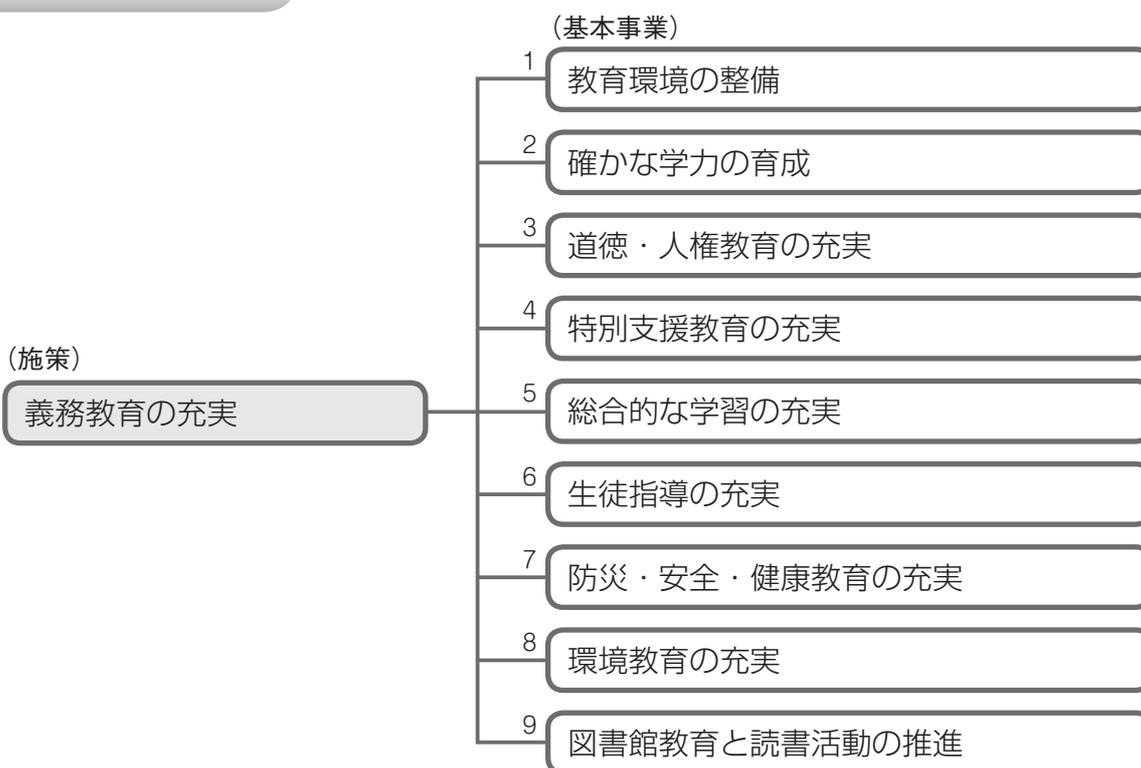
(注) 島田小学校は平成22年度から休校

(資料：学校教育課)

基本方針

一人ひとりの個性と能力を尊重し、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決することのできる「生きる力」を育む教育活動を展開し、社会性及び自己肯定感の育成と自己実現を支援する教育を推進します。また、人権尊重の態度や行動を育てる人権教育に取り組むとともに、規範意識や倫理観、公共心や人を思いやる心と健やかな体を育む教育の推進に努めます。そして、郷土を愛し、誇りに思う心を育む教育や国際社会に生きる日本人としての自覚を育てる教育を推進します。

施策体系図



## 主要な施策の内容

### 1 教育環境の整備

- ①新しい学校図書館システムに移行するとともに、引き続き学校図書館サポーターを配置し、図書環境の充実を図ります。
- ②幼稚園、小・中学校においてインターネット環境などの活用を推進し、教育に関する情報の共有化や事務の効率化を図ります。

### 2 確かな学力の育成

「わかる授業」を推進するための指導法の研究・改善を行い、基礎的な知識及び技能の習得と、これらを活用する力の育成を図ります。また、個に応じた教育を推進するため、T・T(チーム・ティーチング)指導や少人数指導を積極的に取り入れます。

### 3 道徳・人権教育の充実

- ①体験学習を重視した道徳教育に取り組み、人や自然に対する優しさや思いやりの心など、豊かな人間性を育むとともに、日常生活における基本的な生活習慣、望ましい人間関係を育みます。
- ②「人権」の項(P.81)参照

### 4 特別支援教育の充実

- ①特別な支援が必要な子どもたち一人ひとりの教育的ニーズに的確にこたえる指導・支援ができるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場を用意し、個別の指導計画及び個別の教育支援計画に基づく教育的支援を進めます。
- ②一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を保障する就学先を決定するため、就学相談・就学指導の充実を図ります。
- ③研修等により教職員の専門性の向上を図るとともに、「特別支援教育支援員」の配置や「特別支援教育サポーター(学生ボランティア)」の活用を進め、校内支援体制の充実を図ります。
- ④特別支援地域連携協議会を活用し、教育と福祉・医療の関係部局等が連携を図りながら、地域全体で障がいのある子どもの多様な教育的ニーズに応じたきめ細かい支援を進め、早期からの継続・一貫した支援の充実を図ります。

### 5 総合的な学習の充実

- ①児童・生徒が自ら課題を見つけ、取り組み、解決する力を養うため、体験的・問題解決的な学習を取り入れるなど、学習内容の充実を図ります。
- ②伝統文化を尊重するとともに、郷土を愛し、誇りに思う心を育む教育を推進します。
- ③外国語指導助手招致事業などの推進により、豊かな国際感覚とコミュニケーション能力を身につけた「世界へはばたく子ども」の育成をめざして、発達段階に応じた国際理解教育や外国語教育の充実を図ります。
- ④鳴門教育大学と連携し、外国人留学生との交流学习を通して国際理解に努めます。
- ⑤各教科や総合的な学習の時間などにおいて、コンピューターやインターネットの積極的な活用を図るとともに、教職員研修の充実に努め、児童・生徒の情報活用能力を育成します。
- ⑥地域の施設や地域の各種団体との連携を図りながら、地域に根づいた地域福祉教育を



推進します。

- ⑦ボランティア活動など生活体験・社会体験学習を積極的に取り入れ、思いやりの心を持った児童・生徒を育てます。

## 6 生徒指導の充実

保護者・地域・関係機関と連携・協力しながら、相互信頼に基づいた生徒指導の充実に努めます。

## 7 防災・安全・健康教育の充実

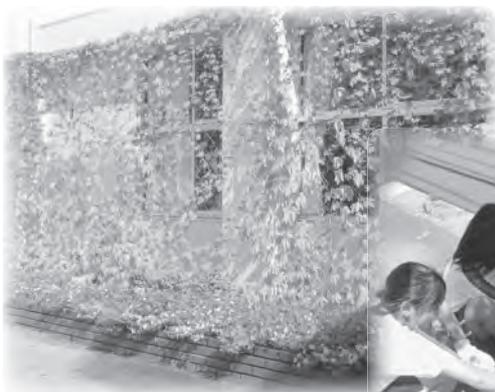
- ①児童生徒が自らの安全を守るための実践的防災対応能力の育成と、防災時に互いに助け合うための防災ボランティア精神の向上を図ります。
- ②保健指導の充実を図るとともに、児童生徒が自分の健康を自分で守ることができるよう、健康の保持・増進に必要な知識・技能の修得に努めます。
- ③交通安全道徳の高揚を図るとともに交通規則の遵守を実践できるよう、交通安全教育の徹底に努めます。
- ④児童生徒の実態に応じて運動、スポーツに親しむことで身体的能力の基礎を養い、積極的に体を動かす機会をつくるなど、教育活動全般を通して子どもの健全な成長・発達を図ります。

## 8 環境教育の充実

- ①ごみの分別、リサイクル化を目標に、ごみ減量の行動計画を定め、リサイクルによる総量的なごみ減量を推進します。特に、給食残食の発生の抑制に努めるとともに、各校の実情に応じて生ごみ処理の再検討を行い、EM菌の活用による堆肥化などのリサイクルを図ります。
- ②教職員と児童生徒が一体となって、環境ISO\*のマネジメントサイクルの手法により、環境学習・環境保全活動を実践していく「なんと環境スクール」を進めます。

## 9 図書館教育と読書活動の推進

新しい学校図書館システムに移行するとともに、引き続き学校図書館サポーターを配置し、学校図書館運営の支援を行い、活性化を図るとともに、読書に親しむ習慣が身につくよう、朝の読書活動や読書の日などの定着に努めます。



緑のカーテン



ALTとの外国語活動の授業の様子

ロードアドプト活動状況

前期基本計画(分野別)

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

### (3)大学連携

## 04 大学連携の推進

～大学とともに学び、向上するまち～

### 現況と課題

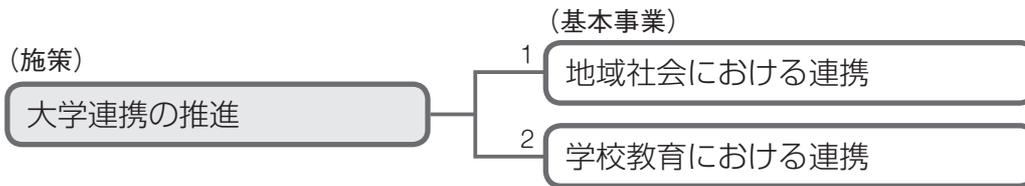
- 1 鳴門教育大学は、地域とともに歩む開かれた大学として、付属施設の開放や地域住民などを対象とした公開講座の開催、留学生と地域住民や小・中学生の国際交流など、さまざまな分野で本市との交流・協力関係を築いてきました。
- 2 本市の設置する各種審議会や委員会などへの大学教員の参画、教職をめざす学生が実践的指導力を培えるよう市内の幼稚園・小・中学校で受け入れるフレンドシップ事業など、さまざまな分野で連携協力を図ってきました。
- 3 平成12年(2000年)6月には、「相互協力関係の充実強化に関する意向書」を締結し、平成14年(2002年)度には、「鳴門市教育委員会と鳴門教育大学との連携強化の覚書」を交わすなど、本市の教育及び教員養成に関わる諸問題への対応や教員の資質向上を図るために、市教育委員会と大学が連携・協力して、本市の設置する各種審議会や委員会などへの大学教員の参画、教職をめざす学生が実践的指導力を培えるよう市内の幼稚園・小・中学校で受け入れるフレンドシップ事業など、さまざまな分野で連携に取り組み、次代を担うひとづくりを進めてきました。さらに、平成20年(2008年)には、「鳴門教育大学教職大学院」が設置され、「鳴門市と国立大学法人鳴門教育大学との連携協力に関する協定書」も締結されるなど、今後においても、協力関係を一層深めることが求められています。
- 4 県内には、徳島大学、四国大学、徳島文理大学等が、さらに、四国内、近畿圏等比較的近距离に数多くの大学があり、さまざまな専門分野の課程があるなど、教育内容も豊かで恵まれた環境にあります。
- 5 今後、社会経済情勢の変化や多様化する市民ニーズに対応していくため、文化遺産及び歴史資料などの共同研究事業、インターンシップ\*事業、教育・文化フォーラム、特別支援教育サポーター、部活動等支援ボランティア、協力校実習などの具体的活動やそれぞれの得意とする分野を活かした協力事業を通じ、各大学と連携を一層強化していくことが求められています。

### 基本方針

教育・文化・環境・国際交流・福祉など、さまざまな行政分野において、鳴門教育大学をはじめとする近隣の各大学の教育力を活用し、より緊密な相互協力関係を築いていきます。また、本市の教育及び教員養成に関わる諸問題への対応や教員の資質の向上を図るため、連携・協力して実践的な研究及び活動を推進します。



## 施策体系図



## 主要な施策の内容

### 1 地域社会における連携

#### (1)文化遺産及び歴史資料等の共同研究

本市のさまざまな文化遺産や歴史資料など、郷土の文化の大切さを子どもたちに教えるとともに、共同研究などについても検討し、地域文化の向上を図ります。

#### (2)生涯学習事業及び教育文化講演会等の開催

市民の教養を高め、地域文化の向上や現職教員などの研修に資するため、鳴門教育大学が提供する公開講座や教育・文化フォーラムなどのシンポジウム・講演会の開催を積極的に支援します。

#### (3)国際交流活動の推進

鳴門教育大学の外国人留学生に対し、日本文化・日本事情体験プログラムなどで実際に学外で体験する機会を与え、日本文化や日本人の心の理解を深めるとともに、鳴門市国際交流協会を通じ、餅つきやどんど焼きなどの日本文化体験交流、生活用品の留学生への貸し出しなど、国際交流活動の推進を支援します。

#### (4)各種審議会や委員会等への大学教員の参画

教育研究資源の活用と地域の教育文化向上のため、各種計画策定における審議会委員、研修会講師、ワークショップやフォーラムの進行役などに鳴門教育大学などの教員の参画を促進します。

#### (5)地域活動への参画

地域生活に密着した青少年育成活動や高齢者を対象とする生きがいづくりの活動など、地域活動に積極的に参画するよう働きかけていきます。

### 2 学校教育における連携

#### (1)次代を担うひとづくり

市内のそれぞれの学校において、教員をめざす学生や教員採用試験に合格した学生を受け入れる協力校研修事業(教育実習)やインターンシップ事業のほか、教職大学院教員養成特別コース院生の実習、フレンドシップ事業、特別支援教育サポーターや部活動等支援ボランティア派遣事業など、学生が教師となるための実践上の力を修得する機会を提供します。

#### (2)教育支援講師・アドバイザー及び教員養成実地指導講師の派遣

鳴門教育大学では、学校を単位として開催する校内研修会・教育研修活動などに教員が出向き、講演、専門的活動、授業実践、指導方法の助言などを行う教育支援講師・アドバイザー事業を行います。一方、本市では、市内の幼稚園や小・中学校の経験豊富な現場教師を教員養成実地指導講師として大学に派遣し、授業の一部を担当することにより、学生に対してわかりやすい授業の進め方を指導するなど、大学における授業の質を高め、学生の意欲・関心の向上を図ります。

(3)大学等地域開放事業や体験学習を通じた相互交流

鳴門教育大学の教育機能や施設を広く地域社会に開放し、地域の子どもたちを受け入れる体験活動や、市内すべての小学校で取り組んでいる阿波踊り体験学習への大学の参加などを通じて、子どもたちが多彩な活動を体験できる機会を提供します。

(4)地域一体型教育改善の試み

コンピューターの教育利用をテーマとして、市内の学校や市教育委員会と大学の研究会が相互に連携・協力して教育実践研究を行い、「鳴門市における学校の学びの共同体を創る」ことをめざします。

(5)国際理解教育の推進

市内各小学校に鳴門教育大学の留学生を招き、国際理解教育や国際交流活動を進めることにより、自国や外国文化の良さ、それぞれの文化の違いなどを理解し、相互の価値観を尊重し合える心の育成を図るとともに、国や郷土を愛し平和を願う教育を推進します。



鳴門教育大学留学生との国際交流活動の様子





(1)生涯学習

## 01 生涯学習の推進

～みんなが学ぶことができるまち～

### 現況と課題

1 本市では、生涯学習に関わる事業として、高齢者学級や女性学級をはじめとする各種学級のほか、さまざまな講座等を開設するとともに、社会教育団体の指導育成などを行っています。今後は、それらの生涯学習活動をより効果的に支援するため、学習グループのリーダー養成を推進し、「いつでも」「どこでも」「だれでも」が学べる生涯学習社会の実現に向けた施策を展開していくことが求められています。

これまで生涯学習の推進は、個々人の趣味や教養を高めるためのさまざまな学習機会の提供や場の整備、情報提供などに重点が置かれてきた傾向にあります。今後、社会が急速に変化していくなかで、人々が心豊かに暮らしていくためには、自らの地域社会に目を向け、主体的に関わることができる人を育むとともに、学習で得た知識や技術を地域社会で生かし、自立や社会貢献を図ることのできる取り組みが求められています。また、さまざまな学習機会を通して、市民の人権意識の高揚を図るとともに、男女共同参画社会の実現に向けた学習・啓発も進めていく必要があります。

2 少子化、高齢化が進む一方、情報化社会の進展など社会の変化にともない、生涯学習活動の拠点である公民館の果たす役割はますます大きくなってきています。本市では、大規模公民館9館、小規模公民館3館を拠点として生涯学習の推進に努めています。さらに、近年、市民の防災や環境問題への意識の高まりや地域自治活動の活性化にともなう住民のニーズに柔軟に対応するとともに、地域住民の自主的・自発的な活動の促進を図るため、平成16年(2004年)度から大規模公民館では各地区自治振興会やNPO法人\*に公民館業務の一部を委託し、公民館の弾力的な運用を図り、地域に根ざした活動を展開しています。今後、さらに公民館の施設・設備の充実を図るとともに、小規模公民館については地域住民の意見を尊重し、可能なものについては、集会所などそれぞれの役割にふさわしい施設として活用を図る必要があります。

3 娯楽や嗜好の多様化、社会環境などの変化にともない、青少年を取り巻く教育環境の悪化、家庭や地域社会の教育力の低下等が懸念されるなかで、青少年の規範意識や道徳心・自立心の低下といった深刻な状況が顕在化しています。

青少年の健全育成を図るためには、豊かな生活経験や自然体験を通してさまざまな人と関わり、人間関係を築く機会を持つことが重要であり、家庭・学校・地域社会の役割を明確にし、それらの連携によってさまざまな活動機会を提供することが求められています。

本市においては、“地域で子どもを育てよう”のスローガンのもと、社会教育活動としての青少年の健全育成に関する市民の関心は最近特に高くなってきています。これらの市民活力を有効に活用し、その活動を支援するため、学習プログラムや指導者に関する情報提供や、地域の教育施設の有効活用を積極的に推進するとともに、指導者の育成を図ることが今後さらに重要となっています。

さらに、人権尊重社会の実現とあらゆる差別解消を担いする青少年を育成するため、さまざまな機会を通して人権教育・啓発を推進することが重要です。

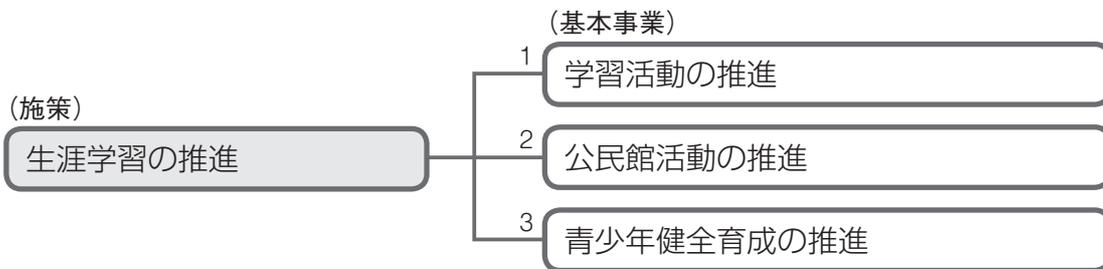
## 基本方針

市民の多様なニーズに合った幅広い学習機会の提供を図ることにより、市民の積極的な学習活動を促進し、人材の育成とともに、地域の教育力活性化に取り組みます。また、生涯学習活動を通して人権意識の高揚を図るとともに、あらゆる学習の場において人権教育・啓発に努め、差別のない明るい社会を築いていきます。

公民館は、生涯学習とコミュニティ活動の中心的な役割を担い、「いつでも・どこでも・だれでも」自由に学べ、集えるよう、公民館の多機能化を推進し、“地域が公民館を育てる”という視点に立って、地域の人材を発掘し、指導者の育成とボランティア活動の促進に努めます。

次代を担う青少年を育成するため、地域社会と一体となって子育て環境を整備し、家庭教育学級の充実を支援するとともに、子どもたちの居場所づくりや体験活動、奉仕活動等の機会提供の充実に努めます。

## 施策体系図



## 主要な施策の内容

### 1 学習活動の推進

#### (1)指導者の育成

市民の生涯学習に関する相談・指導体制を強化するため、社会教育関係職員や社会教育指導員のコーディネート能力などの資質向上に努めるとともに、各種学級・講座や各社会教育団体のリーダー養成を支援するため、指導者研修などを充実します。

#### (2)社会教育団体の育成・支援

社会教育団体の活動をさらに活性化するため、各種機関・団体との連携を密にし、団体相互の協力体制や情報交換ネットワークの強化を図るとともに、団体活動の先進事例や講師に関する情報、活動財源に関する情報の提供に努めます。

#### (3)各種学級・講座の充実

市民による自主的かつ主体的な学習活動の充実・強化を図るとともに、多様な学習ニーズに応えるため、各種学級・講座や生涯学習まちづくり出前講座などの学習内容の充実と学習方法の改善を図ります。

#### (4)人権学習の推進

子どもから高齢者に至るまであらゆる年代層の学習機会を通して、市民の人権意識の高揚を図るとともに、男女共同参画社会の実現も視野に入れた人権学習を今後とも積極的に推進します。



## 2 公民館活動の推進

### (1)施設の整備・充実

地域の生涯学習の拠点として、それぞれ地域に根ざした公民館活動が展開されていますが、その施設の多くが老朽化しており、住民のニーズに十分対応しきれていない面もあることから、今後、段階的に修繕等で施設・設備の改善を図るとともに、小規模公民館については、地域の実情を考慮し、可能なものについては集会所等それぞれ役割にふさわしい施設として使用できるよう検討していきます。

### (2)公民館多機能化の推進

時代の進展とともに地域の実情も変化しており、多様化する地域住民のニーズに応えるため、今後は学習の中に身近な日常生活やまちづくりに関するもの、また、地域の実情に即した課題等を各種学級・講座に組み込み、公民館活動への参加者拡充を図るとともに、地域のコミュニティづくりを支援します。また、地域の各種団体や地域住民の参加を得て、公民館祭りや文化祭などを開催し、地域の連帯意識の高揚を図ります。

## 3 青少年健全育成の推進

### (1)指導者の育成

子ども会指導者養成講座「杉の子学校」及び、各小学校地区でのリーダー研修会の充実を図ることで、子ども会や青少年育成団体の指導者研修に対する支援を強化します。また、高校生や青年リーダーの研修に努めることで、ボランティア精神を培い、次代の指導者の養成を促進します。

### (2)青少年団体への支援

青少年団体への指導者の紹介、各種補助事業等の情報提供や申請手続き、各種交流事業などへの支援を行います。

### (3)地域の教育力向上

「地域で子どもを育てる」をめざして、小学校校区ごとに地域の保護者や青少年育成団体等地域の方々の参画を得て、放課後や休日等に子どもたちがスポーツ・文化活動や学習、地域住民との交流活動を実施する「放課後子ども教室推進事業」を実施します。

### (4)家庭の教育力向上

幼稚園・小・中学校の家庭教育活動が、より効果的に進めていけるように支援します。

### (5)地域団体等の連携強化

社会教育団体・自治組織などと連携して、市内全体の青少年健全育成の強化に努めます。

### (6)成人式の実施

若者が主体的に参画する成人式の実施について検討を行います。



リーダー研修会

(2)図書館

## 02 市民参加の図書館運営の推進

～読書に親しみ知識を深めるまち～

### 現況と課題

- 1 平成13年(2001年)に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が制定され、国や県の基本計画をもとに、本市においても平成17年(2005年)3月に「鳴門市子どもの読書活動推進計画」を、平成22年(2010年)3月に同計画の第二次推進計画を策定しました。子どものための読書推進は大きな課題であり、すべての子どもが自主的に読書活動に取り組むことができる環境整備・充実に努め、子どもたちが豊かな心を育み、生涯にわたって読書に親しみ、自ら学ぶことのできる力の育成をめざす必要があります。
- 2 平成15年(2003年)度からNPO法人「ふくろうの森」に業務の一部を委託し、市民参加による図書館運営を進めたことにより開館時間の延長が可能になるなどサービスの向上に努めています。また、迅速かつ的確な資料提供をめざし、平成19年(2007年)2月に新図書館システムを導入し、インターネットによる蔵書検索や貸出予約が可能になりました。移動図書館車による巡回貸出や、視覚障がい者、高齢者の読書活動を支援するため、一般閲覧室に拡大読書機や自動読み取り機を導入するなど、すべての市民にとって利用しやすい図書館運営に努めています。
- 3 多様化する市民のニーズに的確かつ柔軟に対応し、市民の教養の向上や調査・研究などの活動に資するため、職員の図書に関する知識を一層深めるとともに、利用状況を把握し、バランスの取れた蔵書構成と図書資料、視聴覚資料の整備・充実が必要です。さらに、紙媒体などによる資料・情報と新たにデジタル化された資料・情報を有機的に連携させた「ハイブリッド図書館\*」として充実を図ることが望まれています。乳幼児から高齢者まで幅広い市民の読書活動を積極的に推進し、市立図書館が生涯学習の拠点として、豊かな人生を育むことをめざして蔵書の充実を図るとともに、各種文化団体との連携により文学教室や子ども体験活動、おはなし会活動などさまざまな教育・文化行事を開催するなど図書館活動の活性化を図り、本市の教育と文化の振興に寄与することが求められています。

### ■図書館の状況

(単位：冊、人)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
蔵書数	192,995	195,122	196,929	198,728	202,790
登録人数	6,507	8,818	10,143	11,430	12,560
貸出冊数	175,889	150,988	150,964	188,585	188,013

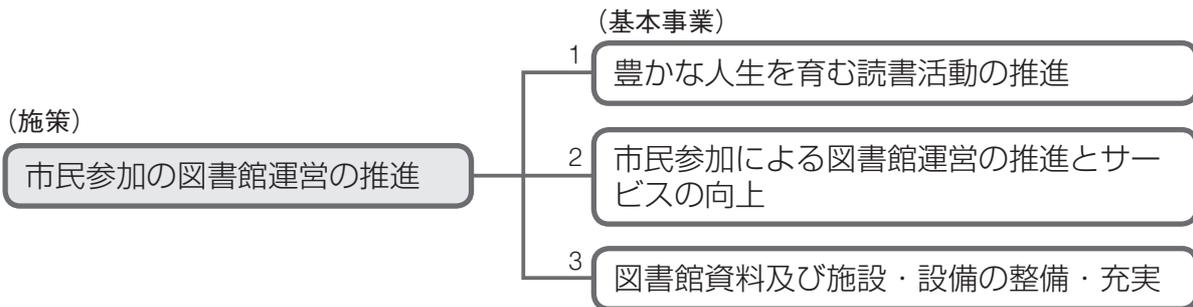
(資料：図書館)



## 基本方針

市民参加による図書館運営を推進し、市民の教養、調査、研究等の活動に資するため、図書館資料の一層の充実と整備を図ります。さらに、豊かな人生を育む読書活動を積極的に進めるとともに、NPO法人\*や各団体との連携により各種文化的行事を行い、本市の教育と文化の振興に寄与します。

## 施策体系図



## 主要な施策の内容

### 1 豊かな人生を育む読書活動の推進

#### (1) 読書環境の整備

豊かな人生を育む読書活動を推進するため、読書環境等の整備を図り、子どもから大人まで、読書振興を図ります。

#### (2) 「鳴門市子どもの読書活動推進計画第二次推進計画」に基づいた読書活動の推進

- ① 学校(園)・家庭・ボランティア団体とより一層の連携を図り、図書館ホームページ「情報ひろば」を活用し、情報の共有化に努めます。
- ② 子どもの発達段階に応じた「おすすめ本」のリスト活用、乳児に絵本の読み聞かせの大切さを伝えるブックスタート事業の支援など、子どもの読書推進に努めます。

### 2 市民参加による図書館運営の推進とサービスの向上

#### (1) NPO法人との協働による図書館運営の推進

- ① NPO法人との協働による図書館業務を進めることにより、図書館運営の充実を図り市民サービスの向上に努めます。
- ② NPO法人や各種文化団体と連携して、おはなし会、子ども体験活動、文学教室などの文化的行事の開催・支援を進めます。

#### (2) すべての市民にとって利用しやすい図書館運営の推進

- ① インターネットによる蔵書検索・貸出予約サービスの充実に努めます。
- ② 移動図書館車による図書館資料の貸し出し、読書相談活動など巡回サービスの向上を図ります。
- ③ 平日の開館時間延長について広く周知し、図書館の利用促進に努めます。

#### (3) 効率的な管理運営

図書館の管理運営方法について、さらなる効率化に向けた検討を進め、利用者へのサービス向上を図ります。

### 3 図書館資料及び施設・設備の整備・充実

#### (1) バランスの取れた蔵書構成と、図書資料、視聴覚資料の整備・充実

- ① 利用者の多様なニーズに応えるため、常に利用状況などを把握し、バランスのとれた蔵書構成に努めます。
- ② 移動図書館用図書及び児童閲覧室の資料、視聴覚資料の充実と整備に努めます。
- ③ 郷土資料の収集と整備に努めます。

#### (2) 市民の教養の向上や調査・研究のための支援の充実

- ① 読書相談や図書案内、電子メールなども活用した調査研究の支援を積極的に行い、地域を支える情報センターとしての役割を果たします。
- ② 鳴門教育大学附属図書館や他の公共図書館との相互貸借により、幅広い図書の提供を行います。

#### (3) 学校支援のための図書館有効活用の推進

- ① 学校図書館資源共有型ネットワークを活用した図書の提供の充実を図ります。
- ② 「総合的な学習」や「調べ学習」に対し図書を提供するとともに、学校図書館主任や担当者、学校図書館サポーターと図書館職員の連携を図り、地域の公共図書館として学校支援を進めます。

#### (4) 「ハイブリッド図書館」の推進

高度情報化社会に対応した図書館機能の充実を図るために、従来の書物・書籍資料などをベースにした図書館と電子図書館としての機能をあわせもつ「ハイブリッド図書館」の推進に努めます。





(3)スポーツ・レクリエーション

## 03 生涯スポーツの振興

～みんなが身近にスポーツを楽しめるまち～

### 現況と課題

- 1 少子高齢化にともない、本市においても人口構造に大きな変化が進み、学校体育、競技スポーツ等における競技人口の減少が見られる一方、生涯スポーツに対し市民の関心は極めて高く、自らの体力づくり、健康管理のためスポーツ・レクリエーション活動のニーズも多様化、多世代化しています。しかし、スポーツの拠点となる施設等の老朽化等による環境整備が遅れていることなどから、市民に対してスポーツを行う機会の提供が十分にできていない現状があります。こうしたことから、本市の競技・生涯スポーツを推進する施策として、計画的な各体育施設の整備が求められています。
- 2 適度に体を動かしたり、ウォーキングや太極拳などの有酸素運動をすることは、生活習慣病の予防や寝たきり防止に役立つと多くの市民が理解してきています。また、市民総参加型スポーツイベントを通じて市民が交流を深めていくことは、市民相互の新たな連携を促進するとともに、一つの目標に向かって、ともに努力し達成感を味わうことにつながり、市民が地域に誇りと愛着を感じるほか、地域の一体感や連帯感などの活力を醸成し、人間関係の希薄化の改善や地域社会の再生にもつながると期待されてきています。
- 3 生涯スポーツ社会の実現をめざし、子どもから高齢者までだれもがスポーツの体験、多世代間の交流、親睦を図りながら、いろいろなスポーツ活動を実践することで自らの体力づくりや健康管理、また、技術の取得・向上に励むことができる総合型地域スポーツクラブの定着を促進する必要があります。

### ■社会体育施設の利用状況

(単位：人)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
鳴門勤労者体育センター	9,036	8,831	11,196	12,347	13,043
鳴門市体操場	15,070	15,481	19,296	19,233	15,942
鳴門市市民会館	18,376	16,496	20,371	22,497	9,833
鳴門市総合運動場	10,464	9,338	9,608	10,077	9,261

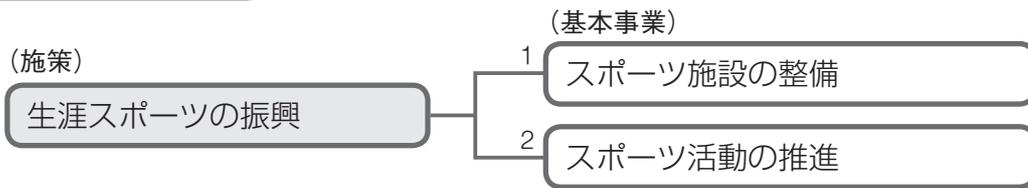
(注)平成22年8月～平成23年2月末まで市民会館休館

(資料：体育振興室)

### 基本方針

本格的な高齢社会の到来により、生涯スポーツの重要性が高まるなか、子どもから高齢者、障がいのある人、だれもがともに、それぞれの体力や年齢、興味、関心、技術の向上など、目的に応じて、「いつでも・どこでも・だれでも・いつまでも」スポーツに親しむことができる「生涯スポーツ社会」の実現をめざします。また、体育協会加盟団体の各競技指導者の育成と確保を図りながら、競技力の向上をめざします。

## 施策体系図



## 主要な施策の内容

### 1 スポーツ施設の整備

#### (1) 体育施設の整備

- ① 既存の体育施設等の維持管理を図りながら有効利用に努めます。
- ② 生涯スポーツの拠点となる各種体育施設の整備について検討を進めます。

#### (2) 学校体育施設等の開放

学校施設を地域住民に積極的に開放し、生涯スポーツの推進を図ります。

### 2 スポーツ活動の推進

#### (1) 生涯スポーツの推進

- ① 市民のだれもがそれぞれの年齢・体力・趣味・目的に応じたスポーツ活動に取り組むことができるよう、総合型地域スポーツクラブ等の支援を進めます。
- ② スポーツ推進委員を育成・活用し、子どもから高齢者まで楽しめるスポーツ・レクリエーション等の普及を図ります。

#### (2) 各種スポーツ大会の充実

鳴門市体育協会加盟競技団体主催による市民体育祭、鳴門クロスカントリー大会、スポーツ少年団スポーツ大会、各種スポーツ大会の開催や支援を積極的に行い、競技力の向上や生涯スポーツの推進を図ります。

#### (3) 競技力の向上及び有能な指導者・選手の育成

各競技における競技力の向上を図るため、体育協会と連携し有能な指導者の確保に努めるとともに、各種のスポーツ教室を定期的に行い、有能な選手の発掘・育成強化に取り組めます。

#### (4) 市民総参加型スポーツイベントの実施

多くの市民が手軽で気軽に取り組めるスポーツなどの機会をつくり、心身のリフレッシュを図り、健康づくりや体力の増進を図るとともに、市民の一体感の醸成を図ります。



鳴門クロスカントリー大会



#### (4)文化振興

### 04 暮らしの中で文化と創造が息づくまちづくりの推進

#### ～暮らしの中で文化が息づくまち～

#### 現況と課題

- 1 本市では、文化施策を総合的かつ計画的に推進することで、暮らしの中で文化と創造が息づき、豊かで活力のある鳴門市の未来を拓くことを目的として、平成18年(2006年)12月に「鳴門市文化のまちづくり条例」を制定しました。平成20年(2008年)3月には、文化振興の指針となる「鳴門市文化のまちづくり基本計画」を策定し、文化のまちづくりをめざした取り組みを進めています。
- 2 平成23年(2011年)5月現在、86団体が加盟している、県内でも有数の伝統と実績を誇る鳴門市文化協会と連携し、芸術祭(文化展・市展・芸能祭・市民文芸の発刊)の開催や市民ギャラリー展の開設など、市民の文化芸術の発表と鑑賞の場を提供し、その活動を支援してきました。また、文化芸術のすそ野を拡大するため、各種文化講座を開催し、幅広く市民が活動に参加する機会の提供に努めてきました。今後、市民による文化芸術活動をより一層活発なものにするためには、「文化のまちづくり基本計画」に基づき、市民の自主性・創造性を尊重し、広く市民や文化関係者の意見を反映しながら、市民がさまざまな活動を行うための機会の提供や文化活動を担う人材・団体の支援を進める必要があります。さらに、情報収集と発信、地域の伝統文化などの継承と発展といった多様な施策を、市民等との協働により推進することが必要です。
- 3 文化会館については、地域文化活動の拠点として、市民が優れた舞台芸術文化に触れることができる機会を提供し、また、市民みずからの出演による舞台芸術発表の場を身近に提供することなどにより、創造的な文化活動を推進してきました。しかし、今後、安定的で継続的な管理と柔軟な発想による舞台芸術文化の充実や稼働率の向上を図るためには、民間の知識や能力の活用が必要になっています。

このため、指定管理者制度を導入するとともに、文化会館を拠点としてこれまで培ってきた市民の舞台芸術活動が継続的に充実・発展できるよう、市として支援する必要があります。特に、市民が手作りで毎年開催してきたベートーヴェン「第九」演奏会の開催は、独創性のある地域文化芸術の創造の面からも重要です。

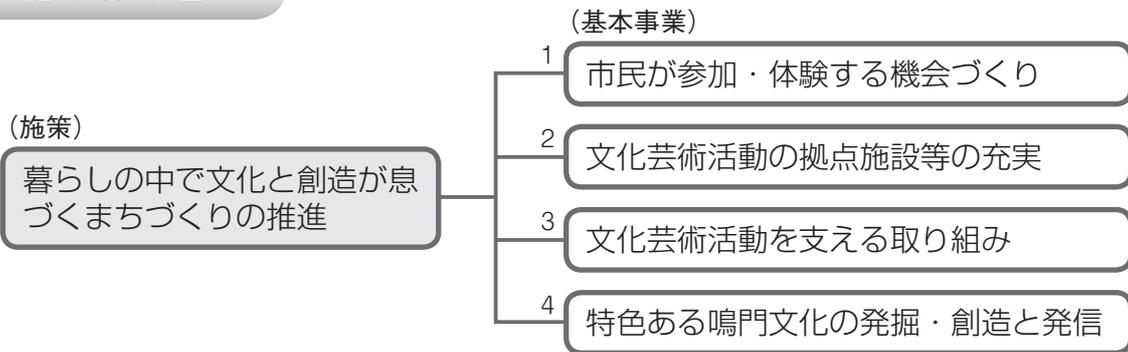
一方、築後30年が経過し、文化芸術振興の中核拠点として、文化会館の舞台・音響・照明等既存施設の整備・改修を長期的な視点で検討するとともに、定期的な施設の保守整備を図っていく必要があります。
- 4 賀川豊彦記念館は、福祉活動や平和運動で、世界的に活躍した「賀川豊彦」の業績を顕彰するために平成14年(2002年)3月に建設されました。平成18年(2006年)度からは指定管理者による管理運営を行っていましたが、さらに運営の効率化やサービスの向上を図るため、平成24年(2012年)度からは、ドイツ館との一体管理による指定管理に移行します。

また、平成22年(2010年)3月に閉館した旧鳥居記念博物館については、本市のシンボルとして市民の愛着心向上を図りながら、効果的な活用に努める必要があります。

## 基本方針

「鳴門市文化のまちづくり基本計画」に基づき、市民の自主性・創造性を尊重し、広く市民や文化関係者の意見を反映しながら、多様な鳴門の文化を保護・発展させるとともに、その成果を経済活動や学術研究・社会生活などに活かし、まち全体の活性化を図ります。

## 施策体系図



## 主要な施策の内容

### 1 市民が参加・体験する機会づくり

#### (1)市民が気軽に参加できる文化行事の開催

鳴門市文化協会との協働による芸術祭(市展・文化展・芸能祭・市民文芸誌発刊)や市民ギャラリー展の開催など、市民が気軽に発表や鑑賞ができる機会を提供します。また、市展において作品の創作を見学・体験できるコーナーを設置するなどの工夫に努め、市民の文化芸術への親しみや理解・関心を高めます。

#### (2)文化芸術に親しむ講座の実施

幅広い分野での「市民文化講座」や「出前講座」を開設し、市民や児童・生徒がさまざまな文化芸術に親しむ機会を提供するとともに、地域の優れた芸術家や文化活動の指導者などによる学習の場を提供します。

#### (3)高度な文化芸術に接する機会の提供

各分野を代表する講師や公演を国内外から招致し、市民が質の高い文化芸術に接する機会を提供します。

#### (4)産学官の連携による文化芸術活動の機会づくり

鳴門教育大学や大塚国際美術館など他の機関・団体と提携して、さまざまな文化芸術と触れあう機会の提供を図ります。

#### (5)すべての市民が文化に親しむ環境づくり

①子どもから大人までさまざまな年代の市民が文化芸術に触れ、文化活動に参加しやすくなるよう、年齢層に応じた文化的ニーズの把握に努め、多様な機会の提供や環境の整備を図ります。

②高齢者や障がい者が文化芸術を楽しむ機会を充実させるため、病院や福祉施設と文化関係団体等が連携して作品展示や創作体験活動を行えるような環境づくりに努めます。

#### (6)文化情報の収集と発信

発表会・公演・個展などの文化行事や文化団体等のお知らせ・募集などの文化情報を幅広く収集し、インターネットや広報誌などを通じて発信することにより、市民の文化芸術活動への参加促進を図ります。



## 2 文化芸術活動の拠点施設等の充実

### (1)文化会館の安定的・継続的運営の確保

- ①舞台を中心としたホールの管理運営ができる民間事業者を指定管理者に選定し、文化会館の安定的かつ効率的な管理運営を図ります。また、文化会館の大規模な補修や改善は市が計画的に行い、継続的に運営ができる環境整備を進めます。
- ②民間の経験を活かした積極的な営業活動や機敏かつ柔軟な運営による稼働率の向上、自主事業の充実が行えるよう指定管理者を指導し、適切な管理運営を行います。
- ③本市はベートーヴェン「第九」交響曲のアジア初演の地であることを誇りとし、NPO法人鳴門「第九」を歌う会とともに「第九」演奏会を開催し、今後とも全国に「第九」初演の地を広く発信することで、「第九」初演の地のブランド化の推進を図ります。
- ④市民の幅広い文化芸術活動の発表の場である芸術祭においても、舞台芸術発表の場として継続して開催できるよう支援します。
- ⑤文化庁やNHKなどに働きかけ、幅広い芸術劇場やワークショップ、優れた舞台芸術や公開録画を招へい・共催するなど、指定管理者の行う文化会館事業の充実を支援します。
- ⑥会館を利用する音楽・芸術・舞踊・芸能等の各文化芸術団体が文化会館を舞台としてさまざまな文化芸術活動が展開できるよう、広報活動や機材の貸し出し等で支援します。

### (2)既存施設等の活用

ドイツ館・賀川豊彦記念館などの既存文化施設や図書館・公民館・学校などの公共施設のほか、民間施設(美術館・病院・介護保険施設・福祉施設・商業施設・空き店舗等)などについても文化活動の場として活用の可能性を検討します。市内のさまざまな施設で文化芸術活動が行われるような環境の整備をめざすとともに、施設の利用に関する情報の提供に努めます。

### (3)文化芸術活動拠点の整備構想

美術・工芸部門の作品の展示及び制作、各種教室などの文化活動が日常的に実施でき、市民が発表の場として使用しやすい小ホール的な機能も備えた、本市の文化芸術活動の拠点となる場の整備について検討します。

## 3 文化芸術活動を支える取り組み

### (1)文化芸術活動を担う人材及び団体の支援

鳴門市文化協会をはじめ、文化芸術に携わる人材や団体の活動を支援するため、文化活動相談窓口を設置します。

### (2)文化芸術活動を支える仕組みづくり

文化行事の準備や運営をサポートする文化ボランティアの育成や、企業等による文化的地域貢献活動、優れた文化活動に対する顕彰制度など、文化芸術活動を支える仕組みづくりに取り組みます。

## 4 特色ある鳴門文化の発掘・創造と発信

### (1)鳴門に息づく文化芸術の発掘と創造

- ①鳴門の歴史や風土に育まれた地域文化を発掘・再認識するとともに、新たな文化芸術の担い手や分野を開拓し、個性あふれる鳴門文化として情報発信します。
- ②鳴門市史現代編の発刊に向けて、歴史資料の収集など編さんの準備を行います。

### (2)鳴門市文化月間

鳴門市文化月間(5月15日から1か月間)は、鳴門市文化展や「第九」演奏会をはじめ

魅力的な文化行事の開催をめざすとともに、協賛のイベントを募集し、幅広く情報発信することで、鳴門市ならではの文化振興月間として定着させていきます。

### (3)文化的な景観や環境の保全と創造

豊かな自然や古くから残る町並みなどの美しい、趣のある景観は文化を育む貴重な資源であることから、その保全及び再生に努めます。また、ドイツとの交流など本市の文化的特性を広場や道路をはじめとするまちづくりに活かし、市民と協働して新たな景観を創造することで、鳴門らしい文化の薫り漂う環境づくりをめざします。

### (4)文化芸術の地域での活用

市民の創作物の商品化やデザインのまちづくりへの活用など、文化芸術活動の成果や特色ある鳴門文化が、地域の産業や観光及び社会の発展に結びつくよう、文化・学術・企業・各種団体等の幅広い分野の関係者から意見・協力を得ながら支援を行っていきます。



鳴門市展



大塚国際美術館 システィーナ・ホールでの「第九」交響曲演奏会





# しっかり安心・快適 住み良い まちづくり

3e1

## 安心して暮らせるまち になると

- (1) 危機管理・防災
- (2) 消防
- (3) 救急
- (4) 交通安全
- (5) 防犯

3e2

## 快適に暮らせるまち になると

- (1) 居住環境
- (2) 市街地
- (3) 上水道
- (4) 道路
- (5) 交通
- (6) ごみ処理
- (7) エネルギー使用
- (8) 消費生活
- (9) 火葬場・墓地

3e3

## 身近に自然を体感できるまち になると

- (1) 自然環境
- (2) 公園・緑地
- (3) 生活排水対策
- (4) 河川・海岸



## (1)危機管理・防災

# 01 災害に負けないまちづくりの推進

～災害に負けないまち～

### 現況と課題

- 1 地震・津波対策としては、今後30年以内に60%程度の確率で発生すると予測されている南海地震、さらには東海・東南海・南海地震の三連動による地震、また、中央構造線系の鳴門断層や鳴門南断層による直下型地震への対策が求められています。  
本市では、これまで平成7年(1995年)の阪神・淡路大震災の教訓を生かした防災体制を整備してきましたが、平成23年(2011年)の東日本大震災においては、津波による被害が甚大であったことから、国や県による地震・津波の想定規模や防災計画の見直しをふまえ、地震・津波対策を強化した地域防災計画の見直しや、防災・災害対策を着実に推進するため設置した「鳴門市防災・災害対策会議」で策定した「鳴門市地震津波対策推進計画」に定めた施策や事業を迅速かつ的確に進める必要があります。
- 2 台風を中心とした風水害・土砂災害については、水防法に基づき、気象情報に注視しながら、洪水、高潮等による水災を防ぐため、河川・海岸等の監視、警戒、防ぎよ措置を講ずるとともに、土砂災害防止法に基づき、県が逐次実施する基礎調査、対象地域となる地域住民への説明会、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定を受けて、対象地域となる地域住民への説明会、土砂災害ハザードマップ\*の作成、地域防災計画への記載、警戒避難体制の整備等を行う必要があります。
- 3 危機管理・防災対策については、平成18年(2006年)に、大規模な自然災害を想定したもの他、武力攻撃やテロなどに対処するため「鳴門市国民保護計画」を策定するとともに、新型インフルエンザや大規模な事故事件など、市民の生命、身体または財産に重大な被害を生じる危機的事態に対処する「鳴門市危機管理指針」を策定しています。危機的事態が生じた場合、または生じるおそれがある場合は、被害を最小限に抑えるため、市民、事業者、行政が一体となり危機管理・防災対策に取り組む必要があります。
- 4 災害に負けないまちづくりのためには、日頃から市民一人ひとりが、常に災害への危機意識と自主防災の意識を持ち、災害発生時に的確に対処できる知識を身につけるとともに、地域の人々が協力して防災活動を行う自主防災会の設立と育成、連携が重要になります。また、毎年実施している総合防災訓練については、自主防災会との連携のもと、各地域の市民や保育所、幼稚園、小学校、中学校をはじめ事業所、社会福祉施設等の参加を募り、全市的規模で実施することにより、市全体で一体となった防災体制を確立する必要があります。さらに、災害発生時には、広域的なボランティア活動が支援・復旧に大きな力となることから、災害ボランティアの育成と受け入れ態勢の整備を行う必要があります。
- 5 災害発生時には、迅速な災害情報の収集と市民及び関係機関への伝達が重要であることから、平成23年(2011年)に全国瞬時警報システム(J-ALERT)を整備し、弾道ミサイル情報などの武力攻撃事態に関する情報、緊急地震速報などの大規模災害に関する情報が市庁舎において瞬時に入手可能となりました。今後は、これらの緊急情報の確実で効率的な伝達方法について、デジタル防災行政無線の整備を検討し、施設やソフト整備を推進する



必要があります。また、災害発生時の避難経路や避難場所を市民とともに確認することや、災害情報の収集や提供など、市民と行政の情報伝達体制を強化する必要があります。

6 災害発生時には、医療機関・ライフライン関係等の事業者をはじめとする各機関・事業者との協定締結を行うなど応援協力体制の整備を図る必要があります。また、大規模災害時に対応するには、現在の消防力では限界があることから県下の消防機関との相互応援協定の締結などを行っていますが、近隣の自治体も被災していることが想定されることから、災害規模などを想定しながらより広域な応援態勢の整備に努める必要があります。

7 防災施設の整備については、地震及び津波想定規模の見直しにともない、防災拠点としての市関連施設、避難所や避難所となる小・中学校施設などの耐震化や施設整備、排水機場・樋門などの水防施設をはじめ、消防団・自主防災会の防災用資機材の整備・助成が必要となります。現在、津波からの一時避難のための津波避難ビルの選定を行っていますが、津波想定規模の見直し結果によっては避難が困難となる地域も想定されることから、津波避難タワー等の設置を含め対応を図ります。

また、大規模災害時に設置する鳴門市災害対策本部は、平成23年(2011年)度に建て替えた本市の災害対策の拠点となる新しい消防本部庁舎に設置することになります。

■気象状況の推移

(単位：mm、回)

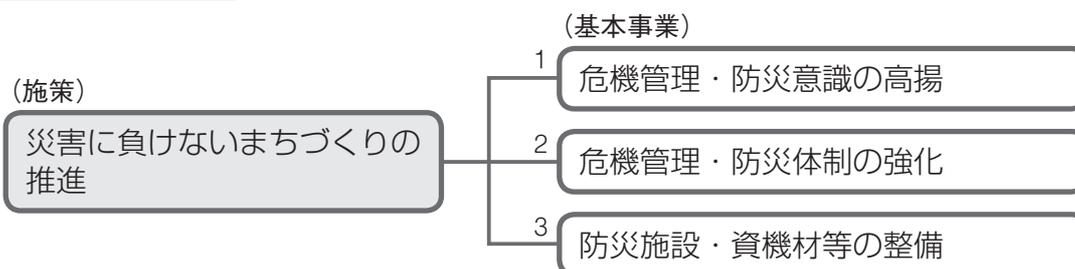
	降水量	有感地震発生回数	気象注意報発表回数	気象警報発表回数
平成18年	1,595.5	3	236	4
平成19年	679.5	7	236	10
平成20年	1,022.5	5	296	10
平成21年	800.0	4	261	10
平成22年	1,012.0	3	324	7

(資料：危機管理室「地域防災計画」)

基本方針

南海地震をはじめとする東海・東南海・南海の三連動地震\*など大規模な自然災害、大規模な事件や事故による危機事態に備えるため、新たな被害想定等に基づき地域防災計画を見直すとともに、防災・災害に関する対策について組織全体で迅速かつ効果的な取り組みを推進するため、新たに設置した「鳴門市防災・災害対策会議」で策定した「鳴門市地震津波対策推進計画」の着実な推進を図るなど、人命を守ることを最優先にした、災害に負けないまちづくりを進めます。

施策体系図



## 主要な施策の内容

### 1 危機管理・防災意識の高揚

#### (1)危機管理と防災意識の醸成

- ①広報紙「広報なんと」、テレビ広報、市公式ウェブサイトを通じて災害に関する情報提供や市が行っている防災対策を広報するとともに、出前市長室や出前講座により災害に関する知識と対策の周知を図り、市民や事業者の危機意識と防災意識の醸成を図ります。
- ②市の災害対策本部員として災害対策に従事する職員一人ひとりが、災害時に適切に判断し行動できるように、危機管理マニュアルの整備、防災研修や訓練を通じて、災害に関する知識と対策の習得を図るなど危機管理・防災意識の醸成を図ります。
- ③保育所や幼稚園、学校の実情にあわせた危機管理マニュアルの見直しと適切な運用を行うとともに、施設等の安全点検や防災訓練など計画的に実施するなかで、児童・生徒の危機意識・防災意識の醸成に努めます。

#### (2)防災点検・訓練・指導の強化

- ①山崩れ・土石流などの災害が起こるおそれがある地域については、点検を強化するとともに、県の基礎調査、住民説明会等による土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定を受けて、ハザードマップを作成し、地域住民への周知を行うとともに、警戒避難体制の整備などの取り組みを進めます。
- ②市が実施する総合防災訓練については、災害の規模や内容の想定を見直しながら実施するとともに、主会場以外についても、各地区の自主防災会等の協力を得ながら、地域の住民、保育所、幼稚園、小・中学校、事業所や社会福祉施設などにも参加を呼びかけ、全市的規模で実施し、いざという時の備えと危機意識・防災意識の醸成を図ります。
- ③市内の事業所に対し、防災訓練の実施と危機管理マニュアル・事業継続計画(BCP)の策定を促します。また、不特定多数の人が出入りする施設や危険物取扱施設を管理運営する事業者に対しては、これらに加え日常的な整備・点検の災害時対応マニュアル等の策定を求めます。

### 2 危機管理・防災体制の強化

#### (1)地域防災計画等の着実な推進

- ①地域防災計画に定める防災対策等を着実に推進するために「鳴門市防災・災害対策会議」を設置し、防災対策をはじめとするさまざまな施策や事業の検討を行い、災害への対策を計画的・効率的に推進します。特に、地震・津波対策については同会議で定めた「鳴門市地震津波対策推進計画」に基づき、地震・津波対策のための施策や事業を迅速かつ的確に進めます。
- ②今後30年以内に60%程度の確率で発生すると予測されている南海地震など大規模地震への対策を早期に全庁的・総合的に実施するため、組織機構の見直しによる危機管理体制と職員体制の強化を検討します。
- ③大規模な災害や危機事態に早期の段階から円滑かつ効果的に推進するため、地域防災計画に定める各対策に関するマニュアルの策定、危機管理指針に定める危機管理対応マニュアルを策定します

#### (2)市民による防災活動の推進

- ①地域において、防災意識の啓発、防災活動の推進、災害発生時の対応など、自主防災会の果たす役割は重要であり、組織率100%に向けた取り組みを行うとともに、設立



後の活動への支援・協力を積極的に行います。

- ②家庭での防災意識の高揚や、幼年期から災害予防意識の普及を図るため、婦人防火クラブ、幼年・少年消防クラブの設立や育成、活動への支援を行います。
- ③高齢者や障がい者などの災害時要援護者について、「災害時要援護者避難支援プラン」に基づいた支援を行うには、各地区の民生委員児童委員、自主防災会や地区自治振興会、地域住民の協力が必要となることから、関係者への積極的な働きかけを行います。
- ④災害ボランティア及びコーディネーターの育成・登録、また、災害発生時のボランティアの受け入れ態勢の整備について、鳴門市社会福祉協議会と連携した取り組みを進めます。

### (3)情報伝達体制の整備

- ①全国瞬時警報システム(J-ALERT)による緊急情報を、迅速に市民・保育所、幼稚園、小・中学校、福祉施設等に伝達できるシステムの構築に努めます。
- ②災害情報をはじめ災害に関連するさまざまな情報伝達が可能となるデジタル防災行政無線の整備と活用について検討を行います。
- ③メールや市公式ウェブサイトなどを利用した、市民への災害情報の提供、市民からの災害情報等の収集をはじめ、災害発生時における双方向情報伝達機能の検討を行い、市民・自主防災会・行政等の緊急時連絡体制の整備を進めます。
- ④東日本大震災を受けて地震・津波の想定規模の見直し結果を反映した防災マップ(ハザードマップ)を作成・配布し、避難所や避難経路の周知を図り、安全かつ迅速に避難できるよう情報提供を行います。

### (4)救急救助及び復旧体制の整備

- ①救急救助活動の対象規模に応じて消防職員及び消防団員を円滑に動員できるよう、救急救助体制及び復旧体制を強化します。
- ②消防機関と医療機関の連携を強化し、円滑な救急救助搬送ができるよう協力体制の充実を図ります。

### (5)応援体制の整備

- ①災害発生時には、医療機関・ライフライン関係等の事業者をはじめとする各機関・事業者の協力が必要であることから、想定される事態における協定締結を行います。
- ②大規模な災害発生時には、近隣自治体が被災していることが想定されることから、県内の消防機関等との相互応援協定の締結のほか、県内外の自治体等とのより広域な応援体制の整備を行います。

## 3 防災施設・資機材等の整備

### (1)耐震化・施設整備等の推進

- ①防災拠点施設となる市関連施設、避難所や避難所となる小・中学校施設などについては、耐震化や災害対策設備の整備を計画的に進めます。
- ②排水機場・樋門などの水防施設については、適切な管理や施設の改修を図り、災害の未然防止や発生時に十分な機能を果たせるよう整備に努めます。
- ③幹線管渠やポンプ場など雨水排水施設の整備・改修を図り、適正な維持管理を行うことにより、市街地の浸水防止や雨水排除機能の充実を図ります。
- ④一般住宅については、広報等を通じて、耐震化に関する情報提供を行うとともに、個人木造住宅の耐震診断・耐震改修に対する補助制度の周知を図り耐震化を進めます。

### (2)避難路・避難場所等の整備

- ①市民が安全に避難できるように、自主防災会等と連携したフィールドワークの実施や検討、災害統一標識や標高表示の掲示を行うとともに、災害内容に応じた避難所の適

正配置と施設の充実に努めます。

- ②地震発生時に発生する津波からの一時避難場所として、各地区の自主防災会と連携して津波避難ビルの指定を行うとともに、津波の想定規模の見直しにより避難困難区域が発生した場合は津波避難タワーなどの設置について検討します。

(3)防災用資機材等の整備

- ①消防団・自主防災会が、災害の未然防止や災害発生時に必要とする防災用資機材については、十分な活動が行えるように計画的な整備に努めます。
- ②災害の未然防止や災害発生時に必要となる防災資機材については、定期的に点検整備を実施するなど適切に管理するとともに、土のう・砂・作業用具についても整備に努めます。

(4)備蓄品等の整備

- ①災害発生時に、避難所となる小・中学校等に毛布等を備蓄するとともに、各地区の防災拠点となる公民館などへの、ヘルメットや携帯ラジオ、非常食糧としてのアルファ化米\*・飲料水等の備蓄に努めます。
- ②災害発生時に、市内2か所に拠点取水場所から被災者に必要となる飲料水を供給するため、給水袋等の整備を行います。



総合防災訓練の様子





## (2)消防

# 02 消防体制の充実

～生命(いのち)と財産を守るまち～

### 現況と課題

- 1 平成22年(2010年)の火災発生件数は39件で、平成18年(2006年)～22年(2010年)までは、ほぼ横ばいで推移していますが、高層化・大規模化した建物の火災や、危険物施設の老朽化等による事故の可能性が高まっています。事業所・市民の自主防火管理による予防が防火の基本であり、市民意識のより一層の高揚を図っていく必要があります。
- 2 火災発生時の初期消火や常備消防力を補うため、現在、消防分団及び女性消防分団で47分団、婦人防火クラブが12クラブ組織されていますが、各分団の消防力の充実・強化とともに、各地域における自主防災会の充実と育成が必要となっています。
- 3 平成22年(2010年)度において、本市の防火対象物は2,674か所あり、総数に占める立入検査の実施率は約4%、危険物施設の立入検査率は10%と、いずれも全国平均を大きく下回っており、事業所に対する立入検査や予防査察による防火指導などに努める必要があります。  
また、危険物許認可事務・建築同意・消防用設備指導等の消防法令運用・火災原因調査等を円滑に遂行できる専門的知識・能力を持った職員の計画的な強化育成等に努めるとともに、重大違反對象物の是正・火災原因究明の向上等に努め消防法令適法性の確保を図ることが必要です。
- 4 近年、大規模災害や高速交通網の整備、情報通信技術の発達及び消防広域化などへの対応が求められていることから、消防本部庁舎については、平成23年(2011年)度に災害対策本部機能をもつ新庁舎に建て替えを行い、本市の防災拠点施設として充実を図っていますが、今後も、長期的な視野での施設整備を継続的に検討する必要があります。  
消防救急無線は、電波法関係審査基準の見直しにともない、平成28年(2016年)5月31日までに、これまで使用してきたアナログ無線からデジタル無線に移行することが必要となっていることから、基地局の広域共同整備などについて、県消防無線連絡協議会において検討を進めており、今後、施設の整備、無線機器などの全面更新を計画的に行う必要があります。また、その他の消防設備・機器についても老朽化や消防の高度化にあわせて、計画的に更新・配備していく必要があります。
- 5 消防水利としては、消火栓1,463基、防火水槽100基が設置されていますが、消防力維持のため、設備の維持管理の徹底、消防水利の新設や更新を進める必要があります。

■火災発生件数の推移

	件数	損害額 (千円)	死傷者		焼損面積	
			死者(人)	負傷者(人)	建物(m <sup>2</sup> )	林野(a)
平成18年	34	15,134	1	2	716	38
平成19年	39	11,930	1	2	419	12
平成20年	33	45,769	1	8	862	1
平成21年	36	38,774	0	2	952	11
平成22年	39	31,117	2	2	2,089	3

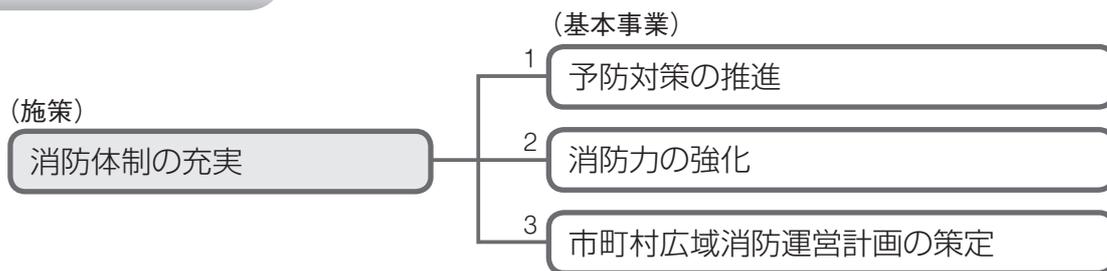
(資料：消防本部)

基本方針

大規模火災の発生要因が多様化するなかで、市民の生命と財産を守るため、消防体制の迅速化高度化を進めるとともに、市民一人ひとりの防火意識の高揚を図り、地域消防力を強化します。

また、複雑・多様化する消防需要に対応するため、新たな広域応援体制の整備について検討します。

施策体系図



主要な施策の内容

1 予防対策の推進

(1)防火意識の高揚

①火災予防や初期消火を図るため各種行事や広報などを通じて市民一人ひとりの防火意識の醸成に努めるとともに、住宅用防災用品などの普及を促進します。

②婦人防火クラブを通じて家庭や地域への防火意識の高揚を促進するとともに、幼年・少年消防クラブを通じて年少者の防火教育を推進し、地域消防力を高めます。

(2)自主防災会の整備

「危機管理・防災」の項(P.145～147)参照

(3)予防査察の強化

火災を未然に防止するため、防火対象物の査察を実施し、防火管理の重要性を周知します。特に、不特定多数の者が出入りする病院・社会福祉施設・ホテルなどの消防用設備と防火管理体制の整備を促進し、防火安全対策を推進します。

(4)住宅用火災警報器の設置推進

住宅火災による死者の約60%が逃げ遅れであり、その中でも高齢者の占める割合が高く、また、火災による死者は就寝時間帯に多いことから、消防法令の改正により義務づけられた住宅用火災警報器の設置について、普及促進活動に努めます。



## 2 消防力の強化

### (1) 消防関係施設の整備

- ① 消防行政を取り巻く社会情勢の変化及び高速化時代、広域化時代などに対応できる消防防災拠点として消防本部庁舎の建て替えを平成23年(2011年)度に行いましたが、今後も引き続き消防関係施設の整備に努めます。
- ② 既存の機器の配備状況や耐用年数などを考慮し、消防設備機器などの更新計画を策定し、より一層計画的・効率的な配備と利用に努めます。
- ③ 消防救急無線のデジタル化に向けて、基地局の広域共同整備も含めた検討を進め、平成28年(2016年)5月31日までに、施設の整備や無線機器などの更新を計画的に推進します。

### (2) 常備消防体制の充実

多様化・複雑化する消防需要に的確に対応できるよう、消防業務に必要な技術・知識の習得に努めます。

### (3) 消防団の充実

- ① 地域消防力を高めるため、市内全域に47ある消防分団について各種訓練内容を充実するとともに、幹部団員の消防学校への研修参加など、育成・強化に努めます。
- ② 消防分団の消防力を維持するため、消防自動車などの計画的な更新に努めます。
- ③ 災害発生時の後方支援的な要員を確保するため、女性消防団員の加入促進を行います。
- ④ 迅速に団員を招集するため、携帯メールを利用した緊急連絡を行っていますが、今後も引き続き迅速かつ効率的な連絡体制の整備を検討します。

### (4) 消防水利の充実

消防力の基準に適合するよう、今後とも消防水利の充実に努めます。

## 3 市町村広域消防運営計画の策定

複雑・多様化する消防需要や東南海・南海地震、三連動地震\*対策をはじめとする新たな消防需要に対応するため、県が策定した「徳島県消防広域化推進計画」の状況をみながら、近隣消防本部と設置した検討会で幅広い検討を行い、「市町村広域消防運営計画」を策定し、消防事業の広域化を推進します。



うずしお少年少女消防クラブ

(3)救急

## 03 救急救助・医療体制の充実

～かけがえのない生命(いのち)を救うまち～

### 現況と課題

- 1 救急出場件数は、平成22年(2010年)は2,074件で、平成18年(2006年)からは横ばい傾向にあります。そのうち、急病による出場件数は全体の約50%を占めており、うち約30%は65歳以上の傷病者です。不慮の事故や急病から、救命率の向上を図るためには、市民の救急需要に適切に対処し、救急救命士の養成や教育、高規格救急自動車の更新を進める必要があります。
- 2 救急医療については、1次(休日・夜間)が鳴門市医師会による在宅当番制により、2次が東部Ⅱ医療圏(1市5町)における6病院の病院群輪番制及び救急告示医療機関により、3次が県立中央病院及び徳島赤十字病院に併設されている救急救命センターにより、それぞれ対応する体制が確立されています。  
さらに、徳島大学附属病院救急部においても、3次救急患者を受け入れる体制が整備されています。また、少子化が進むなか、安心して子どもを産み育てる環境を整備するため、小児救急の受け入れ体制の充実を進めており、東部地区(4市7町1村)では、小児の休日・夜間における急な疾病に対応しています。救急業務の高度化を進め、救命率の向上やたらいまわし事案をなくするすためには、これらの医療機関と連携を強化していく必要があります。
- 3 救急患者に対して、その場に居合わせた人が応急手当をできるよう、市民に応急手当の技術・知識の習得を広めていく必要があります。

### ■救急出場件数の推移

(単位：件)

	合計	火災	自然	水難	交通	労災	運動	一般	加害	自損	急病	その他
平成18年	2,250	3	—	3	227	27	30	303	8	24	1,274	301
平成19年	2,241	3	—	6	264	37	43	330	5	14	1,189	350
平成20年	2,080	4	—	6	233	28	33	311	8	15	1,146	296
平成21年	2,106	2	—	7	263	27	33	320	6	26	1,124	298
平成22年	2,074	5	—	6	246	24	29	294	8	27	1,168	267

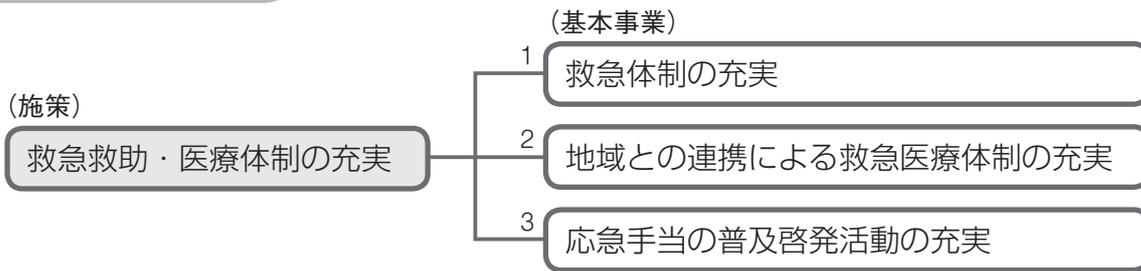
(資料：消防本部)

### 基本方針

市民の生命を守るため、救急隊員の資質向上、高規格救急自動車の計画的更新に努めるとともに、地域・関係機関との連携強化により救急医療体制の整備を推進します。



## 施策体系図



## 主要な施策の内容

### 1 救急体制の充実

- ①救命率の向上を図るため、高度な専門技術を持つ救急救命士の養成に努めます。さらに、救急救命士の専任化を検討するなど、救急体制の強化に努めます。
- ②高規格救急自動車の計画的更新を図るとともに、救急自動車及び救急用資機材の整備に努めます。

### 2 地域との連携による救急医療体制の充実

救急医療の一層の向上を図るため、地域医療を担う鳴門市医師会や健康保険鳴門病院などとの定期的な意見交換などを実施し、関係機関の連携体制の強化を図ります。

### 3 応急手当の普及啓発活動の充実

救急隊員が現場に到着するまでの間、そばに居合わせた人による応急手当が実行できるよう、消防団員・町内会・自治会・婦人会・事業所などを対象に普通救命講習会を開催し、応急手当の普及啓発に努めます。



普通救命講習の様子

(4)交通安全

04 交通安全対策の充実

～交通事故のない安全なまち～

現況と課題

- 1 平成22年(2010年)の市内における交通事故の発生件数については279件(死者4名、負傷者345名)と、過去10年間では初めて300件を下回り大きく減少しています。しかし高齢社会の進展にともない発生件数の約30%に65歳以上の高齢者が関係しており、加害者になるケースも増加していることから、高齢者に対する交通安全対策の強化が必要です。
- 2 交通事故の原因の多くは前方不注視や一時不停止などの基本的なルール違反や交通マナーの欠如にあることから、市民一人ひとりの交通安全意識の向上が重要です。このため、鳴門市交通安全協会・鳴門市交通安全母の会など交通関係機関・団体との連携をさらに緊密にし、交通弱者、特に高齢者に対する啓発・交通安全教育を推進していく必要があります。
- 3 歩行者や自転車利用者といった交通弱者の安全確保に重点を置き、交通危険箇所の解消を図るため、効果的な交通規制についての関係機関への働きかけや、生活道路を中心に計画的な交通安全施設の整備・充実に努め、安全で快適な交通環境の構築を図る必要があります。

■交通事故件数の推移

(単位：件、人)

	発生件数	一般道路		1日発生件数
		死者	傷者	
平成18年	425	10	555	1.2
平成19年	366	5	461	1.0
平成20年	342	3	424	1.0
平成21年	371	5	457	1.0
平成22年	279	4	345	0.8

注) 高速道路上の事故件数を除く。

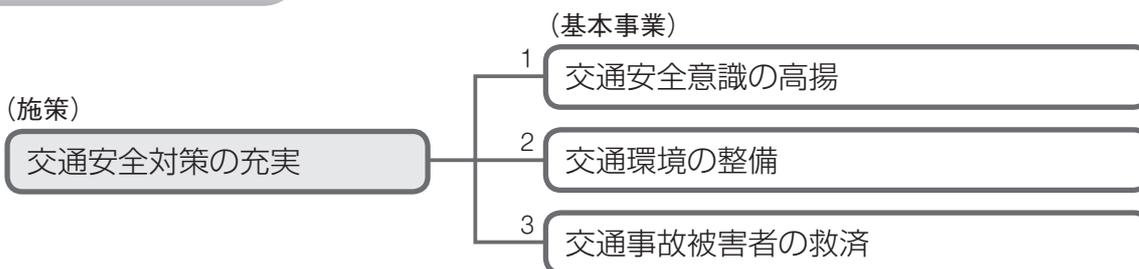
(資料：市民協働推進課)

基本方針

市民や関係機関・団体と行政が一体となった交通安全運動の積極的推進により、市民一人ひとりの交通モラルの向上と交通安全意識の高揚を図ります。また、安全で快適な交通環境の構築を図り、交通事故のない安全なまちの実現をめざすとともに、交通事故被害者の救済・支援に努めます。



## 施策体系図



## 主要な施策の内容

### 1 交通安全意識の高揚

#### (1)交通安全教育の充実

保育所・幼稚園・小学校・中学校・高校や婦人会・老人クラブ・事業所などにおいて、それぞれの年齢層に応じた交通安全教室や実践体験のできる講習会を開催し、より充実した交通安全教育を推進し、交通安全に対する意識を高めます。

#### (2)交通安全運動の推進

市民・警察・行政などが一体となって「飲酒運転撲滅」「全席シートベルト着用・チャイルドシート着用運動」などの交通安全運動を推進するとともに、その推進母体となる鳴門市交通安全対策会議の活動を促進します。

### 2 交通環境の整備

#### (1)交通安全施設の整備

道路反射鏡・防護柵・水銀灯などの交通安全施設については、交通状況や道路の現状を的確に把握し、子どもや高齢者などの交通弱者に配慮した整備を進め、適切な維持管理に努めます。

#### (2)効果的な交通規制の実施

道路の整備状況や交通の実態に配慮しながら、より効果的な交通規制の実施に向けて、関係機関に働きかけを行い、また、鳴門市違法駐車等の防止に関する条例に基づき、市民の日常生活に重大な障がいをおそれがある違法駐車などの防止に努めます。

### 3 交通事故被害者の救済

#### (1)交通事故相談の充実

交通事故の被害者や家族を対象として、適切な助言を与えられるよう交通事故相談の充実を図ります。

#### (2)交通遺児家庭への支援

交通事故により保護者などが死亡した児童・生徒に、交通遺児育英金を支給し経済的支援を行います。

(5)防犯

## 05 犯罪のない安全なまちづくりの推進

～犯罪のない明るいまち～

### 現況と課題

- 1 近年、複雑化する社会環境などを背景に、犯罪が巧妙化・広域化・低年齢化するなどの傾向がみられます。また、子どもや高齢者が日常生活の中で被害を受ける事件が全国的に問題となっており、犯罪から弱者を守る取り組みが求められています。
- 2 本市の犯罪の発生状況は、刑法犯罪については平成18年(2006年)726件に対し平成22年(2010年)は541件と約25%減少しており、刑法犯罪の約40%を占めている、ひったくり、車上ねらい、空き巣などの街頭犯罪等についても、平成18年(2006年)の289件から平成22年(2010年)は221件と減少しています。しかし、社会環境の変化などにより犯罪の多様化、巧妙化が進んでおり、犯罪の多様化に応じた防犯対策が求められています。市の防犯については、鳴門市防犯協会を中心として、地区自治振興会や地域の安全を守る会においても、さまざまな活動が進められていますが、地域の安全は地域で守るという基本的な防犯意識の高揚が求められています。
- 3 鳴門市安全なまちづくりに関する条例の趣旨に沿い、地域における安全活動を推進するため、市民の自主的な安全活動への支援や啓発活動を通じて、市民一人ひとりの防犯意識の高揚に努めています。今後も、適切な防犯情報の提供に努めるとともに、地域と関係機関・団体が一体となった防犯活動の充実が必要です。

■刑法犯発生及び検挙件数・検挙率の推移 (単位：件、人、%)

	発生件数	検挙件数	検挙人員	検挙率
平成18年	726	259	170	35.7
平成19年	602	245	156	40.7
平成20年	618	258	115	41.7
平成21年	510	251	160	49.2
平成22年	541	313	134	57.9

(資料：徳島県警察本部)

### 基本方針

犯罪のない明るい地域社会で、市民が安心して安全に暮らすことができるよう、鳴門市防犯協会などの関係機関・団体との連携・協力の強化を進めるとともに、市民一人ひとりの防犯意識を高め、地域に根ざした自主的な防犯活動を支援します。



## 施策体系図

(施策)

犯罪のない安全なまちづくり  
の推進

(基本事業)

1 防犯対策の推進

## 主要な施策の内容

### 1 防犯対策の推進

#### (1)防犯意識の高揚

「安全なまちづくりを考える市民の集い」の開催や学校などでの「不審者侵入時対応訓練」「誘拐防止訓練」、地域や事業所での「防犯研修会」などを通じて、防犯に対する意識の高揚に努めます。

#### (2)防犯活動の推進

警察などの関係機関の協力を得ながら防犯情報を把握し、適切な防犯情報の提供に努めます。

また、「地域の子どもは地域で守る」という考えのもとに、「子どもの安全見守り隊」や「青色防犯パトロール隊」などの巡回活動や防犯活動の推進に努めます。

#### (3)防犯組織の育成・支援

市民のニーズに応えた防犯活動が進められるよう防犯組織の強化、活動の活性化、活動内容の充実に向けて組織の育成・支援に努めます。



青色防犯パトロール隊

(1)居住環境

01 良好な居住環境の整備

～快適で住みやすいまち～

現況と課題

- 1 本市の住宅数は、核家族化や単身世帯の増加などによる世帯数の増加にともない増加傾向にあり、平成20年(2008年)現在27,300戸で持家率は73.7%と、平成10年(1998年)と比較すると2,500戸増加していますが、居住世帯のない住宅数も増加しています。住宅の状況は、昭和56年(1981年)の新耐震基準施行以前に建築された住宅が39.4%を占めており、「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づき、住宅被害への対策を進め地震に強いまちづくりを進めるため、民間住宅の耐震診断への助成や耐震改修の促進を図る必要があります。また、高齢化の進行により高齢者の住む世帯は42.9%(全国平均36.6%)、そのうち65歳以上の単身者の住む世帯は9.5%(全国平均8.3%)と、全国平均よりやや高い状況にありますが、手摺など的高齢者のための設備のある住宅は全体の47.0%であり、高齢者が地域で安心して暮らし続けることができる社会を実現するためには、バリアフリー\*化の促進など居住水準の向上が求められています。
- 2 市営住宅については、平成23年(2011年)4月現在33団地934戸あり、入居率は71.1%です。このうち新耐震基準施行以前の住宅が883戸と全体の94.5%を占めており、「市営住宅ストック\*総合活用計画」に基づき、維持管理団地の長寿命化による改善、耐震化等を図る必要があります。また、本市の将来のまちづくりのあり方や社会経済情勢をふまえ、市営住宅ストック総合活用計画を見直し、現状に即した効率的な住宅供給と適正な管理を行うことが必要です。
- 3 居住環境については、生活排水による水質汚濁や空き地の雑草問題など、日常生活から発生する身近な問題の解決が課題となっており、快適に暮らせる環境を確保するための取り組みが求められています。

■居住状態別住宅数の推移

(単位：戸)

	住 宅 数								住宅以外で 人が居住する 建物数
	総 数	居住世帯あり			居住世帯なし			建築中	
		総数	同居世帯なし	同居世帯あり	総数	一時現在者 のみ	空き家		
昭和63年	21,100	17,770	17,720	50	3,340	630	2,650	60	100
平成5年	23,900	20,280	20,260	20	3,620	380	3,120	110	70
平成10年	24,800	20,610	20,540	70	4,190	370	3,670	150	150
平成15年	24,840	20,420	20,340	80	4,420	170	4,160	90	30
平成20年	27,300	21,480	21,370	110	5,820	50	5,680	90	70

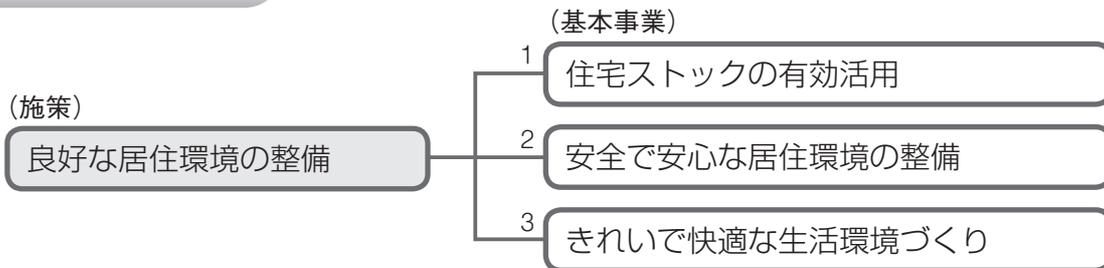
(資料：総務省「住宅統計調査」)



## 基本方針

本市の住宅は持ち家が中心ですが、今後は、少子高齢化や環境との共生、耐震機能の充実など安全性や居住水準の向上を図るとともに、快適な暮らしを確保するため、きれいで安全な居住環境づくりをめざします。

## 施策体系図



## 主要な施策の内容

### 1 住宅ストックの有効活用

#### (1)市営住宅の効率的な住宅供給と適正管理

- ①市営住宅の今後のあり方を定めた「市営住宅ストック総合活用計画」に基づき、長寿命化による改善、耐震化等を行います。
- ②平成25年(2013年)度で計画最終年度をむかえる市営住宅ストック総合活用計画の見直しを行うとともに、今後の市営住宅の供給について、民間物件の活用、家賃補助や代替物件の紹介といった代替施策について検討し、効率的な住宅供給と管理を行います。

### 2 安全で安心な居住環境の整備

#### (1)バリアフリー化の促進

公営住宅のバリアフリー化の推進は、住戸改善などにより進めます。また、民間住宅については住宅性能表示制度で示されており、「高齢者が居住する住宅の設計に係る指針」の普及促進を図ります。

#### (2)耐震診断・耐震改修の促進

- ①国・県の補助制度を活用し、新耐震基準施行以前に着工された個人の木造住宅を対象に、耐震診断の実施を促進するとともに、耐震診断に基づく耐震改修及び減災に寄与する耐震改修関連工事の推進を図ります。
- ②リフォームにあわせた耐震改修の啓発を行い、県の補助制度を活用し耐震化の促進を図ります。

### 3 きれいで快適な生活環境づくり

#### (1)市街地の緑化推進

市民が季節の変化を感じ、自然と暮らしの調和がとれた快適で潤いのある生活ができるよう緑地の保全や街路樹の整備に努めます。

#### (2)魅力ある街並みづくり

撫養街道や水尾川、神社や寺院の門前街の景観など鳴門の風土、歴史文化、自然環境を生かした魅力的な街並みづくりに努めます。

### (3)まちの美化推進

道路や公園など公共の場の美化に努めるとともに、害虫の発生や不法投棄の要因ともなる空き地の雑草については、処理を適正に行うよう、所有者や管理者に要請していきます。

### (4)憩いの場の創出

住民が憩い、交流の場でもある都市公園や緑地等は、子どもからお年寄りまで多くの人  
が利用しやすい環境整備に努めます。

### (5)生活公害対策

生活環境に被害を与え、健康で文化的な生活の障がいとなる大気汚染や水質汚濁、騒音、  
振動、悪臭等の公害については、定期的な調査、国や県の最新情報や調査データの把握等  
を行い、未然防止と監視に努めます。また公害等に関する相談には、迅速かつ状況に応じ  
た処理に努めます。



## (2)市街地

# 02 活気に満ちた市街地の形成

～潤いとにぎわいのあるまち～

### 現況と課題

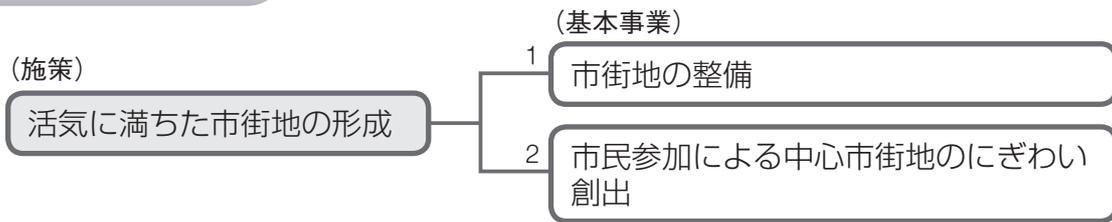
- 1 本市の市街化区域\*1,338haのうち、土地区画整理事業区域は439.7haであり、市街化区域の32.9%にあたりますが、平成14年(2002年)度をもって事業はすべて完了し、街路や公園などの都市基盤が整い、緑豊かで良好な市街地が形成されています。
- 2 しかし、これらの面的整備が進んだ地区においても、未利用地・遊休地として放置されている箇所が見られ、中心市街地とその周辺では居住人口の郊外流出などによる空洞化傾向も見られることから、これらの土地について有効利用を図る必要があります。
- 3 一方、旧街道沿いなどの古くから住宅が密集している地区では、人口減少・高齢化の進行するなか細街路や老朽住宅が残されており、都市基盤の整備が遅れている地区があります。
- 4 中心商店街では、モータリゼーションの進展や人口の減少、郊外大型店の立地等により、小規模小売店の衰退が著しく、空店舗が増加するなど空洞化が進行していることから、中心市街地の魅力低下を引き起こしています。各店舗が、それぞれに魅力を高めていく取り組みを進めるとともに、空店舗の活用を促進するなど中心市街地のにぎわい創出が必要です。
- 5 中心市街地の活性化を推進するためには、地域住民や関係事業者など多様な関係者と行政が互いに連携し、合意形成を図ったうえで、一体的に取り組むことが重要です。こうしたことから、「出前市長室」をはじめとする各種広聴制度などを通じて、地域住民をはじめ関係事業者の中心市街地に寄せるニーズを把握し、まちづくりへの参加意欲を高めながら、中心市街地活性化に向けた本市独自のビジョンを再構築していく必要があります。

### 基本方針

都市計画マスタープランに示した土地利用の基本方向に則し、地域地区の適切な指定、地区計画制度\*、建築協定\*、任意のまちづくり協定等の活用や、建築行為・開発行為等の適切な誘導・指導及び事業推進にあたっての関係機関との適切な連携など、それぞれの地域特性や事業の性格に応じて、多様な手法を活用し、あらゆる人にとっての暮らしやすさが確保された、安全・安心な市街地の形成を推進します。

中心市街地を商業地としてだけでなく、従来整備されたインフラの有効活用を図りながら、市民参加のもと、市民全体が共有するまちの顔として、にぎわいの創出を図ります。

## 施策体系図



## 主要な施策の内容

### 1 市街地の整備

#### (1)中心市街地

- ①鳴門駅周辺地区については、本市を代表する「まちの顔」としての良好な中心市街地の形成を推進します。特に、公共交通の発着点である鳴門駅周辺においては、徒歩や自転車での利用を前提とした各拠点施設の利便性の向上を図りながら、良好な市街地の形成に努めます。
- ②商業系と住宅系の混在した土地利用となっている地区については、住環境の改善を進め、生活利便性の高い地域として、土地の高度利用と街なか居住を推進します。

#### (2)区画整理済み市街地

- ①区画整理事業によって整備された市街地においても、換地処分からかなりの年月が経過し、街路等の経年劣化が見られることから、計画的な維持管理に努めることにより良好な市街地の形成に努めます。
- ②未利用地・遊休地において、宅地分譲等の開発が予定される場合については、道路等の基盤整備と一体となった計画的な市街地形成を図ります。

#### (3)未整備密集市街地

林崎・岡崎地区、木津地区、高島地区などの古くから住宅が密集している地区については、安全で安心な住宅地を確保するという観点から、セットバック\*による細街路の道路拡幅や、ポケットパーク\*の整備等防災機能の向上により、居住環境の改善を進めます。その際は、地区住民の意向をふまえ、その地区の持つ町並みや歴史的な建築物、自然環境との調和に配慮します。

#### (4)新市街地等の整備

- ①農業や自然環境の保全との調和を図りながら、地区計画制度などを活用し、民間主体による計画的開発を誘導するなど土地の有効利用に努めます。
- ②大規模な宅地分譲等の開発が予定される場合については、建築協定や地区計画制度の活用等により、道路等の基盤整備と一体となった計画的な市街地形成を図ります。

### 2 市民参加による中心市街地のにぎわい創出

#### (1)市民参加のまちづくり活動の促進

中心市街地の活性化には、市民をはじめ多様な関係者の主体的な参加と協力が必要なことから、関係機関と連携して講演会を開催するなど、参加意識の醸成に努め、中心市街地の活性化に取り組む人材の育成に努めます。

#### (2)中心商店街等の活性化

- ①市民や観光客との交流を目的として、商店街等で開催されるイベントなどについては、商工会議所等と開催支援を行い、市民のボランティア参加を促進します。また、消費者ニーズに応じ、市民をはじめ観光客に親しまれる商店及び商店街をめざすため、魅



カアップに向けた事業者の取り組みを商工会議所とともに促進します。

- ②商工会議所等と連携し、商店街の空店舗に関する情報収集・調査を行い、起業希望者やコミュニティ活動を行う各種市民団体に向けた情報提供を行うなど、空店舗の有効活用を促進します。空店舗を活用したコミュニティビジネス\*による起業やコミュニティ活動の拠点づくりをはじめ、空店舗や商店街で市民と観光客等が交流できるにぎわいイベントの開催を支援するなど、人と人がふれあえる交流の場として、にぎわいのある魅力的な商店街づくりを促進します。

(3)観光客の中心市街地への回遊促進

鳴門公園等に訪れている観光客に中心市街地にまで足を伸ばしてもらえるよう、観光ボランティアガイドなどの市民や商工会議所、関連事業者等と連携して、回遊性や魅力を高める取り組みを推進します。



大道銀天街納涼市

(3)上水道

## 03 安全で安心な水の安定的な供給

～安全でおいしい水が飲めるまち～

### 現況と課題

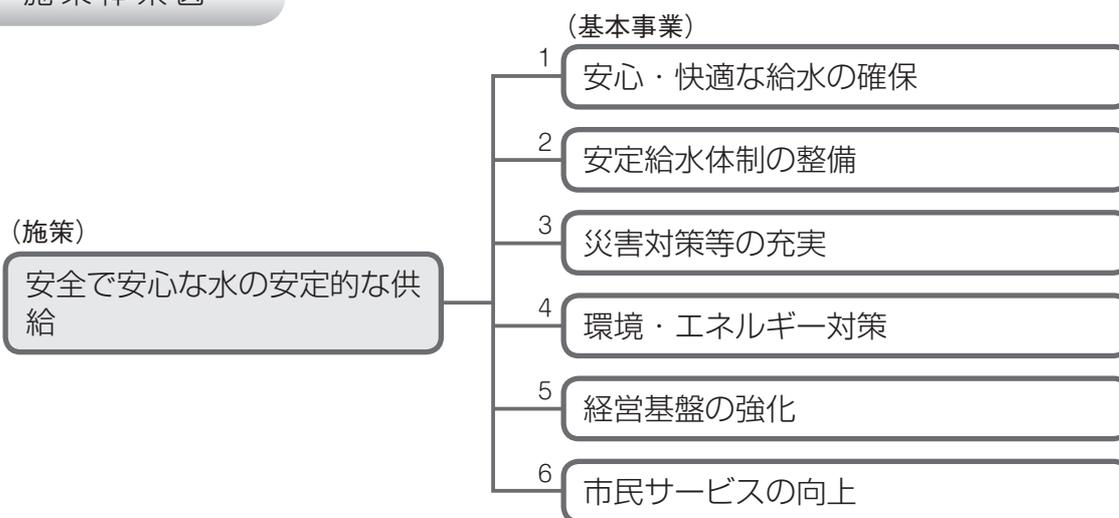
- 1 本市は、中心部が吉野川の沖積層にあたり、また、沿岸部は塩分濃度が高いなど、古くから良質の地下水に恵まれていませんでした。このような状況を改善するため、昭和5年(1930年)度より旧吉野川の水源を確保することで上水道整備に着手し、その後9期にわたる拡張整備事業により昭和53年(1978年)に普及率はほぼ100%に達し市民皆水道を実現して以降、10期施設整備事業(平成3年)より施設拡張から維持管理の時代を迎えています。
- 2 本市は、山地が多くまた島しょ地域もあり、市域面積が広く人口が分散しているという地理的特性により、長い送配水管延長と海底布設が必要となるなど経営効率は良くありません。水道施設の整備や維持管理により有収水量率\*は平成22年(2010年)度において84.2%となっています。
- 3 少子高齢化による人口の減少や企業活動における節水型事業への転換、ライフスタイルの変化や節水意識の高まりなどにより、使用水量は減少を続けています。これに対して、現在、吉野川水系の水利使用权は一日最大取水量60,077m<sup>3</sup>と、水需要に対応できる供給力を有しており、平成22年(2010年)度の年間配水量は11,127,323m<sup>3</sup>に達しています。しかし、近年の異常気象から季節により小雨傾向になり、早明浦ダムの貯水率も減少するため、渇水対策として、生活上必要な取水量は確保しながらも、節水を呼びかけていくことが必要です。
- 4 水道施設は、昭和40年代の高度経済成長期の人口増に対応して布設した水道管路を中心として施設の更新改良の時期を迎えています。また、今後30年以内に60%程度の確率で発生すると予測されている南海地震などの大規模な災害が発生しても、市民のライフラインである水道を安定的に供給することができるよう、水道施設の耐震化が求められています。
- 5 施設整備などの財政需要が増加する一方で、水道料金収入は毎年減少を続けるなど、経営環境が厳しくなるなか、平成18年(2006年)に策定した「鳴門市水道ビジョン」及び平成23年(2011年)に策定した「水道事業中期経営計画」に基づき、「企業の経済性」と「公共の福祉の増進」を図るため、さらなる経営効率化と企業性を発揮した経営に取り組む必要があります。

### 基本方針

水道は、市民の安全で快適な暮らしや健康を守り都市機能を支えるために欠くことのできないライフラインであることから、鳴門市水道ビジョン及び水道事業中期経営計画に基づき、地震などの災害に強い水道施設の整備・更新と水源の確保、水質管理の強化に努め、「安心・安全・安定」を基本にした水道水の供給を図ります。



施策体系図



主要な施策の内容

1 安心・快適な給水の確保

(1) 水源水質の保全

「安心・安全・安定」な水道水の供給には、水質監視体制の強化が必要なため、国・県などの関係機関との緊密な連絡調整を図りながら、水源と水質の保全に努めます。

(2) 水質管理の強化

安全管理のため、水質検査体制を強化するとともに、水源から給水末端部まで体系的な水質検査を徹底し、「安心・安全・安定」な水道水の供給に努めます。

(3) 水処理の高度化

「安心・安全・安定」な水道水の供給のため原水浄化の高度処理技術導入について研究を行います。

2 安定給水体制の整備

(1) 老朽管の更新

配水管の一部に使用されている鑄鉄管(耐震性が低い継ぎ手を有する)、塩化ビニール管等については、布設後40年以上経過し管路からの漏水や折損事故がみられ、また、耐震性能が低いことから、計画的な布設替えを進めます。

3 災害対策等の充実

(1) 基幹管路耐震化の整備

本市は東南海・南海地震防災対策推進地域に指定されており、災害時における市民生活を守るためのライフラインの確保のため、基幹管路である送・配水管についても順次、耐震管への更新に努めます。

(2) 浄水場施設の耐震化

今後30年以内に60%程度の確率で発生すると予測されている南海地震など大規模地震に備えて、基幹施設である浄水場について、その指針となる「浄水場施設耐震化更新基本計画」により、設備更新を進めます。

(3) 配水地の増強

災害時への対応のため、「給水区域の計画1日最大給水量の14~16時間分」の確保をめざし、各配水池の増設を進めます。

## 4 環境・エネルギー対策

### (1)省エネルギー化の推進

自然環境問題への対応に関心が高まっており、水道事業においても「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づいた「中長期計画」を策定し、エネルギー消費の削減を進めます。

## 5 経営基盤の強化

少子高齢化にともなう人口の減少や節水意識の高まり等による料金収入の減少による厳しい経営状況が続くと予想されることから、業務内容の見直しや民間委託の推進、適正・効率的な人員配置等を検討しコスト削減を図るなど、水道事業中期経営計画に基づき、適切な収支状況をめざします。

## 6 市民サービスの向上

小・中学生の社会見学内容の充実や顧客アンケート等を活用し、ニーズを調査することにより水道に関して相互理解を深め、水道をより身近に感じていただけるよう努めます。



#### (4)道路

### 04 安全で快適な道路の整備

～安全で利用しやすい道路のあるまち～

#### 現況と課題

- 1 神戸淡路鳴門自動車道及び四国横断自動車道鳴門～高松間の完成など高規格幹線道路\*の整備にあわせ、市街地や観光拠点、公共公益施設などにアクセスできる道路ネットワークを形成するうえで、市道の整備を進めていく必要があります。
- 2 市道は、平成23年(2011年)4月現在、改良率56.6%、舗装率89.0%となっており県内他市町村に比べると比較的良好な水準にあります。しかし、既成市街地や既存集落などには緊急車両の進入が困難な狭い道路も多く残されており、地域の実情にあった安全に配慮した生活道路の整備が必要です。
- 3 市道に架かる橋梁数は、平成23年(2011年)4月現在で711橋ありますが、これらの橋は老朽橋も多いことから、計画的な整備・改良を推進していく必要があります。
- 4 本市の緑道\*・歩行者専用道・コミュニティ道路\*などは必ずしも十分に整備されていません。これらは潤いのある都市空間の形成のために必要であり、地域住民や関係機関との密接な連携を図りつつ、その実現に向けた検討が必要です。また、歩道のバリアフリー\*化など、高齢者や障がい者などすべての人々に安全で快適な道路環境の整備が求められています。
- 5 本市では市道岡崎渡船場線など3路線の渡船が運行しており、地理的条件など運行継続の必要性から、3航路とも運行業務については民間会社に委託しています。
- 6 平成23年(2011年)4月現在、4,826灯の水銀灯と防犯灯が設置されており、毎年年間50灯程度の新設照明が見込まれています。近年、設置された街灯などの老朽化が著しく腐食倒壊する事故なども想定されることから、計画的に更新していく必要があります。
- 7 本市における都市計画道路は、都市計画決定道路は31路線、延長57,910mであり、そのうち完成路線は18路線、完成及び一部完成延長は44,210mです。都市計画道路は、都市としての活力を育み、地域間の交流を促す機能を担います。このため、本市の将来都市構造をふまえ、必要な都市計画道路の整備に努める必要があります。
- 8 都市としての活力を育み、地域間の交流を促す高規格道路である、四国横断自動車道阿南～鳴門間の早期完成を促進する必要があります。また、同区間の周辺対策を地元や関係機関との協議のもと行うとともに、主要道路から市街地や観光拠点にアクセスできる道路網の検討が必要です。

■市道整備状況の推移

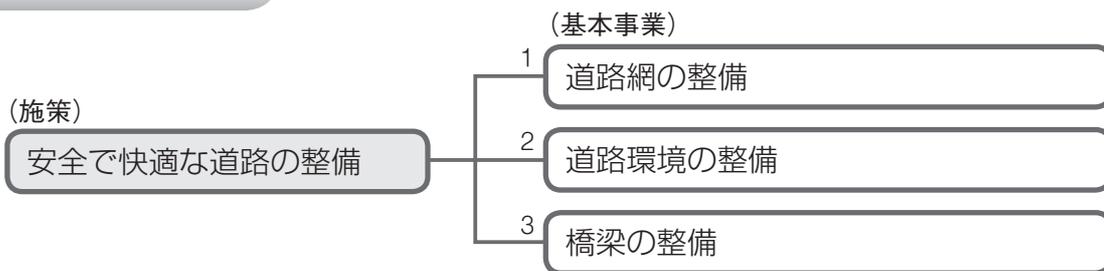
	路線数	道路延長 (km)	舗装済延長 (km)	舗装率 (%)	橋梁数	橋梁延長 (m)
平成18年度	2,473	586.7	521.3	88.9	713	5,941
平成19年度	2,479	586.8	521.6	88.9	710	5,942
平成20年度	2,479	586.8	521.6	88.9	710	5,942
平成21年度	2,485	587.1	522.4	89.0	711	5,944
平成22年度	2,485	587.1	522.4	89.0	711	5,944

(資料：土木課)

基本方針

緊急性及び投資効果の高い事業から優先的に道路整備を促進し、より効果的で効率的な事業推進を行い、安心して移動できる円滑な交通網を確保して将来のまちづくりと統合した道路整備を図ります。

施策体系図



主要な施策の内容

1 道路網の整備

(1)幹線道路の整備促進

主要幹線道路である国道・県道については、現在、施工中あるいは計画中である事業の早期完成を要望するとともに、市民からの意見・要望を国・県の道路整備事業に反映していきます。

(2)都市計画道路の整備

地域間交通の軸となり域内の円滑な交流を確保するため、未整備区間については、国・県と連携を図りながら整備を推進します。

(3)高規格道路の整備促進と周辺対策

現在整備中である四国横断自動車道阿南～鳴門間については、早期完成を関係機関に要請するとともに、周辺対策については、地元と協議しながら、国・県と協調して整備を進めます。

(4)市道の整備

- ①沿道の土地利用との整合を図りつつ、緊急性の高い箇所から優先的に整備を進めるとともに、行き止まりの解消や狭あい道路の拡幅など安全に配慮した道路網の整備を推進します。
- ②側溝が整備されていないため路面排水処理などができない路線については、投資効果の高い箇所から側溝整備を進めます。



## 2 道路環境の整備

### (1) 歩行者道路(歩道)等の整備

- ①安全で快適な歩行者空間を確保するため、歩道のバリアフリー化を進めるとともに、自転車歩行者専用道路やコミュニティ道路の整備に努めます。
- ②歩行者の多い幹線道路や通学路を中心に、歩道の整備や交差点の改良を計画的に実施します。

### (2) 道路緑地の環境づくり

快適な居住空間の確保という観点から、道路整備の際は、街路樹や植樹帯の確保に努めるとともに、適正な維持管理を行います。

### (3) 街灯などの整備

街灯などの照明設備については、効果的な照明が得られるよう見直しを行うとともに、老朽器具の有効性を見極めと効率の良い設置基準を設け合理的に整備します。

### (4) 側溝清掃

雨水排水などの排水機能を維持するため側溝清掃を地域住民との協働により計画的に推進します。

### (5) 市民との協働による道路環境整備

市が管理する道路におけるボランティア活動として道路アドプト事業を推進し、ボランティア活動の活性化と、道路愛護意識の高揚を図ります。

## 3 橋梁の整備

### (1) 耐震補強等の整備

近い将来発生が予想されている東南海・南海地震などに備え、広域避難路などに架かる主要橋梁に落橋防止対策などの耐震補強を施します。また、市が管理する橋梁の長寿命化修繕計画を策定し、老朽化する橋梁の整備を順次進めます。

## (5)交通

# 05 新しい公共交通網の確立

～人が行きかうまち～

### 現況と課題

1 本市は、四国の東玄関に位置する交通の要衝となっており、神戸淡路鳴門自動車道と四国横断自動車道の連結により、高速自動車交通網が著しく進展しました。特に高速バス交通網においては、関西圏、中国圏へのアクセスが向上し、また、徳島阿波おどり空港においては、滑走路の延長など機能拡充が図られました。これら交通網の整備については、今後も継続して利用者の利便性向上を図る必要があります。

2 本市の市営バス事業は、モータリゼーションの進展などの社会環境の変化や、貸し切り事業の規制緩和などの影響を受け、平成7年(1995年)以降経営状態が悪化し、多額の累積赤字を抱える厳しい状況となりました。こうした経営状況を立て直すため、平成19年(2007年)に鳴門市運輸事業基本計画を策定し、人員削減をはじめとする経費削減や資産の有効活用を行い、経営改善に取り組んできました。

また、平成19年(2007年)度に設置した鳴門地域公共交通会議において、市営バス各路線の民間委託などについて、順次導入を進めていく必要があるとの基本的な考え方が示されたことから、市営バスの経営改善と並行し、平成20年(2008年)度には、「里浦粟津線」、「運動公園線」、「高島線」を「地域バス」として2路線に再編するとともに、運行業務を民間に委託する自家用有償運送を開始しました。しかしながら、これらの取り組みにより市営バス事業の経営改善に一定の効果はあったものの、今後においても赤字経営が続く見込みであることから、平成24年(2012年)度末をもって、公営企業としてのバス事業から撤退することとなりました。

このことから、市民生活に必要な移動手段は基本的に確保するとの方針のもと、運輸事業の段階的廃止と連動しつつ、平成22年(2010年)度には、競合調整により「高島線の一部」及び「鳴門公園線」の運行を民間バス事業者に移行しました。今後も市営バス事業の撤退に向け、民間移譲や民間委託への取り組みを推進し、効率的で安定的に持続可能な、新しい公共交通体系の確立をめざす必要があります。

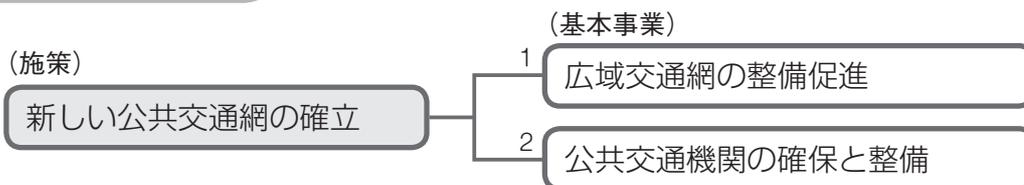
### 基本方針

四国の東玄関口としての交通拠点性を高めるため、広域交通網の整備を図り、人・もの・情報が行き交うまちづくりを推進します。

市内の公共交通については、高齢者や障がい者、児童・生徒など地域住民の身近な足として、安全かつ利便性に配慮した移動手段を確保するため、市民ニーズや社会環境の変化に対応し、利用しやすく効率的で、まち全体の活性化につながる新しい公共交通体系の確立をめざします。



## 施策体系図



## 主要な施策の内容

### 1 広域交通網の整備促進

#### (1) 高速バス路線網の整備と利便性の向上

四国の東玄関に位置する地の利を活かし、広域交通網の確保・充実を図るとともに、交通結節点としての高速鳴門バス停留所の利便性向上に努めます。

#### (2) 徳島阿波おどり空港の機能拡充の促進

空港拡張事業の完成にあわせて徳島—東京線のダブルトラッキング化がなされておりますが、さらなる運行の増便や路線の拡大を、関係機関に要請します。

### 2 公共交通機関の確保と整備

#### (1) 新しい市内公共交通体系の構築推進

市民生活に必要な移動手段は基本的に確保するとの方針のもと、市営バス路線の民間移譲や民間委託への取り組みを推進し、効率的で安定的に持続可能な、新しい公共交通体系の構築に努めます。また、超高齢社会\*など社会環境の変化への対応や、多様化する利用者ニーズに柔軟に対応するため、地域の実情に応じた公共交通体系の構築を推進します。

#### (2) 民間交通機関の確保・充実

民間バスの生活交通路線の確保、JR鳴門線の利便性の向上などを関係機関へ要請します。

(6)ごみ処理

## 06 自然と共生できる循環型社会づくりの推進

～限られた資源を大切にすまち～

### 現況と課題

- 1 家庭系一般廃棄物については、収集区域をわかりやすい町・字による地区割に変更し、平成14年(2002年)10月から市指定袋による直営収集を行っています。現在、燃やせるごみ、燃やせないごみ、プラスチック製容器包装類、危険ごみ・有害ごみ、缶類の分別区分により収集を行っていますが、一部に混在ごみが見られることから、引き続き、分別の徹底を推進する必要があります。
- 2 事業系一般廃棄物については、平成19年(2007年)度以降減少してきていますが、さらなる減少をめざし、廃棄物の発生抑制と再資源化に積極的に取り組むよう、事業者へ働きかける必要があります。
- 3 燃やせるごみの処理については、平成20年(2008年)4月より操業を開始した流動床式ガス化熔融炉(処理能力35トン/24H×2基)が順調に稼働していますが、これまでに培ってきたごみ減量への取り組みを今後も継続していく必要があります。
- 4 燃やせないごみについては、クリーンセンターリサイクルプラザにおいて、リサイクルのための処理がより効率的に行えるようになりましたが、循環型社会形成のためにも、制度面の充実など今後ますます再資源化の推進を図っていく必要があります。なお、最終処分については、平成19年(2007年)度に供用開始となった徳島東部処分場などで主に処理していますが、将来的には、新たな最終処分場の確保についても検討する必要があります。
- 5 粗大ごみ・電気製品等については、基本的にクリーンセンターへ直接持ち込みとなっていますが、平成21年(2009年)10月より、高齢者や障がい者等持ち込みが困難な世帯を対象に戸別収集を行う「うずしおふれあい収集」を行っています。今後収集対象拡大の可能性についても検討していく予定です。
- 6 リサイクルについては、平成9年(1997年)度の容器包装リサイクル法の施行にともない、びん・ペットボトル・プラスチック製容器包装の再資源化を促進するための収集・処理体制の整備を図ってきましたが、リサイクルプラザの操業開始により、リサイクル率はさらに向上しています。また、地域住民を主体とした資源ごみ回収団体による新聞・雑誌・ダンボール・雑がみ・アルミ缶・スチール缶・布類などの回収活動も市内全域で実施されており、ごみの再資源化に大きな成果が上がっています。今後とも、各種のリサイクル法やリサイクルシステムに対応した、再資源化施策を円滑に推進する必要があります。
- 7 旧ごみ焼却施設については、できる限り早期に解体・撤去を行うことが望まれています。が、相当な経費が必要となるため財源の確保が問題となっています。このことから国に対する補助制度適用の働きかけを継続的に行っています。現行制度では非常に難しい状況ですが引き続き働きかけを行うとともに、解体・撤去後の跡地利用という観点からも、今後十分に議論を重ねる必要があります。



■ごみの年間排出量の推移

(単位：t)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
可燃ごみ	15,285	15,078	15,114	14,732	14,764
不燃ごみ	3,727	3,335	3,190	3,440	3,277
資源ごみ	276	248	318	225	184
粗大ごみ	0	0	0	0	0
ビン・ペットボトル	841	799	704	709	693
集団回収	3,824	3,655	3,019	2,953	2,864
合計	23,953	23,115	22,345	22,059	21,782

(資料：クリーンセンター廃棄物対策課)

■資源ごみ団体回収量の推移

(単位：t)

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
回収品目	団 体 数	194	190	188	188	187
	新聞	1,487	1,427	1,125	1,080	1,055
	雑誌	1,157	1,092	907	861	811
	ダンボール	784	763	626	646	640
	雑がみ	34	42	46	54	54
	アルミ缶	83	77	75	73	72
	スチール缶	184	165	158	155	144
	古布類	95	89	82	84	88
	合計	3,824	3,655	3,019	2,953	2,864

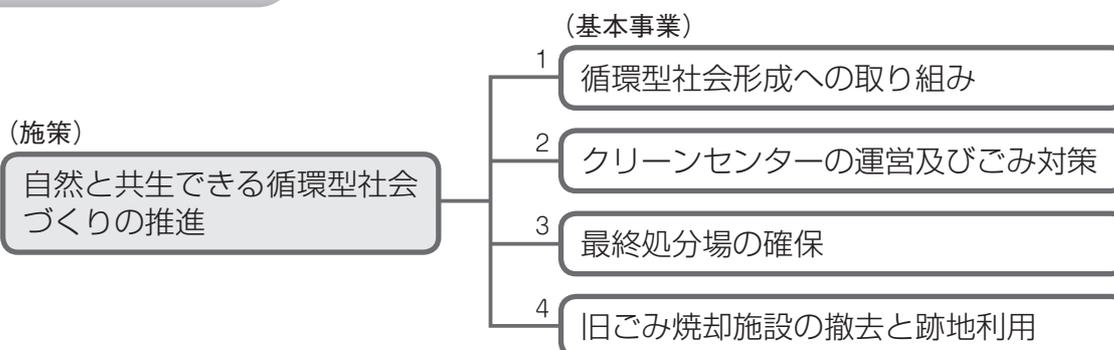
(資料：クリーンセンター廃棄物対策課)

基本方針

ものの買い方、使い方などのライフスタイルの見直しや循環型社会形成に向け、ごみの発生抑制・再使用・再生利用を推進します。また、ごみ処理施設に搬入されるごみを適正処理し、リサイクル資源として活用するなど、資源を大切にし、自然と共生できる循環型社会づくりを構築します。

また、周辺環境に十分配慮したクリーンセンターの適正な操業と最終処分場の確保に努めます。

施策体系図



## 主要な施策の内容

### 1 循環型社会形成への取り組み

#### (1)環境に配慮したライフスタイル・社会構造づくりの推進

- ①平成29年(2017年)度までを計画期間とする一般廃棄物(ごみ)処理基本計画について、社会経済情勢等の変化をふまえた見直しに向けた検討を平成24年(2012年)度から行い、目標数値や制度の見直しなどを進め、市民等との協働によるごみの減量化、発生抑制、再使用、再生利用を推進し、自然と共生できる循環型社会づくりをめざします。
- ②生活や事業活動にともなう物品の製造・購入・販売段階において、環境への負荷が少ないものの選択を啓発するとともに、市民が消費者として循環型社会形成に即したごみ排出を削減する行動につながる施策の推進に努めます。
- ③市が率先してグリーン購入\*を進めるなど、環境に配慮した取り組みを進めていくとともに、事業所・企業へも環境に配慮した取り組みの推進とISO\*取得事業者の増加を促進します。
- ④エコショップ\*の紹介や、環境に配慮している事業所の表彰制度などの創設と市民への積極的な紹介を行うとともに、広報などを通じ積極的にごみ減量やリサイクルに取り組んでいるグループや個人を紹介するなど、市民へのPRに努めます。
- ⑤省資源化ならびにごみ減量施策の一環としてのマイバック運動を推進します。

#### (2)ごみの減量化・発生抑制の推進

- ①ごみの排出時に、地区自治振興会と連携し、各地区ステーションでの分別・減量・ごみ出しマナーを直接啓発するとともに、分別が不十分なごみには啓発用のシールを貼付し収集を行わないことなど分別の徹底を図ります。
- ②ごみの量や質を把握することにより、地域減量目標を設定し、ごみ減量モデル地区の拡大など地域住民によるごみ減量の取り組みを進めます。
- ③広報などを通じ、発生抑制の具体的な取り組みを紹介し、ごみの減量化・発生抑制の推進に努めます。

#### (3)再使用の推進

- ①リターナブルびん\*など再使用できるものの使用を促進するため、事業所と連携して、再使用可能製品の普及を検討します。
- ②リサイクルショップの活動状況を調査し、積極的に利用が図られるような取り組みを進めるとともに、フリーマーケットの開催を奨励・支援します。
- ③消費者協会やNPOなどとも連携し、市公式ウェブサイトなどを活用し再利用のための情報交換の場づくりを進めます。

#### (4)再生利用の推進

- ①家庭への生ごみ処理機の購入補助、コンポスト\*の斡旋などにより、生ごみの堆肥化を進めます。また、落ち葉・せん定枝・雑草などについても堆肥化を進めます。
- ②資源ごみ報奨金制度の周知を図り、地域コミュニティや市民団体などによる資源物の集団回収の支援・促進に努めます。
- ③容器包装リサイクルについては、拠点収集を主体とし再資源化を推進します。家電リサイクルについては、排出者負担による処理が円滑に行われるよう制度の周知を図ります。パソコンのリサイクルについても、本市が処理する廃棄物でない旨を周知し、リサイクル制度に沿った排出の周知を図ります。



## 2 クリーンセンターの運営及びごみ対策

### (1)ごみの適正処理・処分の推進

- ①ごみ焼却施設の適正な運用を行うとともに、ダイオキシン類などの定期測定を実施し、検査結果などの情報公開を進めます。
- ②「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」などに基づく適正な処理・処分・再資源化が図られるよう、関係機関との連携を図りながら、必要に応じ排出者への指導などを行います。

### (2)ごみ焼却施設の適正管理・維持整備

クリーンセンターの操業にあたり、安全な運転管理と適正な維持管理に努め、故障・事故の未然防止と効率的処理に努めるとともに、適正な管理を行い、周辺環境対策を行います。

### (3)ごみ処理体制の効率化と民間委託の検討

より簡素で効率的な運営を行うため、収集ルートや収集形態及び組織体制の検討を行い、ごみ収集車両の減車等の見直しを実施します。また、将来の民間委託に向けた検討を行います。

### (4)ごみの減量及び適正処理の管理

分別徹底の広報・啓発を行い、廃棄物の減量化を図り、経費の削減と再資源化を推進します。また、搬出している廃棄物が適正かつ安全に処理されているか、定期的に現地を確認し管理を行います。

### (5)不法投棄対策の推進

地域不法投棄監視パトロール隊の設置を働きかけ、不法投棄防止看板などの設置支援を進めるとともに、民間事業者や地域住民と連携し、情報収集や現地パトロールの監視体制を強化します。また、鳴門市不法投棄監視パトロール連絡協議会により、不法投棄防止ネットワークの構築を図り、不法投棄を許さない市民運動を高めます。

### (6)環境学習館の運営

循環型社会の形成や環境に関する市民の自発的な取り組みを推進するため、リサイクルプラザに設置している環境学習館において、ごみの減量化や地球温暖化\*対策の必要性や家庭でできる具体的な取り組みやその効果等に関する講座を開設します。

## 3 最終処分場の確保

徹底した減量化を行いながら、松茂町の徳島東部処分場などを利用して最終処分を実施します。また、同処分場閉鎖後の最終処分場については、今後とも長期的な視点に立ち、検討に努めます。

## 4 旧ごみ焼却施設の撤去と跡地利用

旧ごみ焼却施設の早期解体・撤去に向け、引き続き財源確保のための働きかけや検討を進めるとともに、跡地利用については、関係諸団体の意見も参考にしながら、より公共性・必要性の高い利用のあり方を検討します。

(7)エネルギー使用

## 07 地球温暖化・省エネ対策の推進

～地球に優しいまち～

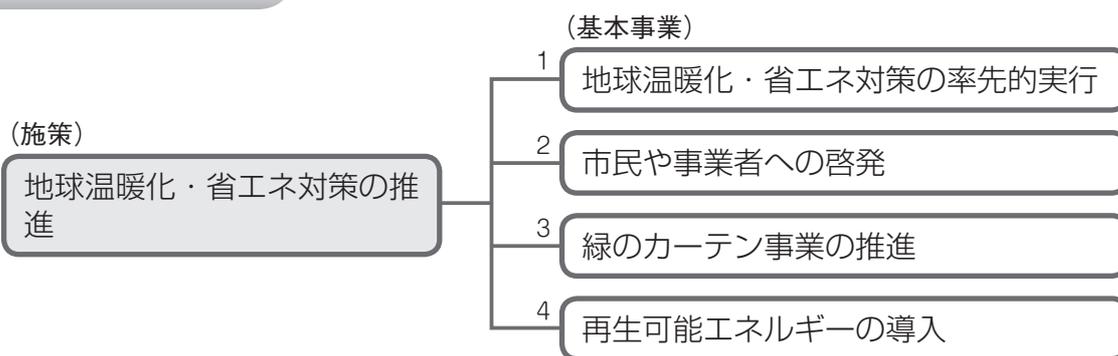
### 現況と課題

- 1 私たちの暮らしや事業活動は、大量のエネルギーを消費して成り立っていますが、このことによって地球温暖化\*の原因となる二酸化炭素を大量に排出したり、限りある資源を枯渇させるおそれも生じています。このため快適な生活環境を将来世代に伝えるには、エネルギーを大量に使用するライフスタイルからの転換を図り、環境への負荷を低減する取り組みが必要となっています。
- 2 これまで地球温暖化対策として推進していた原子力発電も、平成23年(2011年)3月の東京電力福島第一原子力発電所の事故を契機に計画の見直しが求められており、一方で再生可能エネルギーに注目が集まっています。  
深刻化する地球温暖化や従来のエネルギー施策が見直されるなか、日々の消費生活をより環境負荷の少ないスタイルに転換し、循環型社会を構築することが一層求められています。

### 基本方針

エネルギーを大量に使用するライフスタイルを見直し、自然環境への負荷を低減させる取り組みを市民や事業者とともに推進し、地球環境にやさしいライフスタイルの定着をめざした取り組みを進めます。

### 施策体系図



### 主要な施策の内容

- 1 地球温暖化・省エネ対策の率優先的実行  
市の事務・事業における温室効果ガスの排出削減やエネルギー消費量を抑えるためのさまざまな取り組みを率先して行うとともに、取り組み状況について広報紙や市公式ウェブサイトなどを利用した情報提供に努めます。



## 2 市民や事業者への啓発

環境学習館における講座や出前講座などを活用し、家庭で取り組める具体的対策について、CO<sub>2</sub>削減効果や省エネ効果などの周知に努め、市民や事業者とともに環境にやさしいまちづくりを推進します。

その中でも、ごみの焼却時に発生する温室効果ガスを削減するため、ごみの分別徹底や資源ごみの回収、生ごみの堆肥化を推進し、焼却ごみの減量化に努めます。

## 3 緑のカーテン\*事業の推進

夏場の電気使用量削減効果がある「緑のカーテン事業」を学校や公共施設に導入するとともに、多くの市民にも取り組んでいただけるよう「緑のカーテン」をつくるゴーヤ苗を市民に配布します。

## 4 再生可能エネルギーの導入

電気使用にともなうCO<sub>2</sub>削減を図るため公共施設への太陽光発電システムの導入に努めます。その他の再生可能エネルギーについても調査研究を行い、導入の可能性について検討します。



大麻中学校校舎屋上に設置した太陽光パネル



緑のカーテン

(8)消費生活

## 08 消費者の自立と保護

～安全で安心な消費生活ができるまち～

### 現況と課題

- 1 近年の技術革新や情報化の進展、消費者ニーズや流通形態の変化などにもとない、新しい商品が次々に開発されるとともに、多種多様なサービスが消費者に提供されています。また、従来からの商品の不当表示や誇大広告などの問題に加え、国際化や規制緩和によって身近になった輸入食料品などの信頼性や安全性に関する問題が生じています。さらに、訪問販売、悪質・悪徳商法などに関する契約トラブル、法外な高金利による借入や多重債務問題などの金融トラブル、インターネットでの売買に関するトラブルなども、幅広い年齢層で発生し、年々増加傾向にあります。こうした中、鳴門市消費生活センターへの相談件数も、平成22年(2010年)度は259件と平成20年(2008年)度の203件から増加しており、相談機能の充実・強化に努めています。
- 2 消費生活センターでは、専門的知識を持った相談員が、市民から消費生活に関する相談や苦情を受け、それらの解決に向けた助言や情報提供を行っています。また、消費生活の向上に取り組む団体として、鳴門市消費者協会がさまざまな活動を行っています。
- 3 今後、消費者を取り巻く環境が一層変化していくことが予想されるなか、消費者が十分な知識を持ち、自らの判断で適切な消費行動ができるよう、市民への啓発や適切かつ迅速な情報提供、相談・苦情処理体制の充実、消費者団体の育成を図る必要があります。

■消費生活センター相談件数の推移 (単位：件)

	一般相談	苦情相談	合計
平成18年度	31	256	287
平成19年度	21	181	202
平成20年度	27	176	203
平成21年度	37	207	244
平成22年度	28	231	259

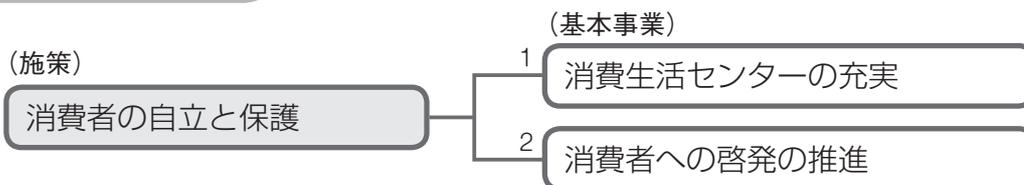
(資料：消費生活センター)

### 基本方針

市民が安全で安心した消費生活を送ることができるよう、消費生活センターの相談窓口の充実や、市民への啓発・情報提供、関係機関との連携強化などに努めます。



## 施策体系図



## 主要な施策の内容

### 1 消費生活センターの充実

消費者から寄せられた消費生活に関する相談や苦情に、迅速かつ的確に処理できる体制の充実に向け、全国消費生活情報ネットワーク・システム(pio-net)の活用や、相談員の資質向上を図ることにより、相談業務の質的向上、効率化を図るとともに、適切な消費者情報の提供に努めます。

### 2 消費者への啓発の推進

- ①消費者被害の未然防止を図るため、消費者が十分な知識を持ち、自らの判断で適切な消費行動ができるよう、広報や各種啓発資料の配布、講演会やセミナーの開催などを通じて、消費者への啓発や、適切かつ迅速な情報の提供に努めます。
- ②高齢社会における消費者問題対策として、民生委員児童委員やホームヘルパーへの情報提供を通じた地域の見守り活動を促進し、高齢者の消費者被害の未然防止を図ります。
- ③消費生活の安全・安心等に取り組んでいる鳴門市消費者協会などの活動を支援します。

(9)火葬場・墓地

## 09 火葬場・墓地の適正な運営・管理

～永遠のやすらぎを大切にすまち～

### 現況と課題

1 本市の火葬場は、施設の老朽化及びニーズの多様化に対応するため、平成19年(2007年)度に施設改修を行うなど施設整備を進め、適切な運転を行うことにより、来所者サービスの向上や自然環境・周辺環境の保全に努めています。

施設の使用状況は増加傾向にあり、平成22年(2010年)度は市内居住者710件、市外居住者64件の合計774件と、10年前と比較すると全体で130件、約20.2%増加しています。

今後の運営については、来所者に対する一層のサービス向上や、より簡素で効率的な運営が求められており、火葬場業務の管理運営における民間活力の導入について幅広く検討し、導入に向けての取り組みを進めていく必要があります。

2 現在、市有墓地は、市内に89か所設けられており、地域に密着したものになっています。墓地は永続性・公共性・公益性が確保されることが求められており、墓地の利用者や地域による適切な墓地管理が必要となってきます。

### ■火葬場使用状況の推移

(単位：件)

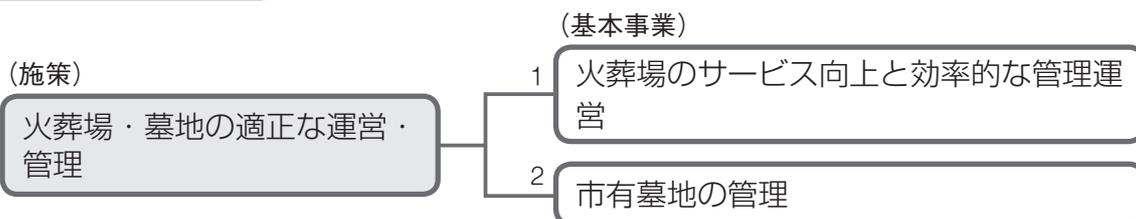
	大 人			小 人			合 計
	市 内	市 外	計	市 内	市 外	計	
平成18年度	558	28	586	9	4	13	599
平成19年度	665	32	697	11	3	14	711
平成20年度	622	39	661	14	4	18	679
平成21年度	674	44	718	8	1	9	727
平成22年度	696	62	758	14	2	16	774

(資料：クリーンセンター管理課)

### 基本方針

火葬場の運営について、来所者サービスの向上を図るとともに、より効率的な管理運営を進めるため、民間活力の導入について検討し導入を図ります。また、市有墓地については、各墓地の現状をふまえ適正な管理に努めます。

### 施策体系図





### 主要な施策の内容

#### 1 火葬場のサービス向上と効率的な管理運営

- ①市民ニーズに対応し、植栽等周辺環境に配慮した施設の整備と適正管理を図るとともに、配慮ある来所者サービスの向上に努めます。
- ②サービスの充実やより簡素で効率的な運営を行うため、火葬場業務の管理運営について、民間活力の導入を検討し、実施に向けた取り組みを進めます。

#### 2 市有墓地の管理

市有墓地の実情把握に努めるとともに、墓地を使用する一人ひとりが適切に維持管理をするという認識を深めることができるよう啓発を行います。また、墓地使用者による管理組合の設立など、墓地の使用者や地域による適切な墓地管理の促進に努めます。

(1)自然環境

## 01 自然環境の保全と生活環境づくり

～自然と身近に触れあえるまち～

### 現況と課題

1 市域の約6割を占める山林は、広大な緑の回廊として、野生動物の生活空間として重要な役割を果たしています。しかし山間部における土砂採掘等による山林の減少、高速道路等幹線道路の整備にともなう野生動物の生活空間の分断、管理されなくなった山林の荒廃、ごみの不法投棄など山あいの自然環境は、大きく変貌しており、その影響は、景観の悪化、川への土砂流出、生息生物の減少のほか、イノシシやサルなど本来山で暮らす野生動物が人里まで下りてきて農作物に被害を及ぼす被害もおきています。

こうした状況を改善し、山間部の豊かな自然環境を将来に引き継いでいくためにも、人の暮らしとの調和の中で、山の環境の保全・再生・活用の方向性を検討していく必要があります。

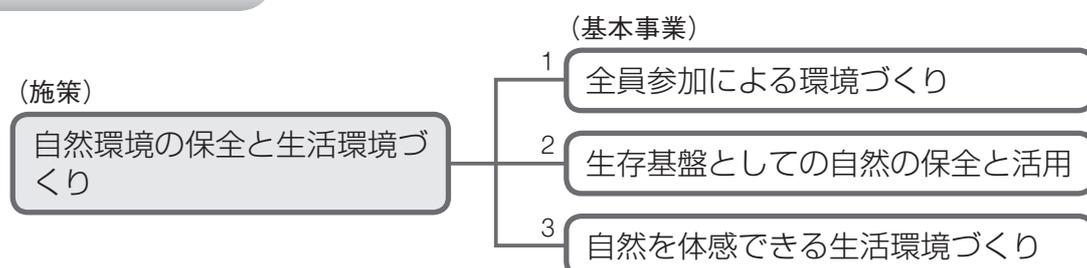
2 農業が盛んな本市において、農地は人の暮らしを支える生産の場であり、人の暮らしと自然が調和する場であり、広大な農地の風景は鳴門の代表的な原風景でもあります。近年、国でも環境保全型農業や農業空間における自然再生等を推進する方針を打ち出しており、今後、持続可能な農業経営を図るためにも、環境へのやさしさ、人へのやさしさを付加価値とした農業の推進が必要となってくるものと考えられます。特に、本市の農地は、集落と隣接していることも多いことから、農環境を生かした身近な自然の保全と再生が必要となっています。

3 本市では、市街地においても周囲に海や山があり、水や緑豊かな自然環境の中で暮らしているという印象がありますが、身近な自然環境は失われつつあるのが実情です。身近な自然環境は生活に潤いを与えます。特に、子どもたちにとっては、自分たちの行動範囲にある身近な自然環境は、感性を磨き、生きる力を育む重要な空間です。このため、街なかの丘陵や社寺林、小河川など小規模でも身近な自然環境を保全・再生し、活用していく必要があります。

### 基本方針

市民生活の基盤であり、貴重な財産でもある本市の自然環境の保全と自然と調和したまちづくりに市民や事業者とともに取り組みます。

### 施策体系図





## 主要な施策の内容

### 1 全員参加による環境づくり

本市の自然環境を保全し、自然と暮らしが調和した環境づくりを総合的・計画的かつ柔軟に進めていくための関連施策との調整・連携を図っていきます。

また、市民一人ひとりが環境に関心を持ち、それぞれの立場で環境づくりに取り組んでいただけるよう、環境教育・環境学習の開催や、市が取り組む環境施策に市民の意見や提案を取り入れる場の設置など、環境づくりのさまざまな場面への市民参加の機会づくりに努めます。

さらに、環境活動に取り組んでいる市民・事業者・民間団体等を支援するなど、市民等と連携した環境づくりを推進します。

### 2 生存基盤としての自然の保全と活用

#### (1)山林の保全と再生

①山林は野生動物の生活空間・移動空間であり、水源のかん養や災害の防止、地球温暖化\*防止など環境保全にさまざまな機能を有しています。山林は、地域振興との調和を図るなかで、保全と再生に努めるとともに、山間部における不法投棄を防止するため、市民や事業者と連携したパトロールを実施するなど環境保全に努めます。

②鳴門公園から島田島の島嶼部、大麻山周辺に整備されている「四国のみち\*」については、国や県と連携しながら、安全で快適に利用できるよう維持管理に努め、自然を探索できる場所として活用を図っていきます。

③市街地周辺の山林についても自然環境の保全と再生に努め、市民が気軽に自然とふれあえる「里山づくり」に地域住民と協働で取り組みます。

#### (2)農環境の保全と再生

本市の平地面積の約半分を占める農地は、市の土地利用において大きな比重を占めており、農作物の生産の場であるだけでなく、人と自然が共生する場でもあります。これら自然環境に重要な役割を担っている農地の計画的な保全を図るとともに、遊休農地をビオトープ\*などの環境空間として活用するなど、自然と共生する農村環境づくりを地域住民との協働のもとで進めていきます。

#### (3)野生の生きものの生息環境の保全と再生

①多様な野生生物が生息するビオトープは豊かな自然の証であり、我々にとっても貴重な資源です。このため市内におけるビオトープの分布やそこで生息している動植物について状況を把握するとともに、保護対策について検討します。

②クリーンセンター周辺で整備を進めている「フクロウと子どもたちの森」にさまざまな生きものが生息できるビオトープを創出し、自然に触れる野外学習の場として活用します。

### 3 自然を体感できる生活環境づくり

①市民が季節の変化を感じ、快適な暮らしができるまちづくりを進めるため、市街地の緑化を推進するとともに、地域の自然環境を生かした景観づくりに努めます。

②日常生活に安らぎと潤いを与え、良好な自然景観を形成している市街地周辺の丘陵や河川の保全と再生に努めます。

③街なかの丘陵や社寺林、小河川などを身近な自然にふれあえる空間として保全・再生に努めるとともに、その活用を図ります。

(2)公園・緑地

## 02 緑の保全と創出

～生活に潤いを与える緑あふれるまち～

### 現況と課題

- 1 公園や緑地は、暮らす人々に潤いと安らぎを与える憩いの場としてスポーツやレクリエーションにも利用されるとともに、環境負荷を軽減する環境保全機能や防災機能などさまざまな役割を担っています。本市の主要な公園は、観光施設としての機能も有しており、自然に恵まれた美しい景観、産直市や多様なイベントの実施など人が集まるにぎわい創出の場としても、重要な役割を担っています。
- 2 本市の主要な公園は、撫養地区では鳴門総合運動公園・うずしおふれあい公園・撫養川親水公園、鳴門地区では鳴門ウチノ海総合公園・鳴門塩田公園、大麻地区ではドイツ村公園などがあげられます。そのうち、県営施設である鳴門ウチノ海総合公園は、平成15年(2003年)6月にオープンし、本市が平成18年(2006年)度から指定管理を受け維持管理運営を行っており、また、鳴門総合運動公園も平成21年(2009年)度から一部維持管理運営を行っています。
- 3 既存公園は、完成後25～35年を経過し、施設が老朽化しており対策が必要です。また、通常の清掃や除草は地元自治会などによるボランティア管理委託を進めていますが、付近住民の一層の理解と積極的な参加が望まれます。
- 4 整備中のドイツ村公園は、ドイツ館をはじめ、ばんどうの鐘、板東谷川河川敷の遊歩道・花畑の整備などを進め、平成14年(2002年)度には四国横断自動車道からも遊歩道で結ばれるとともに、民間団体により寄贈された賀川豊彦記念館が開館されました。さらに、平成18年(2006年)10月には、「日本の歴史公園100選」に選定され、平成22年(2010年)4月には、「菩提樹の森」が開園しました。
- 5 瀬戸内海国立公園区域内は、大塚国際美術館や渦の道などの観光施設が設けられており、また、大麻山県立自然公園周辺地域には、ドイツ館や賀川豊彦記念館、四国霊場一番札所霊山寺・二番札所極楽寺、かつて板東俘虜収容所で実際に兵舎(バラック)として利用されていた建物を解体・移築した道の駅\*第九の里など歴史文化施設があり、今後も観光客と利用者の増加を図っていくことが課題です。  
今後これらの公園や周辺地域においては、本市を代表する観光地として、貴重な自然環境の保護との調和を図るとともに、自然公園法をはじめとしたさまざまな法律を遵守しながら、多くの方々の憩いの場としての環境整備を図っていくことが重要な課題です。
- 6 徳島東部都市計画区域緑のマスタープランを基本計画として整備してきましたが、都市緑地保全法の改正にともない「緑の基本計画」の策定が求められています。また、公園の管理の充実を図るためには、市民団体との連携の強化などにより維持管理を行っていく必要があります。
- 7 都市緑化については、公共施設の緑化推進とともに緑化意識の高揚と市民との協働によ



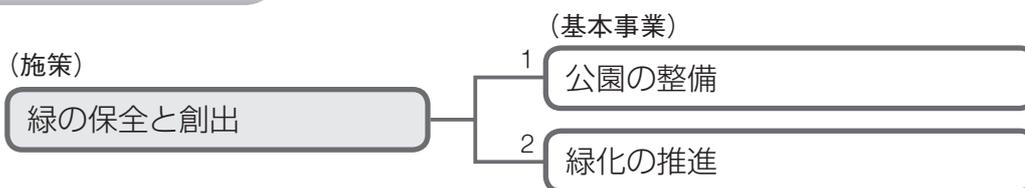
る公園や緑地帯、民有地などの緑化推進が必要です。また、幹線道路の街路植樹は完了していますが、枯れ葉や害虫、街路樹の根の成長により舗装や縁石が持ち上げを起こす街路樹の根上がり等への対策が求められています。

## 基本方針

市民の自然志向・環境志向が大きく高まるなか、市民と一体になって豊かな自然と優れた景観の保全に努めるとともに、観光資源としての整備と利用促進を図ります。

市民との協働による公園や緑地の整備と維持管理に努め、やすらぎと潤いにあふれたまちづくりを進めます。

## 施策体系図



## 主要な施策の内容

### 1 公園の整備

#### (1) 都市公園の整備と利用促進

- ① 「緑の基本計画」の策定に努め、国の補助制度などの活用を図りながら長期的な緑化施策を推進します。
- ② ドイツ村公園は、道の駅第九の里の開駅や菩提樹の森の開園など整備が進んでいますが、今後もその歴史的・地理的特性を生かした整備を進めながら、多面的活用について検討を行います。
- ③ 衛生センター周辺整備事業の一環として進めてきた木津城山公園は、平成21年(2009年)度から開園しており、市民の憩いの場としての環境づくりに努めます。
- ④ 鳴門ウチノ海総合公園については、関係団体や学識経験者などで構成する鳴門ウチノ海総合公園を育てる会などと連携を図りながら、適正な管理と多面的活用など利用促進に努めます。

#### (2) 自然公園の整備と利用促進

- ① 瀬戸内海国立公園区域については、国や県と協議をしつつ、景観の保護、海岸の維持、利用形態と施設の整備促進を図ります。
- ② 大麻山県立自然公園地域についても同様に、景観及び利用形態の整備とその利用を図ります。
- ③ (財)自然公園財団が実施する公園利用者の保健・休養と自然保護思想の普及・啓発のための自然観察会や、自然探勝用のガイドマップづくりなどに協力し、その適切な利用を図ります。

#### (3) 市民との協働などによる維持管理の充実

- ① 街区公園などの身近な公園については、公園ボランティア制度の維持、充実を図るなど、市民との協働事業やボランティア活動を推進し、より安全で快適な公園の管理を進めます。
- ② 公園や街路樹から発生する雑草、せん定枝葉などはチップ化の促進及び堆肥として活

用する「緑のリサイクルシステム」を構築し、資源化に努めます。

## 2 緑化の推進

### (1)公共施設の緑化

緑のある快適な都市空間を形成するため、公共施設の緑化を推進します。また、民有地を含めた全市的な緑化計画を推進するため、「緑の基本計画」の策定に努めます。

### (2)市民との協働による緑化の推進

①公園や緑地帯などについては民間ボランティアなどが花づくりをしやすい環境整備に努めます。

②市道の植樹柵については、道路アドプト事業を充実させるなど、市民との協働事業やボランティア活動を推進します。

### (3)緑化意識の高揚

緑豊かな潤いのある住み良い環境を創造するため、緑化意識の高揚を図ります。



うずしおふれあい公園



JR撫養駅  
花街道地域づくりネットワークによる緑化推進事業



撫養川親水公園



### (3)生活排水対策

## 03 生活排水対策の推進

～きれいな水環境を守るまち～

### 現況と課題

- 1 すべての生活排水を適正に処理するためには、公共下水道に代表される汚水の集合処理施設を利用するか、そうでなければ合併処理浄化槽を利用するしかありません。

本市の公共下水道は平成21年(2009年)度に供用開始し、平成22年(2010年)度末現在の処理区域内人口は市全体の約5.8%である3,635人で、このうち、実際に下水道に接続している利用者は568人となっています。公共下水道以外の集合処理施設には市営矢倉団地に設置しているコミュニティ・プラント\*がありますが、平成22年(2010年)度末現在の利用者は472人です。

- 2 現状において、公共下水道やコミュニティ・プラントが、供用されているのは市内の一部であり、ほとんどの生活排水は個別処理施設で処理されているのが実態です。

生活排水の個別処理施設の設置状況は、平成21年(2009年)に徳島県が実施した浄化槽等設置状況一斉調査によると、市内の生活排水の個別処理施設のうち、「し尿」のみを処理する単独処理浄化槽が68.4%、汲み取り槽が14.7%で、すべての生活排水を処理できる合併処理浄化槽は個別処理施設全体の16.9%に止まっています。

- 3 平成22年(2010年)度末における本市の汚水処理人口普及率は32.2%ときわめて低く、7割近くの生活雑排水が未処理で排出されている状況です。これら未処理生活雑排水が河川等公共用水域の水質汚濁の大きな原因となっており、住宅が密集して人口が多い地域ほど河川や水路の水質が悪化しています。

このため、河川等の水質を改善するには、公共下水道や合併処理浄化槽などすべての生活排水を処理できる生活排水処理施設の整備を推進する必要があります。

- 4 本市の汚水処理対策は、これまで「鳴門市生活排水対策推進計画」や「鳴門市汚水処理構想」などの計画に基づいて推進してきました。

今後も、本市における生活排水対策を総合的かつ計画的に推進するため、平成23年(2011年)3月には「鳴門市生活排水対策推進計画」の内容を見直し、汚水処理人口普及率の向上や公共用水域の水質改善に取り組んでいます。

また、「汚水処理構想」についても、人口減少や社会構造の変化など汚水処理施設整備の前提となる諸情勢の変化に対応するため、同時期に見直しを行い、今後はそれぞれの地域の特性や実情に応じた手法で順次汚水処理対策を推進していきます。

- 5 生活排水や、工場排水をきれいな水にして川や海に返す重要な社会基盤施設である下水道の整備については、川や海の水質保全と生活環境の改善を図ることを目的に、県及び旧吉野川流域の2市4町が一体となって事業を進めています。

これまで整備を進めてきた撫養中心部(103ha)と大麻町市場の工業専用地域(8ha)に引き続き、平成23年(2011年)度からは撫養中心部の周辺地域(78ha)にも拡大し、整備を進めています。

下水道事業を長期に渡り安定的に運営していくためには、供用区域内の多くの市民に加

入していただくことが必要不可欠であることから、下水道接続に関する排水設備費用の助成制度など、個人負担の軽減対策等も考慮しながら、水洗化率\*のさらなる向上を図る必要があります。

6 公共下水道の整備には、相当な期間と費用が必要であり、合併処理浄化槽の整備も相当な個人負担をとまなうため、個別処理施設の約8割を占めている単独処理浄化槽や汲み取り槽を短期間で合併処理浄化槽に転換していくことは容易ではありません。このため、河川等公共用水域の水質改善・保全を図っていくためには、公共下水道等の生活排水処理施設の整備促進とあわせて、生活排水に含まれる汚濁負荷を削減するためのさまざまな取り組みが必要となっています。

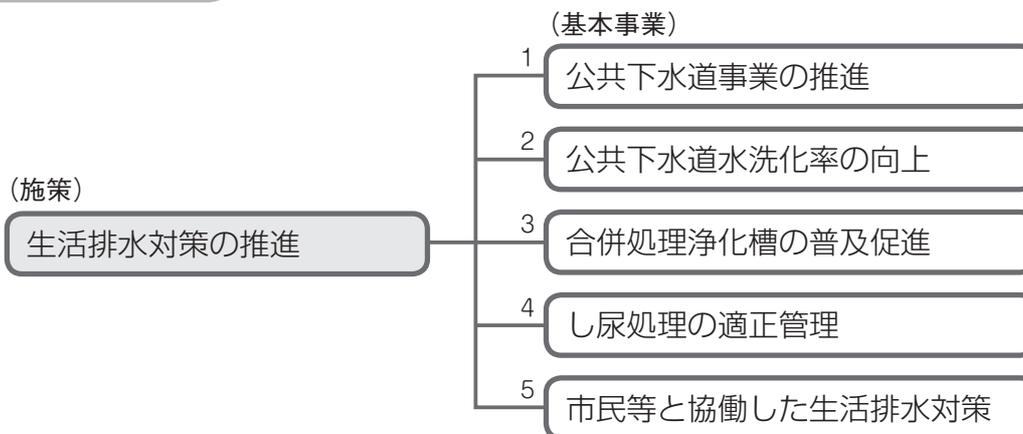
7 生活排水処理の大部分を個別に処理せざる得ない状況の本市においては、汲み取り槽や浄化槽で発生するし尿や汚泥の処理が欠かせません。

本市のし尿処理施設については、平成6年(1994年)度に完成し、希釈水が不要な高負荷脱窒素処理方式を採用しており、周辺環境への負荷を最小限にとどめていますが、施設の老朽化にとまなう機能低下を防ぐため、定期的かつ計画的に保全・整備を行う必要があります。また、し尿収集業務については平成19年(2007年)4月から全面的に民間許可事業者が行っていますが、継続的に指導を行うことにより適切な収集を確保し、災害時等における収集についても民間事業者の体制を整え、支援を行うことにより、迅速なし尿処理の確立を図る必要があります。

### 基本方針

公共下水道や合併処理浄化槽等の汚水処理施設の整備を推進し、汚水処理普及率の向上を図るとともに、適正な維持管理に努め、市民や事業者の協力のもとで、生活排水に含まれる汚濁負荷量を削減するための取り組みを進めることにより、身近な水環境を再生し、豊かな川と海を守り育てます。

### 施策体系図





## 主要な施策の内容

### 1 公共下水道事業の推進

住宅が密集して人口が多い地域では、生活排水を個別に処理するよりも集合処理した方が効率的なため、市内で人口が最も集中している撫養町・大津町・里浦町のうちの人口集中地区から優先的に公共下水道の整備促進を図っていきます。

### 2 公共下水道水洗化率の向上

公共下水道が整備されても、接続する市民や事業者が少なければ公共用水域の水質改善や地域の生活環境の改善の効果は十分に発揮されません。また、今後、本市の汚水を長期に渡り安定的に処理するためには、健全な下水道経営を実現する必要があります。

そこで、下水道の普及を促進し、水洗化率の向上を図るため、高齢者または障がい者の低所得世帯への受益者負担金猶予措置・下水道使用料減免措置などの制度充実や、接続に関する排水設備費用の助成制度の活用により、水洗化率のさらなる向上に努めます。

### 3 合併処理浄化槽の普及促進

公共下水道の整備を計画していない地域あるいは計画している地域であっても整備までに相当な期間を要すると思われる地域にあっては、合併処理浄化槽の普及によって汚水処理人口普及率の向上を図っていく必要があります。このため、合併処理浄化槽の効果や必要性を広く周知するとともに単独処理浄化槽や汲み取り槽から合併処理浄化槽に転換する場合の補助制度を設け、合併処理浄化槽の普及促進を図っていきます。

### 4 し尿処理の適正管理

#### (1) し尿処理施設の適正管理

適正かつ効率的なし尿処理を継続的に行うため、施設を適正に運営管理し、定期的な保全整備を行います。

#### (2) し尿収集業務の適正管理

し尿収集業務を担っている民間許可事業者が、適正かつ効率的な収集を定期的・継続的に行うため、事業者の業務向上を図ります。

### 5 市民等と協働した生活排水対策

#### (1) 汚濁負荷軽減の取り組み

生活排水に含まれる汚濁負荷を軽減する効果があるEMの活用について市民に周知するとともに自治会や市民団体などと連携しながら普及に努めます。

#### (2) 生活排水に関する啓発活動の推進

①生活排水に含まれる汚濁負荷を軽減するため、生活排水対策の必要性や家庭でできる具体的な取り組みとその効果等に関する情報を市の広報や市公式ウェブサイトで紹介するなどさまざまな機会を通じて啓発活動に取り組みます。

②浄化槽は、使い方を誤ったり、維持管理を適切に行わないと、悪臭が発生したり、放流水の水質が悪化したりして公共用水域の汚濁の原因ともなります。浄化槽の処理能力を維持し、生活排水をきれいな水にして河川等に放流するため、浄化槽の保守点検、清掃、及び法定検査の受検について、市民や事業者への周知徹底を図っていきます。

#### (4)河川・海岸

### 04 自然環境に配慮した水辺空間の整備

～自然豊かな水辺空間をつくるまち～

#### 現況と課題

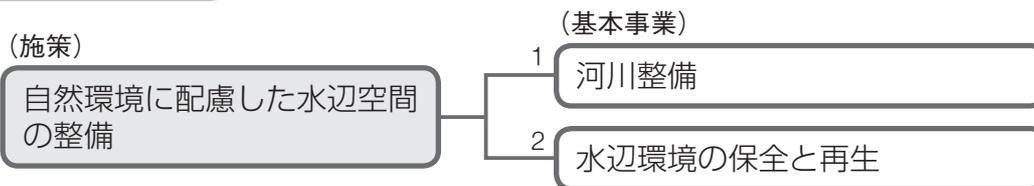
- 1 市内には、市域の南部を東流している旧吉野川や阿讃山脈から流れ出している板東谷川や折野川、市街地のなかを流れる撫養川や新池川など多くの河川があります。平野部にはこれらの河川から水を引いている農業用水路が縦横に走り、山麓部には、農業用水確保のための「ため池」も多く見られます。  
これらの多様な水辺環境は、日常生活との関わりが深い、より身近な水辺として親しまれてきましたが、近年、護岸のコンクリート化や生活排水の流入による水質の悪化、生息生物の減少や「ブラックバス」「アカミミガメ」等、外来生物の増加と在来生物の減少、砂防工事や建設残土等の埋め立てによる溪流の喪失など水辺環境は大きく変化しています。
- 2 本市の河川は、国が管理する一級河川11河川、県が管理する二級河川7河川、市が管理する準用河川18河川からなり、緊急性の高いものから順次改修されています。  
宅地開発が進むなか、普通河川(水路)の整備が遅れ、市街地の浸水や生活排水の流入による水質の悪化が見られる箇所があり、早急に整備を進めていく必要があります。
- 3 市内を流れる河川のうち、旧吉野川や撫養川など水量が豊富で水の循環が良い河川や田園地帯を流れる河川の水質は比較的良好で、山間部では、ホタルが見られる清流も残っていますが、市街地の河川や水路の水質は生活排水によると見られる水質汚濁が進んでおり、対応が求められています。
- 4 本市の海岸延長は約85.4kmあり、そのうち市管理漁港海岸は約13.0kmです。これらの海岸の防護施設は、高潮・波浪・海岸浸食などの影響を受けやすく、老朽化による機能低下が進んでいます。海岸法の改正による海岸保全基本計画に基づき、安全で安心できる地域社会を形成するため海岸保全施設の早急な整備を進めていく必要があります。
- 5 鳴門の海は、本市の水産業を支える豊かな漁場であり、自然景観に恵まれた観光資源としても重要な自然環境です。しかし、近年では、水質汚濁、ごみの漂着や不法投棄など多くの課題を抱えています。これらの課題を解決し、魅力ある海の環境づくりへの取り組みが必要となっています。

#### 基本方針

自然環境と景観に配慮した河川・海岸整備を計画的に行うことにより、総合的な機能の向上を図り、自然環境と景観に配慮した、やすらぎある水辺空間づくりに努めます。



## 施策体系図



## 主要な施策の内容

### 1 河川整備

#### (1)河川の改修

撫養川・大谷川・新池川などの県管理河川については、護岸整備をより一層要望します。市管理の準用河川については、親水性のあるやすらぎ空間となるよう景観や自然環境に配慮した、災害に強いまちづくりのための整備に努めます。

#### (2)河川環境の整備

水生生物などが生息・繁殖できる環境づくりと水質浄化機能を持ちあわせた整備に努めます。

#### (3)排水路の整備と適正管理

快適な住環境づくりを進めるため、排水路の整備や清掃を行い、浸水防止や悪臭防止を図るなど適正な管理に努めます。

### 2 水辺環境の保全と再生

#### (1)河川等の水質改善

①河川等の水質調査を定期的を実施して、その結果について公表します。

②水質が悪化し、生きものが姿を消した河川や水路については、市民や事業者、関係機関等と連携しながら河川等の水質改善や環境保全に取り組み、河川等の自然浄化能力の回復を図っていきます。

#### (2)水環境に関する啓発活動の推進

河川等の水質を改善し、良好な水辺環境を形成するためには、市、市民、事業者等が水環境に関心を持ち、水環境の改善に対するそれぞれの責任と役割を理解して、水環境の保全に自らが取り組み、その行動の輪を広げていくことが不可欠です。このため、水環境や生活排水対策に関する啓発活動に取り組んでいきます。

#### (3)水辺の生態系の保全と再生

人々の暮らしに潤いをもたらす、生物多様性を維持するうえで重要な空間である河川や海辺等の水辺環境については、生きものの生息環境を保全し、美しい景観を守るため、環境美化に努めるとともに周辺及び近隣の水辺や緑地とあわせた一体的な保全・再生を図ります。

#### (4)親水空間の創出

河川や海岸などを市民が自然に親しむことのできる親水空間として利用できるよう市民や事業者、関係機関と連携しながら保全と整備に努め、その活用を図ります。



# おおきく躍動 みんなで創る まちづくり



## 全員参加で創るまち なる

- (1) 市民参画・市民協働
- (2) コミュニティ
- (3) ボランティア・NPO
- (4) 情報の共有化
- (5) 行財政運営



## (1)市民参画・市民協働

# 01 市民参画・市民協働の推進

～だれもがまちづくりに参画できるまち～

### 現況と課題

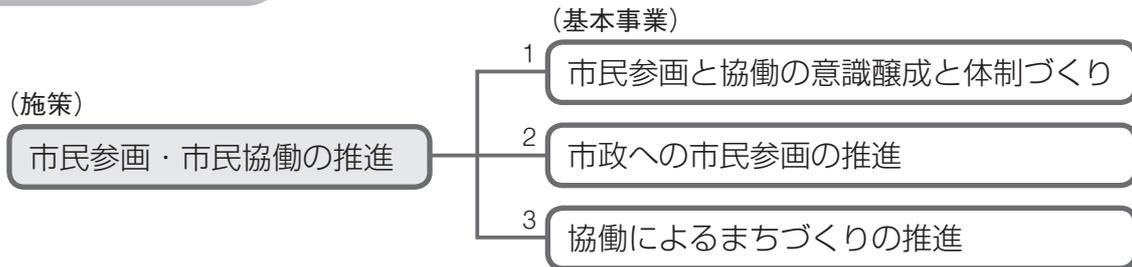
- 1 地域のことは地域で考え、地域自らの責任において決定することが求められた地方分権社会では、地域としての自主性、自立性を高め、地域の個性を生かしたまちづくりを、地域が主体的に進めていくことが必要であり、本市でも、これまで市民の市政への参画を促進するための取り組みを進めてきました。
- 2 こうした取り組みをより一層進め、市民等が主役のまちづくりを実現するため、本市では、平成19年(2007年)度から自治体運営の最も基本的な理念や仕組みを定めた「まちづくりの憲法」とも言うべき「自治基本条例」の策定に仕組み、市民参画のもと、平成23年(2011年)3月に条例を制定しました。自治基本条例では、「参画」「協働」「情報共有」を、市民等が主役のまちづくりを進めるための基本原則として定めており、まちづくりの主体となる市民等、議会及び行政が適切な役割分担のもと、補い合い協力して課題の解決に向けて取り組む必要があります。
- 3 市民参画と協働によるまちづくりを推進するためには、市民と行政の信頼関係の構築が重要です。そのためには、市民が積極的にまちづくりに参画でき、その意見を施策や事業に活かす仕組みづくりや体制の整備が必要であり、まず市職員の意識改革を図ることが強く求められています。
- 4 広く市民の意見を聴き、施策の実施などに活かしていくため、市民相談や市長への手紙、Eメールなどに加え、市長が地域等に出向き、市民と意見交換を行う「出前市長室」、市内で活動されているボランティアグループやNPO法人\*などと市長が意見交換し、元気なまちにするための提言をいただく「鳴門元気upトーク」の開催などの取り組みを進めてきました。また、市民参画による行政の推進を図るため、市民からの提案を市政に反映させる市民提案制度、広く行政計画の策定段階において市民の意見を募るパブリックコメント\*制度などを実施していますが、さらに多種多様な方法で、より幅広い分野・年齢層の市民の意見を把握し、市政に活かしていくための機会を設ける必要があります。
- 5 今後は、一人ひとりがまちづくりの主体であることを自覚し、互いに尊重し、補完しあいながら、地域の課題解決に向けて、協働によるまちづくりを推進することが重要です。

### 基本方針

市民との協働のあり方や行政として市民との協働にどのように取り組んでいくのかを示した指針に基づき、市民等が主役のまちづくりを実現するため、市職員の意識改革を図り、市政への市民参画の機会を拡大し、協働を進めるための環境整備を促進します。



## 施策体系図



## 主要な施策の内容

### 1 市民参画と協働の意識醸成と体制づくり

#### (1)市職員の意識改革と推進体制づくり

市民参画と協働によるまちづくりを推進するため、市職員の意識改革を図り、市民がまちづくりに参画しやすい体制の整備や仕組みづくりを推進します。

#### (2)市民の意識醸成

市政への市民参画と協働によるまちづくりを推進するため、市民に対する自治基本条例の啓発に努め、参画と協働の意識の醸成を図り、主体的にまちづくりに取り組む人づくりを進めます。

### 2 市政への市民参画の推進

#### (1)広聴活動の充実

①市民の意見や要望を把握するとともに、市政の現状や考え方を伝え、行政と市民が相互理解を深め一体となって市民本位の市政を推進するために、市長をはじめとする市幹部職員が地域等に出向き、地域の課題や広く市政全般について市民と意見交換を行う「出前市長室」を開催します。

②さまざまな機会を通じて広く市民などの意見を聴くため、「鳴門元気upトーク」の開催など、あらゆる分野・年齢層の市民を対象にした広聴活動の充実に努めます。

③市民参画の行政運営を推進するため、企画段階から市民の意見を反映する市民提案制度の充実に努めます。

#### (2)市政への市民参画の機会確保

①市政に関する基本的な政策などの策定にあたっては、広く行政計画の策定段階において市民の意見を募るパブリックコメント制度を活用し、市政への市民参画を推進します。

②市民の声を広く市政に反映させるため、各種委員会や審議会に公募市民の委員を積極的に募るとともに、公聴会や説明会などさまざまな手段も活用して、市民参画の機会確保に努めます。

### 3 協働によるまちづくりの推進

市民との協働のあり方や行政として市民との協働にどのように取り組んでいくのかを示した指針に基づき、市民等が主役のまちづくりを実現するため、協働事業を提案しやすい環境づくりを進めるなど、市民等との協働による施策や事業などの推進を図ります。

(2)コミュニティ

## 02 地域のまちづくりの推進

～ともに手を取り創るまち～

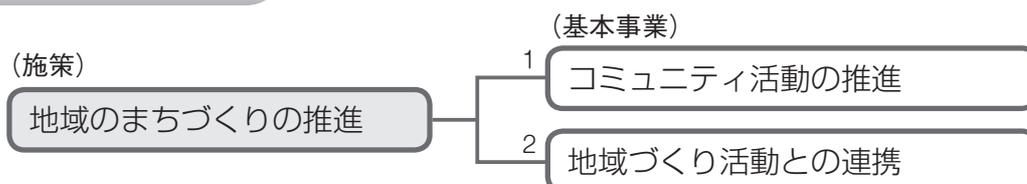
### 現況と課題

- 1 地方分権社会では、地域のまちづくりは、これまでの一律、平等によるまちづくりから、各地域の個性を生かした自立的・主体的なまちづくりが求められてきています。  
このような住民自治の流れが加速するなかで、社会資本整備など行政が行う分野と、市民がコミュニティ活動として行う分野との役割分担を図るなど、行政と市民が一体となって取り組むまちづくりを推進していくことが大切です。  
また、近年、地域社会における人と人とのつながりが希薄になってきていますが、住み良い地域社会を築いていくためには、コミュニティ組織の活動が大切な役割を果たしています。
- 2 市民が主体となった住み良いまちづくりを進めていくためには、「自分たちの地域は、自分たちが考え、自分たちで作りあげる」という自治意識を高めていくとともに、コミュニティ組織の活性化や、コミュニティ組織と行政との適切な連携や協働が必要です。
- 3 本市におけるコミュニティ組織としては、各地域に自治会(町内会など)や、地区社会福祉協議会、婦人会、老人クラブ、自主防災会などがあり、これら団体の連絡調整などを行う地区自治振興会が市内14地区に分かれ、地域の実情に応じた自主的な活動をしています。また、市内全地区の自治振興会で作る自治振興連合会では、「鳴門のまつり」などのイベント開催や情報交換、研修などを行っています。  
今後も、地区自治振興会を行政との協働のパートナーとして位置付け、コミュニティ活動の充実を図るとともに、地域住民のコミュニティ活動への参画意識の醸成を図る必要があります。

### 基本方針

まちづくりの担い手である地域住民で構成された地区自治振興会を行政との協働のパートナーとして位置づけるとともに、地域住民のコミュニティ活動への参画を促すことにより、市民と行政との協働を進め、地域住民による住み良い地域づくりを進めます。

### 施策体系図





主要な施策の内容

## 1 コミュニティ活動の推進

### (1) コミュニティ意識の醸成

- ① 広報などの媒体を活用し、地域の行事や活動状況などコミュニティに関する情報の提供に努めます。
- ② 体育・文化活動や地域環境美化活動などの地域の行事を促進し、心のふれあいや連帯感の醸成を図ります。
- ③ 市内の主たる祭りの獅子舞や子どもみこしなどを一堂に集め紹介する「鳴門のまつり」の開催を支援することなどにより、郷土の文化を発展・継承し、郷土意識を培います。

### (2) コミュニティリーダーの養成

地域活動や研修会・講演会などを通じ、コミュニティ活動の推進力となる人材の育成に努めます。

### (3) コミュニティ活動の充実

- ① 地区自治振興会活動の推進を図るため、環境・体育・文化・福祉・安全などの専門部会活動の育成・強化に努めます。
- ② 自治振興連合会を中心に研修会や交流会などを開催し、地区自治振興会の活動状況や運営方法などの情報交換や協力体制を築き上げるなど、活動内容の充実を図ります。
- ③ 地域の実情や特色にあわせ、地区自治振興会がまちづくりの各分野で主体的に地域づくり事業を実施できるよう情報提供などさまざまな支援を行っていきます。

## 2 地域づくり活動との連携

地区自治振興会のほか、地域住民が主体的に取り組むハマボウ祭りや友好コスモス祭りなどの地域づくり活動を行うさまざまな活動団体とも連携を図りながら、潤いとコミュニティ意識に富んだ地域社会の実現を図ります。



友好コスモス祭り



鳴門のまつり

(3) ボランティア・NPO

## 03 ボランティア・NPO 法人の活動促進

～ともに手を取り創るまち～

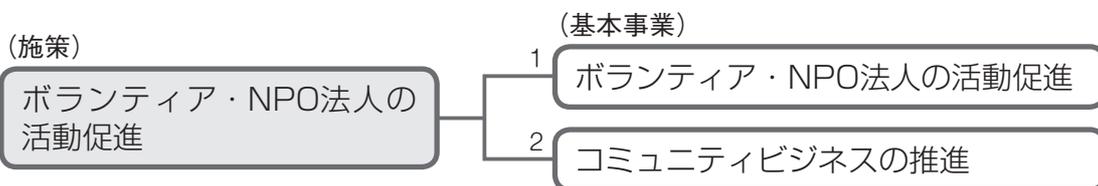
### 現況と課題

- 1 住み良い地域をつくるために、行政だけでなく、ボランティア団体やNPO法人\*（特定非営利活動法人）などの社会貢献活動団体によるまちづくりを進めることが必要となっています。
- 2 市内におけるNPO法人は、平成22年(2010年)度末現在で28団体と、平成19年(2007年)度と比較すると9団体増えており、鳴門市ボランティアセンターに登録しているボランティア団体78団体とあわせて、まちづくりの担い手として大きな役割を果たしています。
- 3 本市では、平成16年(2004年)12月、社会貢献活動の促進についての基本理念や市、市民、社会貢献活動団体、事業者の役割を定めた「鳴門市社会貢献活動の促進に関する条例」を制定するとともに、平成17年(2005年)4月に鳴門市市民活動支援センターを設置し、ボランティア団体やNPO法人などによる社会貢献活動を促進し、市民と行政が連携・協働するまちづくりに取り組んできました。平成23年(2011年)3月には、市民等との協働によりまちづくりを進めることを趣旨とした「鳴門市自治基本条例」を制定したことから、まちづくりの協働の担い手として、今後ますますボランティア団体やNPO法人などの活動が期待されています。

### 基本方針

ボランティアやNPO法人などが主体的に取り組む社会貢献活動に対し、相談活動や情報提供、活動の場の提供など幅広い支援を行い、市民の手による住み良いまちづくり活動の促進を図ります。

### 施策体系図



### 主要な施策の内容

- 1 ボランティア・NPO法人の活動促進
  - ①鳴門市市民活動支援センターにおいて、市民活動専任指導員が、社会貢献活動を行っている団体等から相談を受け、NPO法人の設立や運営、ボランティアについての相談や支援を行います。
  - ②市民活動交流研修会を開催し、ボランティアやNPO法人の活動報告や相互の交流を通して、社会貢献活動の活性化を図ります。



- ③鳴門市市民活動支援センターや鳴門市ボランティア連絡協議会などにおいて、ボランティア団体やNPO法人の活動内容などを紹介する冊子や情報紙を作成し、広く情報提供することによって、ボランティア活動の活性化を進めます。
- ④鳴門市ボランティアセンターと十分な連携を図り、ボランティア活動が自主的・継続的に展開されるよう、活動の相談、研修、登録あっせん、組織化の推進、保険の加入などボランティア活動の条件整備を図り、その活動を積極的に支援します。
- ⑤ボランティア活動の推進にあたる関係機関や団体などが、連携を深めるとともに、情報交換を行い、ボランティア活動の推進を図ります。

## 2 コミュニティビジネスの推進

「地域のさまざまな資源を活かし、地域住民が主体となって地域の課題の解決に取り組み、ビジネスとして成立させていくことで、地域活性化や住み良いまちづくりにつなげる」というコミュニティビジネスの意義や手法を市民に周知・啓発し、コミュニティビジネスを推進することにより、地域の活性化を図ります。



#### (4)情報の共有化

### 04 情報の共有化の推進

～みんなで情報を共有するまち～

#### 現況と課題

- 1 市民の市政への参画と協働のまちづくりを推進するためには、市政情報の周知に努めるとともに、市が保有する情報を積極的に公開し、市民と市が情報を共有し、公正で透明性の高い市政運営を図ることが重要です。また、施策の決定過程などに市民の意見を反映できる機会の確保に努めるとともに、計画などに基づき実施された事業の進捗状況や成果を、わかりやすく市民に公表することにより行政の説明責任を果たしていくことも重要です。
- 2 市政情報を幅広く周知するため、月1回の広報紙の発行やケーブルテレビやインターネットをはじめとする多様なメディアを利用した情報の提供に努めています。今後も多種多様な方法で市の情報を、わかりやすく市民に伝えることが求められています。  
議会においても、市議会の活動状況をケーブルテレビやインターネットでの実況及び録画放送、議会広報の発行により、わかりやすく市民のもとへ届けられるよう努めています。また、市民に開かれた議会をめざし、議会の審査の過程や結果など、その活動が市民にとってより身近なものとなるよう、なお一層の情報発信が求められています。
- 3 市は広範囲な市民の個人情報の収集や管理等を行っていますが、近年の情報通信技術の進歩により、市の保有する個人情報や情報資産の流出が懸念されていることから、個人情報の厳正な管理、運用や、情報セキュリティポリシー\*の確保が求められています。  
現在、情報公開制度及び個人情報保護制度を円滑に運用するために前提となる文書管理については、全庁的にファイリングシステムを導入し、文書の適正管理を図っていますが、市民が知りたい情報を速やかに公開し、市民と市との情報共有をより迅速かつ円滑なものとするためには、文書の収受や起案、決裁から保存、廃棄に至る一連の文書管理に関する事務をより迅速かつ効率的に行うことが求められています。また、公文書等の管理に関する法律の趣旨をふまえ、コンプライアンス\*の確保及び歴史的公文書の選別や利用促進施策等を策定していく必要があります。
- 4 インターネットの普及による情報通信サービスの多様化・大容量化や、平成23年(2011年)7月24日に行われたテレビ放送の地上デジタル放送への移行などにより、市民を取り巻く情報通信環境は急速に変化しています。市民等にとってICTを活用した情報提供や情報の双方向性を推進するためには、どのような技術を活用するべきか検討する必要があります。  
また、より効率的な電子自治体の構築をめざすため、平成24年(2012年)度からは第4次鳴門市情報化計画に基づき引き続き取り組みを進めていく必要があります。

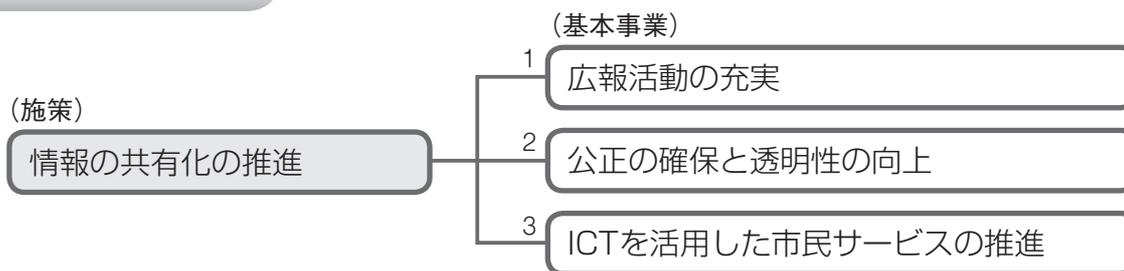


## 基本方針

市政運営について、多様な媒体を活用したわかりやすい情報の提供を促進し、保有する情報を積極的に公開することにより、市民等との情報の共有に努め、さらなる公正の確保と透明性を図り、市民等が主役のまちづくりの実現をめざします。

第4次鳴門市情報化計画に基づき、急速に進展する高度情報化社会に対応するため、より効率的な電子自治体の確立と市民生活の向上や地域活動の活力づくりに向けたICT利活用について検討を進め、ICTによる地域活動の促進に努めます。

## 施策体系図



## 主要な施策の内容

### 1 広報活動の充実

- ①読みやすい「広報なんと」の紙面づくりやケーブルテレビの特色を生かしたわかりやすい「テレビ広報なんと」の番組づくりに努めます。また、「声の広報」のCD化をはじめ、障がい者に配慮した広報活動の充実を推進します。
- ②「広報なんと」の市公式ウェブサイトへの掲載や電子メールを利用した、広報なんとEメールサービス、ケーブルテレビのデータ放送、庁内設置動画モニターなど、各種メディアを利用した広報活動の充実努めます。
- ③職員一人ひとりが積極的に市民等との情報共有化を図り、市民とともに鳴門の魅力を伝えることができるよう、効率的かつ効果的な戦略的広報活動を推進します。
- ④パブリシティ\*マニュアルに基づき、新聞やテレビなどパブリシティの積極的活用を推進し、市民等との情報共有化を促進するとともに、鳴門の魅力の情報発信強化に努めます。

### 2 公正の確保と透明性の向上

- ①清新で公正な市政を実現するため、情報公開制度の周知を図るとともに、公文書の検索に必要な資料等の充実を図り、市民がわかりやすく利用しやすい環境の整備に努めます。さらに、情報公開の前提となる文書管理については、適正な維持管理に努めるとともに、市民と市との情報共有をより迅速かつ円滑なものとするため、文書管理に関する事務のより効率的な運用に努めます。また、公文書等の管理に関する法律の趣旨をふまえ、コンプライアンスの確保及び歴史的公文書の選別や利用促進施策等の策定に努めます。
- ②市が保有する個人情報情報を厳正に管理、保護するため、個人情報保護制度の適切な運用に努めます。また、鳴門市情報セキュリティポリシーに基づき、市が所有する個人情報をはじめとするさまざまな情報資産を保護するための環境整備に努めます。
- ③市政運営の透明性の向上を図り市民の理解と信頼を深めるために、市公式ウェブサイ

- トでの市長交際費の公開などを進め、市民に提供する市政情報の充実を図ります。
- ④市民に対し情報提供・情報発信に努め、議会活動の透明性・公開性を高めるとともに、議会の役割、市民との関係、市長の関係を明確にし、市民との接点の充実により政策立案能力の向上と市政への監督能力強化を図ります。
  - ⑤事業の実施にあたり目的や目標を市民に明確にしたうえで、成果を検証し、その結果を市政運営につなげていく行政評価システム\*の効果的な活用に努めます。
  - ⑥計画に基づき実施した計画の進捗状況や成果を、わかりやすく市民に公表するよう努めます。

### 3 ICTを活用した市民サービスの推進

#### (1)ICT活用による市民サービスの向上

- ①市民が日常生活に役立つ情報の取得や情報発信を容易に行うことができるように、ウェブサイト等のさまざまな情報ツールの利活用を検討します。
- ②申請・届出などの電子化を進め、市民が自宅や会社に居ながらインターネットなどを利用し、オンラインで各種行政手続を行うことができる行政サービスの提供を推進します。
- ③各種アンケート調査・市民意識調査、パブリックコメント\*など、広く市民の声を行政施策に反映させるため、双方向での情報交流が手軽にできる環境の拡充に努めます。

#### (2)災害時の迅速な情報提供

災害等発生時、被害を最小限に食い止めるためには、市民等への迅速な警報・避難情報等の災害情報を伝達することが不可欠であり、従来から用いられている方法を補う手段としてICTを活用した情報伝達手段の検討を行います。また、庁内及び関係外部団体等へ災害情報を発信し情報共有を図ります。





## (5) 行財政運営

# 05 効率的・効果的な行財政運営の推進

～持続可能で効率的な地域主権をめざすまち～

### 現況と課題

- 1 本市の財政状況は、歳入においては、人口の減少と地価の下落により税収の伸びが期待できず、さらに、長年にわたり本市の財政を支えてきた競艇事業からの繰入金も当面期待できない状況にあることから、これまで以上に財源の確保が困難となっています。また、歳出においては、少子高齢化にともなう扶助費の増大及び職員の大量退職による退職金負担などが市財政を圧迫しています。平成22年(2010年)度の決算額に占める人件費の割合が25.1%、財政の弾力性を示す経常収支比率\*は88.2%と依然として高い数値を示しており、今後の財政運営にあたっては、自主財源の確保に向けた取り組みを推進し、厳格な事業選択による歳出の削減などを推進することにより、財政の健全化を図っていく必要があります。
- 2 本市は行財政改革の推進を重点課題として位置づけ、平成22年(2010年)度より鳴門市スーパー改革プランに基づき全部門の全体最適を考慮したさまざまな取り組みを進めています。今後も引き続き職員数の削減や事務事業の見直しなど、一層の行政経営の効率化や財政健全化に取り組む必要があります。国においては、平成22年(2010年)6月に「地域主権戦略大綱」が閣議決定され、地域の自主性と自立性を高める動きが進んでいます。これからの自治体には、地方分権の一層の進展が見込まれるなか、限られた資源でより簡素で効率的な行財政システムの構築が求められており、今後も行財政改革を進め、行政経営の品質を改善していく必要があります。  
また、競艇事業をはじめとする地方公営企業についても、経営状況は厳しく、運輸事業は、平成24年(2012年)度末で公営企業としてのバス事業から撤退することが決定しています。競艇事業については、これまで一般会計に総額900億円を超える額を繰り出すなど、市や地域経済の発展に大きく貢献してきました。しかし、社会経済情勢の変化などにより、売上は減少を続けており、経営状況の改善と安定した経営の確立をめざして、平成22年(2010年)9月に「経営改革アクションプラン」を策定しました。今後、プランに基づいた取り組みをさらに戦略的に推進し、経営の健全化を図ることが重要です。
- 3 本市の厳しい財政状況をふまえ、職員の退職者数に対して新規採用数をできる限り抑制することにより、大幅な正規職員の削減を進めるとともに、臨時的任用職員や嘱託員等の活用を行い、適切な総数管理に努め、人件費や賃金の増加を抑制する必要があります。また、より少ない職員数で増大する行政需要に適切に対応し、効率的に行政施策を推進するため、「鳴門市人材育成基本方針」に基づき研修や人事考課制度等の充実を図り、経営資源としての人を体系的・計画的に育てる人事制度を推進する必要があります。
- 4 現在、市の情報システム資産は、各々の担当課において企画・調達・運用がなされています。そのような状況下において、ICT投資や改修が行われた結果、データの重複管理やシステムの開発、運用、保守、セキュリティ面において弊害を生み出してきた部分もあります。今後は、調達時の審査や開発の施工管理をはじめとして庁内のICT統制を充実させていく必要があることから、ICTガバナンス\*の推進や、より一層の鳴門市情報セキュリ

前期基本計画(分野別)

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

ティポリシーの遵守が求められています。

- 5 情報システムの構築においては、その前段において、市の中長期的な戦略との整合性の確認や、業務分析等による効率化やコスト削減を検討したうえで、全庁的な視点にたった検討を実施する必要があります。情報システムの構築を行う前に、業務システムの分析を実施し、市の戦略に沿い、業務効率を向上させ、コストパフォーマンスを勘案しながら最適な情報システムの配置を行う必要があります。
- 6 震災等の災害に備えて、市が保有する情報資産のバックアップが求められており、より効率的かつ安全にバックアップできる仕組みを検討する必要があります。また、災害に対して、従来から情報伝達手段として用いられているテレビ・ラジオ等を補うツールとしてICTを活用し、迅速に警報・避難情報等を伝達することが求められています。
- 7 市民の生活圏の拡大や高齢社会の進展にともない、住民に身近な行政サービスを提供する市町村においては、市町村の枠にとらわれない広域的な取り組みや行政能力の向上が求められています。本市では県域を越えた広域連携によるまちづくりを進めてきましたが、今後も、これまで形成してきた広域行政の枠組みを活かしながら、地域の特性を生かした魅力あるまちづくりを進めるとともに、周辺市町村の状況を見極めながら研究を進めていく必要があります。また、府県の境を越えた、我が国初の広域行政の先進モデルとなる「関西広域連合」の設立の目的を十分ふまえた上で、徳島県との連携・協力をさらに深め、「四国の玄関口」である本市の個性や特性を存分に活かしながら、この関西の府県域を越えた連携のさらなる充実等によるさまざまな成果が受けられ、その効果を市全体に波及できるよう取り組む必要があります。

■職員数の推移（各年4月1日現在）

（単位：人）

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
職員数	916	884	841	822	782	754	712
増減数（対前年）	△ 18	△ 32	△ 43	△ 19	△ 40	△ 28	△ 42

（資料：人事課）

■財政関連諸指標の推移（普通会計）

（単位：千円、%）

年 度	歳 入	歳 出	実質収支	経常収支 比率*	実質公債費 比率*	将来負担 比率	財政力指数 (3カ年平均)*
平成17年度	22,741,825	22,449,205	98,078	94.2	12.9		0.69
平成18年度	23,782,236	23,585,864	159,565	92.6	12.8		0.69
平成19年度	22,613,061	22,418,719	191,263	95.2	13.1	169.8	0.69
平成20年度	20,225,071	19,871,946	215,159	97.4	13.9	162.7	0.69
平成21年度	22,550,435	22,145,907	254,594	94.4	15.0	152.9	0.69
平成22年度	24,728,101	23,980,326	375,125	88.2	15.2	131.3	0.66

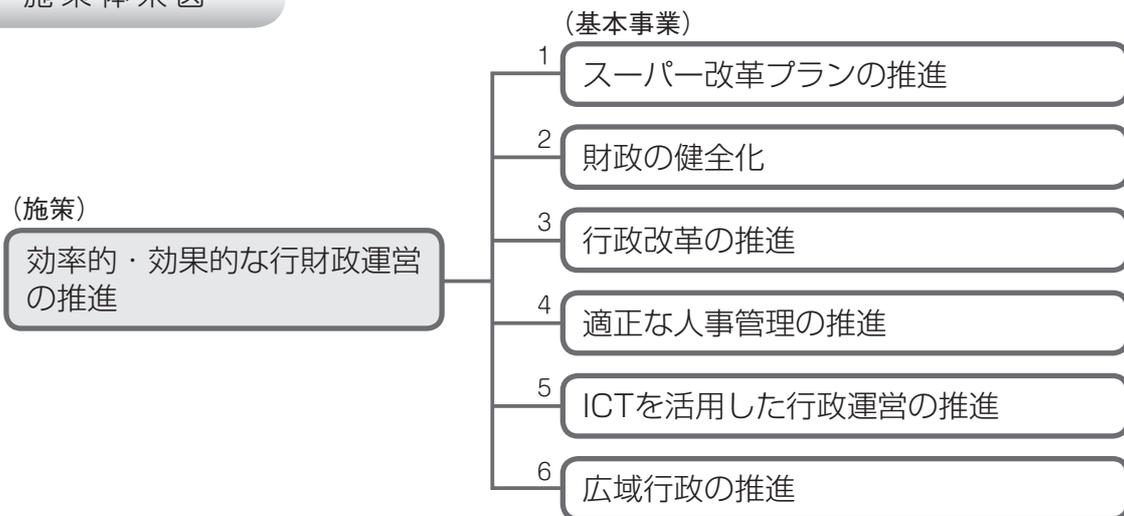
（資料：財政課）



## 基本方針

市民が主役の未来へ飛躍する鳴門市をめざして、行財政改革を着実に進めることにより、自立的で持続可能な行財政システムの確立に努めるとともに、広域連携などによる効率的な行政運営体制の構築に努めます。また、職員数の適正化を進めるとともに、職員数が減少しても行政サービスの維持・向上を図ることができる人財を育成できる人事管理を推進します。また、ICTの活用を中心とした全庁的な情報システムの整備を実施し、行政情報の共有化や新たな行政サービスへの環境整備に取り組み、ICTガバナンスを推進します。

## 施策体系図



## 主要な施策の内容

### 1 スーパー改革プランの推進

平成22年(2010年)度に策定した「スーパー改革プラン」に掲げた取り組み項目を着実に推進することにより公営企業も含めた一体的な行財政改革を推進します。

### 2 財政の健全化

#### (1) 歳入の確保

- ① 税務行政の公平性、公正性、透明性の原則をふまえ、課税客体の的確な把握と適正な課税、適切な滞納整理など徴収率の向上を図り、市税収入の安定的な確保に努めます。また、超過課税の適用及び法定外税の導入など、市税の増収策について調査研究を行います。
- ② 保険料、各種使用料などの収納率の向上に努めるとともに、さまざまな広告媒体の活用や、わかりやすい寄附金制度の確立など、歳入の確保を図ります。
- ③ 使用料、手数料等の公共料金は、市民負担の公平確保と受益者負担の観点から利用者の受益の程度に応じた適正な負担になるよう定期的に見直しを進めます。また、新たな使用料・手数料の導入を検討します。
- ④ 保有財産については、貸し付けを実施するなどの有効活用を推進するとともに、臨時的な財源確保策のひとつとして、遊休状態にあり、かつ処分可能な土地の売却を推進します。
- ⑤ 事業実施に際しては、国・県などの補助金制度等を積極的に活用するとともに、市債についても、将来の公債費負担を考慮しながら、その活用を図ります。

## (2)歳出の削減

- ①厳しい財政状況をふまえ、事業の目的、効果、緊急性を十分検証するとともに、着手時期や事業規模についても精査を行うことにより、投資的事業の重点化と事業費の縮減に努めます。
- ②特別会計についても健全化措置を実施し、他会計繰出金の負担を抑制します。
- ③あらゆる事務事業について、意義、必要性、効率性や効果などを視点として徹底的な見直しを行うとともに、各種施策を効率的に推進するため、事務事業の費用対効果や施策への貢献度による優先度を明確にしなが事業の統廃合について取り組みます。

## (3)その他の対策

- ①財源確保のため各種基金や退職手当債などの市債を適切に活用し、安定的な財政運営に努めます。
- ②わかりやすい財政状況の公表に努めるとともに、財政健全化法に基づく財政指標を用いた多様な財政分析を行い、財政状況の適切な把握に努めます。

## (4)地方公営企業の経営の改革

- ①競艇事業については、平成22年(2010年)9月に策定した「経営改革アクションプラン」に基づき、イメージアップ、新規顧客獲得や既存顧客満足度向上のための取り組みを戦略的に実施することにより、経営状況の改善を図り、安定した経営の確立をめざします。また、老朽化の進んでいる施設についても、撫養港海岸保全施設整備事業のレース開催に与える影響などについて、国とも十分な連絡・調整を図りながら、早期に施設改善についての方向性を決定します。
- ②「上水道」の項(P.165)参照
- ③「交通」の項(P.170)参照

## 3 行政改革の推進

### (1)民間委託等の推進

良質かつ効果的な市民サービスを安定的に供給するために、行政と民間との役割分担を明確化し、「民間でできるものは民間に委ねる」という趣旨に基づき、民営化や民間委託、指定管理者制度等の導入を推進します。

### (2)事務・事業の再編・整理、廃止・統合

「最少の経費で最大の効果を上げる」という基本原則にたち、事務事業の必要性や効果などさまざまな観点から積極的に見直しを行い、事務事業の新設、改革改善、再編・統廃合を図ります。

### (3)出先機関・公共施設・外郭団体の見直し

各種施設の運営方法の見直しにあたっては、老朽化した施設のあり方も含め存廃について検討を進めるほか、公平性の確保や費用対効果の観点から、利用状況や管理状況を検証し、既存施設の適正、効率的運営を推進します。

また、公益法人改革への対応や第三セクターの設立目的や業務内容と社会情勢の変化を比較検討し、時代のニーズにあった団体の効率的運営について、検討を行います。

## 4 適正な人事管理の推進

### (1)職員数の適正化

- ①財政硬直化の主要因である人件費を抑制するため、長期的な視点に立ち計画的に職員採用を抑制し、職員数の適正化に努めます。
- ②職員数の削減等に対応できる、簡素で効率的な組織・機構づくりに継続的に取り組みます。



## (2)多様な雇用形態の有効活用

臨時的任用職員や嘱託員、再任用職員等についてそれぞれの職の特性に応じて有効活用し、効果的な事務執行が可能となるよう努めるとともに、すべての職の総数管理を適切に行い、人件費等の抑制を図ります。

## (3)人を育てる人事管理の推進

人材育成基本方針に基づく研修の推進や人材育成に配慮した人事異動、高い専門性を備えた職員の養成と基礎的な職務能力の向上につながる研修の実施など人を育てる人事管理を推進します。

## (4)人事考課制度の充実

人材育成や組織機能の強化等のための信頼性の高い人事考課制度を構築するとともに、人事考課の結果としての能力・実績の処遇への反映の拡充に向けての取り組みを進めます。

# 5 ICTを活用した行政運営の推進

## (1)行政運営の高度化・効率化

- ①行政文書の電子化にともない、総合文書管理システムや電子決裁システムの導入に向け検討を行います。また、オンライン申請に対応するため、公的個人認証サービスの普及に努めます。
- ②全庁的な視点から、セキュリティ、ICT投資、システムの効率化、業務の効率化等を行い、ICTに関する一元管理体制、内部管理の強化を図るため、ICTガバナンスを推進します。
- ③業務とシステムの関連性を調査し、業務とシステムの両方の視点からコンプライアンス・アクセシビリティに配慮した全体最適化に向けた取り組みを行います。

## (2)他団体との連携

- ①事務の効率化・コスト削減等を図ることを目的としたクラウドコンピューティング\*等の新技術を活用したシステムを、隣接する自治体と連携し検討していきます。
- ②民間企業とプロジェクトを組織し、情報武装のツールとして開発した「情報システム資産管理台帳」の整備・充実をし、広く全国の類似自治体等との情報連携を行い、より効率的な情報システムの導入を図ります。

## (3)危機管理対応

- ①市が保有する個人情報や情報資産保護のため、鳴門市個人情報保護条例及び鳴門市情報セキュリティポリシー\*の適切な運用に努めます。
- ②震災等の災害に備えて、重要度の高い情報資産のバックアップデータを保管し、迅速かつ確実に復旧できるよう管理対策に努めます。

# 6 広域行政の推進

新たな広域的行政課題及び広域で取り組むことにより市民サービスの向上や事務の効率化が図られる事業については、関係自治体との連携・協力体制を確立するとともに、共同事務処理を行う場合の効果について調査・研究を進めます。